

厚岸町議会 平成25年度各会計補正予算審査特別委員会会議録

平成25年12月 9 日

午前10時00分開会

●委員長（中川委員） 皆様、おはようございます。

ただいまから、平成25年度各会計補正予算審査特別委員会を続会いたします。

早速、審査を進めてまいります。

初めに、議案第83号 平成25年度厚岸町一般会計補正予算を議題といたします。

第1条の歳入歳出予算の補正。

8ページ、事項別明細書をお開き願います。

10ページ、歳入から進めます。

進め方は、款、項、目によって進めてまいります。

9款1項1目国有提供施設等所在市町村交付金。

10款地方特例交付金。

13款分担金及び負担金、2項負担金分担金、1目民生費負担金。

14款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料。

6番、堀委員。

●堀委員 おはようございます。

総務管理使用料ですね、厚岸情報ネットワーク使用料ということで、加入者増ということで説明がありました。

今現在の情報ネットワークに加入している戸数、そしてまた厚岸町内、この情報ネットワーク以外でもNTTさんのネットワークに加入している戸数というものもあると思うのですけれども、合わせて何戸なのか。全体戸数に対しての何%と教えていただければいいんですけれども、それを教えていただきたいと思います。

また、近年スマートフォンなどによってインターネット環境を携帯で見られるような状況もあるのですけれども、厚岸町内でそのスマートフォンの普及率というか、そういうものがわかれば教えていただきたいと思いますと思うのですけれども、もしわからなければよろしいですけれども。

●委員長（中川委員） 休憩します。

午前10時02分休憩

午前10時04分再開

●委員長（中川委員） 再開いたします。

総務課長。

●総務課長（會田総務課長） お答えいたします。

今回、インターネットの加入者増加ということなんですけれども680件です。それで、全体で。N T Tのほうの加入者数については、これは申しわけありません、その情報は得ておりません。

あわせてスマートフォン、これも町のほうでは情報はございません。

●委員長（中川委員） 6番、堀委員。

●堀委員 とりあえず、その情報ネットワークのほうでは680件だと。やはり、今後、行政サービスを広く行っていく段階ではネット環境を利用して周知活動というのも当然、いろいろな面でやられていくと思うのです。そういうもの、当然、防災情報をスマートフォンなりに流すとかということも含めてなんですけれども、そういった中ではやはりそういう数をやはり押さえていくということも、やはり今後は検討の中に入れてもらって、町内の情報化の普及率を見ながら今後の情報普及ということの中で検討してもらいたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

●委員長（中川委員） 総務課長。

●総務課長（會田総務課長） 実際にこの厚岸情報ネットワークの中での加入者数というのは、当初、250件程度だったものが現在は680件ということで、年々、数がふえてきています。それに伴っての歳入については、増加の補正ということで行わせていただいておりますけれども、その辺はN T Tとのほうで情報交換をしながらできるかどうかわかりませんが、努力はしていきたいというふうに思います。

●委員長（中川委員） この目でほかにありませんか。

（な し）

●委員長（中川委員） なければ、進めてまいります。

4目農林水産業使用料。

10番、谷口委員。

●谷口委員 ここで701万円の減額補正ということになっていきますけれども、この内容についてちょっと教えてください。

●委員長（中川委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） 牧場使用料の減額701万円ということで出させていただきますけれども、これの数字的なものでは夏季、夏の間の放牧なんですけれども、こ

れが当初2,300頭を予定して予算計上させていただいておりましたけれども、これが2,006頭、現在の実績で11月までの実績で、そういうふうに平均が下がってしまっております。

その関係で減額になったということなんですけれども、これの原因ということになりますと、預託農家さんの数は変わっておりません、76件ほどですので、それは変わっていないんですけれども、ことしF1という、ホルスタインに和牛を掛ける率がちょっと高くて、そこは生まれると市場に出てしまうものですから、牧場には入ってこないというようなこと。それから、子牛の死亡率が若干高い、それから受精率が悪いというようなことが先週の火曜日にも農業共済組合のほうと勉強会をやっていますけれども、その中でどの先生のほうからもそういう分析の結果を受けております。

そういうことが重なって、この頭数の減ということで減額の計上になったということでございます。

●委員長（中川委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 F1の牛が多くなったという、今、説明ですよ。これは農家の経営方針だとか、そういうところから当然、出てくるのではないのかなと。

それと、今ちょっと聞いていると死亡、あるいは受胎率が悪いと、そういうあたりの原因みたいのは何か解明されているのでしょうか。

●委員長（中川委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） 本当これだという理由というのは、なかなかはっきりさせれないんですけれども、やはり夏の暑さなんかが、去年もそうでしたけれども、それから去年の夏の暑さがことしまで影響しているというような部分もありますし、そのF1が多くなるという部分では個体価格が高くなって、そちらのほうにというような部分もありますし、そのときそのときでやはりちょっと、いろいろ事情が出てくるのだというふうに思います。

ただ、この前、先週やった勉強会の中では来年に向けては若干、生まれる牛の数はふえるのではないかなというような予想も出させていただいておりますので、この辺はその推移を見ていかないといけないといけないかなというふうに思っております。

●委員長（中川委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 この預託牛はすぐ生まれた子を預託するわけではないですよ。ですから、ある程度、農協サイドだとか、そういうところから預託に関する情報というのはある程度、予見できる情報は得られるのではないのかなというふうに思いますけれども、その点では今回300頭が違いますよね、そういうあたりはどういうふうになっていくのでしょうか、今後は。

●委員長（中川委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） 生まれる牛のいろいろな要素がかみ合っていて、受精率が悪い、それから実際に生まれてみないと雄か雌かわかりませんから、それで雄が多くなってしまうですとか、いろいろその要素がありまして、なかなか今回、来年に向けてはという予想もいただきましたけれども、実際にそれが最終的にどうなるかというのはなかなか難しい状況があります。

ただ、できるだけそういう共済組合の先生たちとも相談をしながらやっていきたいなというふうに思っております。

●委員長（中川委員） 2番、大野委員。

●大野委員 同じ件でご質問したいと思うのですけれども、今、頭数減。僕も酪農家ですので事情はわかっています。

そこで、対策の一つとして太田農協が受精に対して雌雄判別精液、雌生まれる確率90%の精液があるんですけれども、それを使った場合、約半額程度、助成すると。若牛をふやした、元牛をふやすためにそういう受精卵移植をすると、それも半額程度の助成をするとなつて、町としても一定程度の助成って考えられないのでしょうか。今後、考えていっていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

●委員長（中川委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） 受精卵移植で9割ということもありますけれども、実際、今度、受精率が悪いというような問題も聞いております。

それから、受精卵に受精をさせた卵を移植するというような方法もあるというふうには聞いております。そういう方法というのは、いろいろ研究もされていますし、それから実際にその雌雄判別精液については、今、実際に牧場のほうでも希望者に対してはやっているというような状況があります。

ただ、ちょっとそれについての助成という部分では、農協さんのほうからやっているということでもありますけれども、町のほうではそういうものに対してのものは検討はしておりません。ちょっとそういうものにとすることは考えていない状況です。

●委員長（中川委員） 2番、大野委員。

●大野委員 今、受精したからといって生産されるのは3年後なんですけれども、いずれやはり面積ふえてきますとやはり牧場のほうに預託をする頭数がふえるので、やはり今後、検討課題として考えていってほしいと思います。よろしくお願いします。

●委員長（中川委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） 今後のいろいろな推移を含めて検討していきたいと思いま

す。

●委員長（中川委員） ほかにこの目でありませんか。

（な し）

●委員長（中川委員） なければ、進めてまいります。

5 目商工使用料。

15 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目民生費国庫負担金。

2 項国庫補助金、1 目総務費国庫補助金。

2 目民生費国庫補助金。

4 目農林水産業費国庫補助金。

6 目土木費国庫補助金。

8 目教育費国庫補助金。

11 目災害復旧費国庫補助金。

12 ページ。

3 項委託金、1 目総務費委託金。

16 款道支出金、1 項道負担金、1 目民生費道負担金。

2 項道補助金、2 目民生費道補助金、4 目農林水産業費道補助金。

3 項委託金、1 目総務費委託金。

4 目農林水産業費委託金。

17 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目財産貸付収入。

2 項財産売却収入、1 目不動産売却収入。

10 番、谷口委員。

●谷口委員 不動産売却収入でお伺いしたいのですが、土地売却収入、門静 1 丁目なのですが、この単価をちょっと教えていただきたいのですが。

●委員長（中川委員） 建設課長。

●建設課長（高谷建設課長） お答えいたします。

1 平米当たり 2,500 円です。1 坪 3.3 で計算しますと 8,250 円になります。

●委員長（中川委員） 10 番、谷口委員。

●谷口委員 1 件だけでしたか。

●委員長（中川委員） 建設課長。

●建設課長（高谷建設課長） 1 件でございます。

●委員長（中川委員） この目、ほかにありませんか。

（な し）

●委員長（中川委員） なければ、進めてまいります。

2目生産物売払収入。

18款1項寄附金、1目一般寄附金。

8目消防士寄附金。

19款繰入金、1項基金繰入金、4目まちおこし基金繰入金。

6目環境保全基金繰入金。

20款1項1目繰越金。

21款諸収入、6項3目雑入。

14ページ、22款1項町債。

9番、南谷委員。

●南谷委員 失礼しました。3目、6目、7目、9目含めて、この290万円の計上でございますけれども、委員長、全体で質問をしたいのでお許しを賜りたいと思います。

町債に係る調書補正。7ページ、ここでお尋ねをさせていただきたいと存じます。

平成24年度末残高が109億3,079万円で、今回の補正額が290万円で、期首、今回補正することで106億2,314万4,000円、この差額が2億8,247万6,000円とふえております。当初よりも、当然、事業にやってくるから当然だと思っておりますけれども、この要因なんですけれども、ことし災害もありましたし、それぞれの事業をやってきた補正を組んできたから、それぞれ私なりに理解はしているのですけれども。この、まず、2億8,200万円に町債はふえてきておりますよね、この要因をどういうふうに捉えているのかお尋ねをさせていただきます。

それから、実際にふえた要因、今、振り返って要因なんですけれども、考え方、町長は常々財政の健全化ということを取り組んできていると思っております。ですけれど、結果として、私は一つの目印として、この町債の減というものは一つの大きな要因であると私なりに理解をしているわけでございます。

町として、結果としてこういう結果になったのだというものをどのように捉えているのかお尋ねをさせていただきますし、今後、年度末まで、まだ推測でしか過ぎないんですけれども、おおよそこのぐらいの数字になるというものを伺いさせていただきます。

●委員長（中川委員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） 委員おっしゃられるとおり、当初予算に比較しますと若干、25年度末残高というのはふえてございます。

これは、個々の補正の中で増額補正を提案させていただいた結果でありますけれども。その中身を見ますと台風18号に係る、災害復旧に係る起債の発行、それから今般は水道

事業に対する、これは宮園配水池の整備事業に充てる起債の発行、いわゆる一般会計から水道会計に対する出資をするというルールがありまして、それが認めていただいたということでもあります。

この二つの起債とも、実は交付税に対する参入がございます。いわゆる一般的にいうと有利な起債ということで財源確保を図らせていただいた結果であるということでもありますので、大きな状況、大きく残高を現在のところは、大きく残高をふやすというふうには考えておりません。いわゆる財政運営上の事情によって発行をさせていただきたいという案であります。

次に、今後の見込みでありますけれども、年々、これは3月補正の段階で過疎債という、ソフト事業に対する発行というのを国に認めていただいた結果、発行させていただいております。これは過疎計画に基づいて、手続きを踏んで同意予定が出た段階で計上させていただいております。これが現在のところ、約1億程度の発行が認められそうだとということで、これにつきましても、現在の制度の中では最高の70%分が普通交付税の基準財政需要額に参入されるということで有利な財源確保を図っていきたいという結果として、この現在の残高に積み上がっていくものと考えます。

一方では、事業の執行に伴って発行額が抑えられる部分もありますので、そういった減額要素も含みながら3月補正に向けて作業を進めてまいりたいというふうに思っております。

●委員長（中川委員） 9番、南谷委員。

- 南谷委員 まず1点目なんですけれども、私も何となくそういう気はしていたのです。ことしの台風の災害で予定外のものが発生してきているだろうと、それと、もう1点は乗りかえというのですか、むしろ厚岸町にとっては有利な起債にということで、乗り変わってきていると、だからこの結果として、ここの町債の数字がふえているように見えるけれども、現実には厚岸町として払っていく部分についてはむしろ有利な部分に乗り変わってきていると、こういうことを町民にもしっかりと、やはり理解をしていただける、どこかでそういうことを理解をしていただかないと、当初残高から我々は、多くの町民の皆様もそうだと思うのです、きちっと期末で町長は減らしているよと言っても、実質、残高がふえればどうなんだろうと、なかなか見えにくい部分だと思うのです。

そういうことをやはり税財政課としてきちっと、何からのその町民に理解をしていただけるような方策というものを、やはり町報なんかでもこういう方法をとっていますよというものを明示していく必要があると思うのです、理解していただける人はすると思うのです。

それと、そうしますと2点目に参りますが、今、これから1億ぐらいのものがふえるとする、恐らく期首から比べて4億近い増になるのかなというふうに私なりに、今は2億8,200万円ぐらいふえていますから、期首から。1億ふえると、1億若干ふえるかどうかかわからないですけども、4億ぐらいの増になると、そういう理解をすればよろしいでしょうか。

●委員長（中川委員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） 町の財政運営上、有利な起債を発行しているということを町民に知っていただくことは大事なことでと思いますので、広報等を利用してそういったことをお知らせしてまいりたいというふうに考えます。

一方、起債の残高の推移でございますけれども、期首という表現を使いますと、平成24年度末、現在の数字としてはざっくり言いますと残高は109億であります。それが現在の予算ベースでは106億ですから、約3億弱ぐらい減らすことができます。現在の予算ベースでは、3億ほど減らすことができると。3月では1億程度、過疎債が膨らみます、すると事業執行によって減額されるものもあると思いますので、そういった状況の中では24年度末よりも25年度末は起債の発行残高は減らすことができるという状況に相成りますので、この辺はご理解いただきたいというふうに思います。

●委員長（中川委員） 9番、南谷委員。

●南谷委員 済みません、大変、失礼しました。減るんだもんね、2億8,200万円、期首に。

そうすると、今言う、1億ぐらいがふえるということだから、実質は2億8,000万、約3億ぐらいから1億、2億ぐらい減らすと、そういう理解でよろしいですね、はいわかりました。

●委員長（中川委員） ほかにありませんか。

（な し）

●委員長（中川委員） なければ進みます。

1 項町債、3 目衛生債。

6 目土木債。

7 目消防債。

9 目災害復旧債。

これで、歳入を終わります。

16ページの歳出に入ります。

1 款 1 項 1 目議会費。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費。

12番、室崎委員。

●室崎委員 文書の管理ということでお聞きしますが、決済という声があります。今、私たち、たまに目にすることあるのですが、文書の右肩のほうに枠があって、ずっと皆さんがはんを押す、この決済ということの意味なんですけれども、これは要するにその決済のはんを押した人が、いろいろなものがあるでしょうけれども、その文書の、その行っていることにかかわって、その内容については間違いがありませんと、私は責任持ちま

すよということで、はんを押すというふうに理解すればよろしいでしょうか。

●委員長（中川委員） 総務課長。

●総務課長（會田総務課長） 細かい説明は省かせていただきますけれども、そのとおりでよろしいかと思います。

●委員長（中川委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 それで、よく、はんこ行政とか何とかいった民間の人がいろいろなところに書いている、社内改革を行って、その、はんを押す人をぐっと減らして、そして事業を合理化したというようなことを書いているのです。それをそのまま役所のやることに適用して、何か非常に形式主義だとか、煩瑣であるとかという批判をする場合に割と多いんですけれども、私はある意味ではそれは当たっていないんじゃないかというふうに思うのです。

それは、役所というのは早くというと税金で入ってきた人のお金を使って仕事をしているわけですよ。したがって、一つ間違ったときにはまかり間違えばという意味ですよ、その事業に当たっている人には常に横領や背任の危険性なるわけですね、人のお金を使って自分や第三者の私腹を肥やしてしまえば、これは横領とか背任とかということになるわけです。

だから、そんなことがないようにきちんと皆さん注意して仕事しているわけです。その跡を残しておくということも、後日の検証のためには非常に必要なんですよね。そういう意味もあって決裁というのは非常に大事な声であると、そのように思うのですけれども、ここも細かな話はちょっと別にしてそのような解釈で外れてはいないのではないかと思いますのですが、いかがでしょうか。

●委員長（中川委員） 総務課長。

●総務課長（會田総務課長） 今、言われたとおりで間違っていないというふうに思います。

●委員長（中川委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 それで、私、一般質問で町民の窓口に持ってくる文書についての認め印というものについてのもう一度の見直しというか、洗い直すというか、検討の課題の話を申し上げました。

決裁に関して言いますと、これ町民が持ってくるものではありませんので、一般質問とはちょっと場所が違いますが、似たようなものでは銀行の通帳のはんであると思うのです。あれは、銀行の通帳に登録してある印鑑を預金の引き出しやそういうときに使いますよね、必ずそのはんが押してあることで、その行為のまず文書の申請と、それから行為の適正というものが印鑑を照合することで担保されるわけです。

決裁の場合にも、やはり同じように、同じようにというのはちょっとニュアンスは違いますけれども、決済印が押しておくことでまさに私がちゃんと見て、内容を確認して、間違いがないということを担保しましたよということになるわけですから、当然、何でもいい、はんだということにはならないと思うのです。

町の場合にもそういう意見で決済印といいますか、決裁判といいますか、それについては誰はこのはんを使っている、それを照合するとすぐわかるというような一種の印鑑登録でしょうけれども、そのような制度をとっておりますか。

●委員長（中川委員） 総務課長。

●総務課長（會田総務課長） 現状ではとっておりません。

●委員長（中川委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 そうしますと、そんなことは実際にあったら大変なわけで、まず厚岸町でそんなこと起きるとは思いません、皆さんの仕事ぶりを見ていまして。ただ、一応、理論として私の決裁欄のところに決裁判押してあるけれども、こんなはん私使っていないよというような問題が起きた場合に、いやいやそうである、ないということは現状では言えないわけですね。

●委員長（中川委員） 総務課長。

●総務課長（會田総務課長） 恐らく、本人確認以外はそのようなものがあつたとしても証拠としてはとれないというふうに感じております。

●委員長（中川委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 そこでいう本人確認とはどういう意味ですか。

●委員長（中川委員） 総務課長。

●総務課長（會田総務課長） そのような行為を行ったかどうかの、本人に対する確認ということです。

●委員長（中川委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 普通、本人確認というのは違う人がそこでもって行為をするのが本人であるかどうかを他の者によって確認するのを本人確認というのだが、そうでなくて本人に確認、そうするとその都度その都度、理論的には、そんなことあり得ないと思うけれども、違うはん押しているようなことをやっていけば、決裁のはんというものが確かにその人

が見て、その人が押したということの担保としては非常に弱いことになりますね。

●委員長（中川委員） 総務課長。

●総務課長（會田総務課長） 現状では弱いというふうに言わざるを得ないかというふうに思います。

●委員長（中川委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 冒頭申し上げた決裁ということの持っている意味、重要性をかんがみたときに、やはりそのあたりのことについては、現実にはそういうことが起こるからという意味では決してないという、いわば制度としてやはり整理していく必要があるのではないかと、そのように思いますけれども、いかがでしょうか。

●委員長（中川委員） 総務課長。

●総務課長（會田総務課長） 実際に決裁で使用する印鑑を、ある一定の部署で登録をしているという自治体もあるということで聞いております。

町でもそのような間違いが起こらないというふうに思っておりますけれども、さらなる確実性、さらにきちんとした形で間違いが起こらないようにそのような整理をその自治体の例に倣って行いたいというふうに思います。

●委員長（中川委員） この目、ほかにございませんか。

（な し）

●委員長（中川委員） なければ、進めてまいります。

2 目簡易郵便局費。

3 目職員厚生費。

6 番、堀委員。

●堀委員 2 点ほどお聞きいたします。

まず 1 点目、人事給与管理ということで、障がい者雇用について。私、障がい者の法定雇用率という中では昨年の12月や3月の一般質問にもいろいろとお聞きしたり、質問したりしているのですが、昨年の12月のときに聞いたときには今現在、まだ法定雇用率、その段階では法定雇用率は変わっていませんからあれだったのですが、法定雇用率が変わった場合においては下回る可能性があるといった中でも答弁があったと思うのですが、先だって、いつでしたか10月くらいの報道だったと思うのですが、ハローワークのほうから自治体のほうの法定雇用率が下回っている自治体として厚岸町も指導をしているというような報道がありました。

私は一般質問の中で、やはり民間の法定雇用率をやはりきちんと指導していくに当たっては公共機関たる、厚岸町内もしっかりとこの法例を、罰則はないにしても法例を順守するというものが必要だということでは言わせてもらったと思うんですけども、この報道がたしか9月末時点でのというような報道だったと思うんですけども、その後、この法定雇用率改善されているのかどうなのか、教えていただきたいと思います。

●委員長（中川委員） 総務課長。

●総務課長（會田総務課長） 改善はされておりません、まだ1点、1人分少ないという状態です。

●委員長（中川委員） 6番、堀委員。

●堀委員 そうすると、早急に改善を図る必要があると思うんですけども、その見込みというか、いつごろに改善できるのかをしっかりと明示してもらいたいと思うんですけども、どうでしょうか。

●委員長（中川委員） 総務課長。

●総務課長（會田総務課長） 先日、その報道を受けてハローワークのほうからも担当者が町のほうに参りました。

結果としては、来年度の見込みもございます。実を言うと来年度、さらに減る可能性もございます。また、先日、議決をいただきました再任用、この制度が議決されれば、その人数に変動がございます。ハローワークのほうには来年度のその動向も見ながら4月1日の時点で改善を図りたいというふうに先般ハローワークのほうにはお答えを申し上げました。

今、年度途中でございます。本来は、今年度の4月1日の時点でその部分が解消されればよかったのですが、なかなかその職務の選定も含めて難しい部分がございますので、来年度4月1日ということでお約束をさせていただきたいというふうに思っております。

●委員長（中川委員） 6番、堀委員。

●堀委員 今、募集して、今、応募があるかどうかといった中では、なかなかすぐに改善できないということは私もわかりますが、ただ再任用制度、先ほど言われましたけれども再任用制度はあくまでも定数外、時間外ですから、定数外のほうとなると思うのです。定数外の職員までもこの法定雇用率の計算の中には入れるのかどうなのかちょっとわからないんですけども、少なくとも確実に3月末、4月1日の段階できちんと法定雇用率を超えるようにしていただきたいと、お約束をしていただきたいと思います。

それで次、2点目です。今度はその下の福利厚生健康管理といった中で質問いたしますけれども、道路交通法がことしの6月に改正になりました。当然、6月に改正になってあれにはいろいろな執行日が別々に定まっているものがあって、まだ執行されていな

いものというのもあるんですけれども、その中で一定の病気がある運転者への対策ということで、てんかんや統合失調症などで認知、判断、操作能力を欠いて自動車の運転に支障を及ぼす病気の症状があるにもかかわらずということで虚偽の申告をして運転免許を取得、更新した場合はというような場合の罰則規定というのが新たに設けられました。

これは東北仙台のほうだったかの営業者の事故でてんかん絡みの既往症を持っている人が事故を起こしたものを受けての法の改正だと思うんですけれども、これ自体は免許者である個人の問題なんですけれども、ただ厚岸町として公用車の運転を命令するという場合があると思うのです。そのような場合、これらの一定の病気を持っているかどうか、煩ったかどうかというようなことでもあるんですけれども、そのような命令をするに当たっては事前にそのような症状のあるかないかというものをしっかりと確認しておく必要があるのではないかと、少なくとも1年に1回は本人からの自己申告なりを受けるような形の中で行う、またそのような症状がある場合の人については医師の診断書なり、運転業務に支障がないような、そのような証明というものをつけてもらった中で、雇用者の運転業務の命令をするような形をとらなければ、当然、万が一、職場の同僚なり、当然、上司なりもわかっていた場合、その場合はわかっているそれがもとで事故を起こしたような場合であれば、そのような過失というものも当然、これからは問われかねないというふうに思うのです。

そのような中では、まだこれ自体は法の施行がされております。告示から、これは交付から1年以内の施行ですからまだ6月なので、来年の6月までには遅くてもこの法は施行されると思うんですけれども、それに対応するような形の中で、職員の健康管理の中での自己申告というものを取り入れるべきではないのかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

●委員長（中川委員） 総務課長。

●総務課長（會田総務課長） こういう法定雇用率を満たす努力についてはいたします。ただし、これももし厚岸町がその職の募集を図ったとしても来ない場合もございます。

ですから、そういう状況もあり得ますので、できる限りハローワーク等々も関係機関の協力も得ながら情報は仕入れたいと思っていますけれども、そのような状況もありますので、今、町として言えるのは満たすように努めさせていただきたいということでございます。

それと、職員のそういうような大きなてんかんとなると、やはり業務に支障を来す場合もございますので、そのあたりについては休まれる場合については領収書なり、あとは医師の診断書というものがあって休職、休みになりますので、それらも原課の所属長が確認をする義務もございます。職員からのそういうようなみずからの報告というものは、当然、なければならぬと思っています。職員の服務規程上、必要になりますので、その辺については徹底をしてまいりたいというふうに思っています。

また、そのような病気があった場合については、当然、本人との面談ということも必要になってくるというふうに思います。

●委員長（中川委員） 6番、堀委員。

- 堀委員 障がい者雇用のほうでも努力したいと、わからないけれども。ただ、私は何回も言っているんですけども、地方自治体には罰則というものがない、民間においては当然、法定雇用率を下回った場合については罰則というか、罰金というか、お金を支払って、その分を職場の障がい者環境、職場環境の改善に使うというような中ではあるんですけども公共のほうではないと。

なぜないんだといったら、これはやはりしっかりと指導する立場として、やはりしっかりとやるべきだというふうになっているから、当然、罰則というか、そういうようなお金を払わなければならないとかという状況にないと思うのです。

来春とは言いましたが、少なくとも募集自体は今からやってもおかしくはないでしょうし、常にやることというのは可能だと思うのです、解消するために。そのような努力といったものをやはり考えていただきたいと、募集はしたけれども4月の段階で応募者がいなかったから、いや済みませんでしたと、これはやはりどのようなものなのかというふうに思いますので、やはり4月の段階でしっかりと改善がされるように今から募集なりもししっかりとやっていただきたいなというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

- 委員長（中川委員） 副町長。

- 副町長（大沼副町長） 障がい者雇用率の率の充足のことではありますが、基本的に一般職員を採用するに当たっては、障がいがお持ちである、ないということは、オーダーとして出しておりません。今、管内で1次試験を募集するに当たっては、そういう身体的にハンディがある、ないということは一切問わないでオープンにして採用試験に臨んでいただくという方法をとっております。

これが逆に一定レベル、要するに一般事務職でそういう採用試験に当たって、一定レベルの試験を課しているという理由は執務能力があるか、ないかということを問うためにやっているわけです。そうしますと、障がい者であることを前提条件にして一般事務職を募集するということが果たしてどうなのかということです。

一定の限られた事務の範囲でやるということも検討しなければならないとは思っているのですが、結果として我々は採用に当たってハンディがあるとかないとかということは一切度外視して、オープンにしてやっていると。障がい者雇用率を法で定めた理由というのは、特に民間企業やなんかでは障がい者があること自体でもってその採用に不利益をするということがあってはならないよというのが法の定められた趣旨だというふうに私どもは理解をしております。

それから、従来は定数外の職員数に障がいをお持ちの方がどれだけ率を占めているかということでカウントされておりましたけれども、このたび指導に入ってこられた方にお聞きしますと、一定条件を満たす勤務時間数の方は、その方も障がい者雇用率に反映できるというアドバイスもいただいております。それらの再検査もしなければならないというふうに思っています。

私どもはできるだけ、どういう方法があるか今、検討をしている最中でありま

ども、できるだけ障がい者雇用率の達成を目指したいと、ただし確約は今、大変申しわけありませんができない状況であります。それは、その理由は先ほど総務課長が言った事情があるということです。

●委員長（中川委員） 6番、堀委員。

●堀委員 新聞報道では民間のほうは法定雇用率を充足しているのです。当然、事業所規模が45人以上の事業所に限ったものでしょうけれども、民間のほうでは一生懸命努力している、何だかんだ行政のほうに理由をつけて、それをいかないとかいうふうに理由をつけるのはやはり、今後の民間の障がい者雇用といった中でやはり足りないと思います。

先ほど副町長のほうが努力をするというふうには言っていましたので、その言葉を信じて、またいろいろな団体等にも役場でもこういうものもあるんだからぜひ受けてみたらとかという、私としてもいろいろとPRというものをしたいとは思いますが、ぜひとも来年の4月1日の時点で超えていただくことをお願いをするしかないのかなと、何回もなるのであれなんですけれども、それを受けて民間のほうにもしっかりと障がい者雇用というものを社会全体で考えていこうと、そういう気運を盛り上げていただきたいというふうに思いますので、お願いします。

●委員長（中川委員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） できるだけ努力をしたいと思います。

それから、これまで何もしてきていないということではなくて、そういう学校にも電話、あるいは先生が直接来ていただいたこともあります。まず試験を受けてくださいというお願いもさせていただいております。

残念ながら結果が出ていないという今の状況でありますけれども、できるだけ障がい者雇用について達成を目指したいと、そのように考えております。

●委員長（中川委員） この目でほかにありませんか。

（な し）

●委員長（中川委員） なければ、進んでまいります。

4目情報化推進費。

8目財政管理費。

10目企画費。

11目財産管理費。

12目車両管理費。

10番、谷口委員。

●谷口委員　ここでちょっとお伺いしたいのですが、厚岸町に現在、車両が何台あって、一般的に職員の方々が業務で建設課のほうに行って使用をするために使っている車がどのぐらい、業務のために。

それから、大型機械だとか、大型トラックだとか、特殊な免許を持たなければ運転できない車が何台あって、それにかかわれる職員というのは何人いるのかちょっと教えてください。

●委員長（中川委員）　建設課長。

●建設課長（高谷建設課長）　お答えいたします。

厚岸町の公用車の数でございますけれども、全体的に一般車両というのですか、職員が外勤等、出張等に乗っていく車でございますが20台でございます。それと、車両等、大型の道路維持で処理している台数というのは現在のところ10台でございます。それに乗れるといいのですか、職員が正職員が1人でございます。あと臨時の方を6人抱えてございます。そういった構成になっております。

●委員長（中川委員）　10番、谷口委員。

●谷口委員　車9台あるけれど正職員は1人で、あと6人が臨時ということですね。そうすると2台はどんなことがあっても動かすことができないということになりますよね。

それで、この間、災害のときに結果的に水道がパンクというか、ダウンをしてしまったときにタンク車等を動かす人員を十分確保することができなかったと、その間に当然、建設課ではああいう災害でありますから、さまざまな仕事があって、こういう車を十分に動かし切ることができないということになっていたようでありますけれども、今後、これらに対する改善をする方法というか、どのようにしたらいいのか、それから瞬間的にどうしても人員が必要になる場合ってありますよね、そういうものに対応できる対策をとっておかなければ、この間もあの程度で済んでいますけれども、もう一步進んだ災害が起きたときには全く手も足も出ないというようなことになりかねない状況にあるのではないのかなというふうに考えていますけれども、それらについて人員の確保等はどうように考えらいいのかということをお教えいただきたいというふうに思います。

●委員長（中川委員）　建設課長。

●建設課長（高谷建設課長）　お答えいたします。

私、今、特殊車両というのですか、大型の車両なんですけれども、種類別でいいますと10トンダンプというのが3台でございます。それから小型ショベル1台、13トンタイヤショベルが1台、グレーダーが2台、そのほか散水車が1台というふうに、それぞれの機種、10トンダンプが10台あるという意味でございまして、それぞれ用途に応じて車両がございまして。

ですから、たまたま今は正職員が1人で臨時の方が6人で7人おりますと、その方々は大型特殊車両の運転ができますということで、同時にそのものが10台動くという前提では考え

てございません。一般的にもこの10台、ミニショベルだとかグレーダーだとかが一気に動くということはございません。

ですので、10台あるから10人の方が必要だというふうには当然、私どもも考えていませんし、通常の道路維持作業の中でも実際、そのときそのときで動く台数というのはその作業によって変わってまいりますので、先ほど申しましたように10台あるから10人必要だという認識ではございません。

●委員長（中川委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 それは通常のときなんですよ。私もそれは十分、理解するのです。やはり効率よく一般何もないとき、平穏なときには人員を上手にやりくりしながら効率よくそういう産業機械だとか、そういうものも使っていくというふうになると思うのですよね。

ところが、ああいう災害が発生したときにはやはりあれでは人員を確保することができないわけです。それで、提案なんですけれども、例えば今まで役場の職員としてこういう運転業務等に携わってこられた人がたくさんいると思うのです。それから、今度は再任用でどういう人を再任用していくかわかりませんが、こういう緊急事態が発生したときに町民は水がほしいと言うのに水を運ぶ車を動かすことができないと、車両基地に鎮座したままになっているというのではやはり困るのです。

そういうときにどうするかということをやはり考えて、この間も話ししましたけれども、やはりいざというときには厚岸町の大変というときに応援してくれるような職員をあらかじめ、職員といったら変ですけども、人をそのときはきちんとした対応をしながら携わっていただけるような体制というかをつくっておく必要があるのではないかなと。

これは民間会社に例えばきちっと運転手をお願い、この車を動かすのに出してくれるかといっても、やはり災害起きているときはそちらはそちらで対応する仕事があると思うのです。そうであれば、やはりどう町が考え得る人材をそういうときに確保するかということがすごく大事になっているということで、例えば今、公務等で臨時でどっかで働いている人もいますけれども、そういう人にも急遽こうしてもらおうとか、そういうことも含めて考えておく必要があるのではないかなと、それでないとおっしゃるかある厚岸町のそういう機材が、そういう緊急の災害時等には十分生かすことができないのではないのかなというふうに考えているんですけども、いかがでしょうか。

●委員長（中川委員） 建設課長。

●建設課長（高谷建設課長） お答えいたします。

確かに委員おっしゃるとおりには有事の際、災害発生、緊急事態のときに使える町有の車両があつて動かせないというのはやはりもどかしいことではないかと、おっしゃるとおりでございます。

委員おっしゃるように、通常の業務で職員、それなりに非常勤の臨時の方々を採用して、経済的、財政的にも今やれる範囲の中での人数でございます。今、委員おっしゃったように

過去に町職員でいた方々、それからそういった臨時でいた方々も踏まえまして、そういった方のその人方が今、違う場所で雇用されているのであれば、緊急であってもそちらのほうで職務をされていますので難しいと思いますけれども、そういった人方、経験者というのですか、そうした人方のデータというのですか、今の状態、その任務もできるかどうかも踏まえまして、バンクというのですか、リスト的に常時整備しておいて、何らかのときにはお手伝いいただけるような状況を今後、考えてまいりますので検討してまいりたいと思います。

●委員長（中川委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 ぜひやってほしいと思うのです。やはり、厚岸町の職員として頑張ってこられた職員の皆さんは、やはり厚岸町を愛していると思うのです。そして、厚岸町の発展のため、あるいは厚岸町の町民の福祉の増進のために頑張ってこられた方々だと思うのです。60歳の定年終わったから、もう私は十分やったから、もう厚岸町は野となれ山となれという気持ちで仕事をされている人は1人もいないのではないかというふうに思うのです。

ですから、やはり厚岸の行く末も心配されながら、さらに発展することを願って残念ながら時期が来たら職を辞さなければならないという、そういう人たちにもやはり何かあったとき、いざ鎌倉と言ったらちょっと古すぎますけれども、そういうことがあったときに力になれる、そういうこともやはり考えている人もたくさん私はいるのではないかなというふうに思うのです。

そういう気持ちをやはり大事にして、そういうさっき一種の人材バンクというか、そういうものをつくっておくリストをつくっておくということに協力してもらえる人もたくさん募っておくということが大事ではないのかなというふうに私は思うのですが、副町長どうですか、そういう考えというのは。

●委員長（中川委員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） このたび、特にこのたびの台風の被害があったときに、反省材料として今、10番委員のご指摘があったとおりのことが実際にありました。

建設課長もご答弁を申し上げましたけれども、そういうことで特殊な免許をお持ちの方もOBの方でおります。ぜひ協力をいただいて、登録をしておいて、有事の際に協力を求めて作業に当たっていただけるようなシステムをつくってまいりたいと、そういうふうに考えます。

●委員長（中川委員） ほかに、この目でありませんか。
9番、南谷委員。

●南谷委員 委員長、12目車両管理費、節で公用車管理費、ここで19万2,000円燃油台の高騰の関係で計上されているのですけれども、管理にかかわることなので2点質問させていただきます。

まず1点目です。監査委員は代監もおらないんですけれども、今回、定期監査報告書、唯一私は指摘を受けているのが運転管理簿の関係だと思っております。私は、運転管理簿の依然としてというような文言だったと思うんですけれども、管理簿、貸し出しについて余り面倒なことはどうのこうのと、管理、運転の後の確か記帳がきちとなっていないという認識をしていたのですが、今ちょっと持ってきてないものですから。建設課で管理、管理簿をしているんでしょうけれども、運転管理について今の時代、業務の中でどういう管理簿が適切なのか1回、各課が使うわけですから、もっと簡易な方法なり、方法を運転する職員の皆さんも含めて意見を聞いて、今までどおりというのではなくて、一考を要するのではないのかなと。運転される職員の皆さんの意見も管理使用側の何かあった場合には書くとか、申告の方法ももっと簡便な方法、運転使用後ももっと簡便な今のスピーディーな時代ですから、もしか何かがあった場合にはこういうふうにするとか、方法も建設課だけの問題ではなくて、1回きちっと整理をみんながきちっと守るようなルールをつくっていくべきではないかと考えますが、この辺についてどのような管理をされておりますか。

●委員長（中川委員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） ご指摘があったとおり、ことしも、また、同様の指摘を監査委員からお受けをいたしました。

以前にも、ほぼ同様のご指摘をいただいて、車両運転日誌、これの様式の見直しをさせていただきました。不要な部分、それから書き方、これらも建設課が中心になって指導して車両を使った職員に、その使った車両の状況をきちっと次の人に伝達できるような形にしておくべきだということで改善を図ってきたつもりであります。残念ながらまだ今回、ご指摘いただいたように記載が十分でなかったというのが散見されたということであります。

これは、様式、その運転日誌の様式の問題なのか、きちっとした車両日誌をつけなかったほうの問題なのか、もう少し時間をいただきたいと思います。個別には監査委員のほうから指導を受けたようではありますが、この議会の少し前に総体的な監査委員さんからの講評を私は受けておりますので、その対応、どうするべきかも含めて検討してまいりたいと。それから指示も徹底をしてまいりたいと、そのように考えております。

●委員長（中川委員） 9番、南谷委員。

●南谷委員 私は副町長のレベルとか、各課長のレベルで協議してもだめだと思うのです。使っている皆さんの意見をやはりもうちょっとしっかりその人たちにどうだという意見を徴収して、その人たちが日ごろ自分たちが業務の中でどうやっていけるのかというものをもうちょっと基調にして、建設課だけではなくて、やはりきちっとそういう意見をみんなが守れるような、やはり1回守って、何回も何回も同じような指摘を受けないようにひとつ、ルールはルールで守っていただきたいと思います。

2点目にまいります。私が町内いろいろ走っているんです、私の車も恥ずかしながら

やっと動いているような状態なんですけれども、先ほどの質疑の中で一般車両が20台ぐらいと伺いました。貸し出しできる車が20台でしょうけれども、もっと多いと思うのです、各課に配置になっている車もあるのではないのかなと、かように思います。

時々、私ども議員も公用車に乗せていただくんですけれども、掃除の状況、ワックス。ワックスをかければ僕は言わないんですけれども、掃除状況は非常に悪いし、今のままであれば20台以上の車が町にはあると思うのです。自分の車であれば、例えば15年もつとて、10年しかもたないだろうと、さび上がるな。僕はある整備屋さんに聞いたんですよ、町の車が一番さびていると、さびが早いんだと。どうしてと言ったら、余りよく洗ってないということです。それだけ自分の物として、せっかく町の車だからもっとしっかり管理させるべきではないですかというご意見がありました。

そういう意味では、管理している建設課がしょっちゅう洗う、これはだめですよ。ですから、当番を決めるとか、全体で1カ月に1回ぐらいはこの車はこう洗うと、この辺も1回、一考ではないですか、いかがでしょうか。

●委員長（中川委員） 建設課長。

●建設課長（高谷建設課長） ただいまの、公用車の管理、掃除状況というのですか、車を洗うということで、私どもは車庫もないということも含めまして、公用車の置き場の横のほうに洗車機を置いてございます。どろどろになった状態になった場合は、乗った方がその都度、洗車をして納車しなさいという指導はしていますけれども、なかなかその辺が徹底していないということもございます。

当然、私もよく皆さんに言うんですけれども、自分の車はびかびかだけど、公用車乗ったらそのままでいいのかということで声かけはしています。今、おっしゃったように毎日、毎日乗った後、私どもが確認して洗車されているか、きれいになっているかということはなかなか実務上、難しいことでございますので、その辺、かなり徹底して山の中を走った、それから雨の日の走行した後の車両について洗車等するよう徹底指導していきたいというふうに考えております。

●委員長（中川委員） 9番、南谷委員。

●南谷委員 私は従来の方法ではだめだと思うのです。やはり、月に1回ぐらいは当番制にして、この車はどこの課が洗うよとか、今までは今までどおりやってきていると思うんですよ、それではうまくないのではないかと僕は言っているのですよ。もっと、自分の車ではワックスかける職員だっているんですよ、一生懸命。だけど町の車はそうでないわけですよ、勝手に乗るんですよ、みんな自由に。せっかく町の財産ですよ、やっぱり町民にそういう判断をさせるというのは、やはり町としても職務中にいろいろ町民いますよ、車洗っているのが悪いとか、でも違うんですよ、物を大事にするということであれば、やはり月1回はうちの課でこの車洗いますよとか、そういうこともしっかり考えていくべきではないかと思いますが、いかがですか。

●委員長（中川委員） 建設課長。

●建設課長（高谷建設課長） お答えいたします。

今、委員おっしゃいましたように、私ども含めて役場職員の中でもそういう提案、特段、今までもございます。役場庁舎の周辺の環境整備はボランティアということでございますけれども、毎週、各課順番で掃除等しています。

そういった意味で、公用車についてもそれぞれの課、当番制を決めてというお話も、そういったお話もありますので、そういったやり方をして管理をしていくという方向で少し検討させていただきたいと今後いただきたいと思います。

●委員長（中川委員） ほかにこの目でありませんか。

（な し）

●委員長（中川委員） なければ、進めてまいります。

2 項町税費、1 目賦課納税費。

10番、谷口委員。

●谷口委員 歳入のほうで町税費、町税のあれがないものですからここでちょっとお伺いしたいんですけれども、厚岸町にふるさと納税だとか、あるいは町民がふるさと納税をどっかの自治体にしていると、そういうのはどのくらいあるかつかまえていますか、あるのか、ないのか。

●委員長（中川委員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） まず私からお答えさせていただきたいと思いますが、以前にもこの議会の中でご質問を受けたこともありますけれども、新聞紙上でふるさと納税という言葉を使う場合もございますが、国のほうではふるさと寄附金という表現を使っております。

それで、今回、歳入のほうで寄附金の計上もさせていただきましたが、多分、寄付された方はこれを寄附金の控除に充てて、いわゆる形上は厚岸町のほうに寄付した形にして、今、お住まいのところに納付する税金は軽減させていただくという制度を利用するのだと思います。ただ、それを利用するかどうかは来年度の確定申告のときにその方が申告されるかどうかによって確認がとれます。

その方は町外にお住まいの方ですから、結果的にはそういう制度を利用したかどうかというのは我々としては確認のしようがないということにはなります。ただ、寄付いただいたときに、通常ではないのですけれども領収書みたいな、厚岸町で取りましたということはお出ししていますので、多分、寄付された方はそういう制度をご存じの上でされた方もかなり方がいらっしゃるんだらうなというふうには思っているところでございます。

今はふるさと納税というよりも、ふるさと寄附金という扱いで厚岸町ではこの制度を運用させていただいているということでもありますので、ご理解いただきたいというふうに思います。ですから、件数については、かちっとした数字については捉まえていないということでご理解いただきたいと思います。

●委員長（中川委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 それで、盛んにテレビなんかでも報道しているのですけれども、この制度をどう活用するかということで、今、課長おっしゃいましたけれども、向こうから寄付してくれた人については領収書を発行しているけれども、そういう税金の申告のとき、それを活用しているかどうかというのは押さえておられないというようなお話ですけれども、厚岸町民がそういうことをしたというのはないのでしょうか。厚岸町の町民がどこかの自治体に寄付をして、その申告をすると。

それから、もう一つお伺いしたいんですけれども、こういうことが今、盛んに言われていて、それを町挙げて取り組んでいるところたくさんありますけれども、厚岸町は何やられていますか、それともこれをやるような価値のないものだと、何かやっているいろいろなことをやれば返って手間暇、あるいはそっちのほうにお金がかかってしまって効率が悪いものであるので、特別、何かをやろうと、テレビなんかを見ているといろいろな地域の産物が一定期間で送られてきて、普段、食することができないものを食することができるだとか、そういうことを大いに利用しながら寄付して、税金安くなって、そういうものが送られてくるというようなことで、うまく利用されている方がいるようでもありますけれども、そういうことに対する厚岸町としての取り組みは何かしているのかどうか。

●委員長（中川委員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） 私からは前段のご質問にお答えいたします。

厚岸町民の方が他の市町村等の寄附金、寄付をされて、それを寄附金控除という形で利用されている方はいらっしゃいます。

そういった場合は、まず所得税のほうと関連ありますので、税務当局、それから他の自治体等から情報が来た上で我々も適正な課税の処理をするというルールになっております。その中では、そういった方がいらっしゃるということは我々も存じ上げているところでございます。

●委員長（中川委員） 総務課長。

●総務課長（會田総務課長） それでは私のほうから後半の部分のご質問についてお答えをさせていただきます。

町としては、そのようなふるさと寄附金があった場合については、当然、領収書は発行いたします。それにあわせてお礼の文書を一緒に発送させていただくと。このふるさと寄附金

についてはホームページで厚岸町受け付けておりますというような掲載をさせていただいております。

あと、そのほかについては特に行っていないという現状です。

●委員長（中川委員） よろしいですか。

ほかに、この目ではありませんか。

（な し）

●委員長（中川委員） なければ、進めてまいります。

3 項 1 目戸籍住民登録費。

4 項選挙費、6 目参議院議員選挙費。

5 項統計調査費、1 目統計調査総務費。

6 項 1 目監査委員費。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費。

10 番、谷口委員。

●谷口委員 この間、福祉灯油のことで一般質問で石澤議員が質問されておりましたけれども、この福祉灯油の制度なんですけれども、今年度も60リットルですよ。

それで、この福祉灯油、実際に利用されている方は非常に感謝しているというふうに思います。それで、灯油をいつ購入するかというのは、やはりそれぞれの方の状況にもよると思うのです。結構、高齢者の方々は非常に慎ましく生活をされておりますから、なるべく一番厳しい時期を予想しながらこの制度を利用しようというようなことも考えているんですけれども、一定の期間をやはり切られてしまうという、こういう福祉制度というのはやはり継続するものだと思うので、やはりその期限をやはり年度内はやはり有効とすべきではないのかなというふうに私は思うんですけれども、その点では今後、改善しようという考えはないのかお伺いしたいというふうに思います。

それから、災害見舞金なんですけど、これは何なのでしょうか、ちょっと教えてください。

●委員長（中川委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） まず、福祉灯油の関係でございますけれども、今年度、第1回定例会においても、期間の検討をということでご意見をいただいております。

そのことについて、私ども、まず今年度、検討させていただきましたが、やってできないことではないのですが、現状の会計として4月から3月までということで、会計年度内の処理を考えたときに、3月末についてはちょっと難しいのだろうというふうにまず考えております。

灯油の一番厳しい時期といいましても、やはり一般的には10月から4月、5月まで使うのではないのかなというふうに思います。その中で、60リットルですから、本当にご

くわずかな量だと思います。

それで、期間については今年度、2月20日ですか、例年と同じくしておりますけれども、使いやすいようにということで、今年度は例年、申し込みを12月末までとさせていただいたのですが、でもやはり数年、一、二名、年明けて私ども初出勤したときに必ず電話が来るんです、忘れていたと。

そんなことで、防災無線の回数等が例年と同じようなふうにたくさん出すのは知っていますけれども、やはりそれでも不十分だったと反省しておりまして、今年度は申し込みを12月末までを1月末までに実はさせていただきました。そんなことで福祉灯油の周知期間を長くすることで、高齢者の方にうまい理由の仕方をしていただけるのかなというふうに思っております。とりあえず、今年度については年度をまたぐような福祉制度を築き上げる考えはちょっと持っていなかったということでございます。

それから見舞金でありますけれども、これについては9月でしたか、臨時会でしたか、前回、多額の補正させていただきましたけれども、あれは今回、入っておりませんで、春にあった4月6日に低気圧があって、1件床上浸水という状況がありました。それから、10月16日の台風20号で、これは畜舎の半壊というのが1件ありまして、これを合わせて今回4万円の支給を実はさせていただきました。

それで、当初予算で5万円見ていたものを、何とかあと残り3カ月ありますけれども、そこにちょっと留保させていただきたいと思ひまして、その分、今回4万円の計上をさせていただいた内容でございます。

●委員長（中川委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 やはり60リットルの量が多いか少ないか微々たるものというものでは私はないと思うのですよね。それでないと、この制度のやっている福祉制度としての役割を果たすことができないのではないのかなというふうに思うのです。

そうであれば、やはり私は3月末までとは言わないけれども、やはり2月いっぱいぐらい受付期間をきちんととっておいても、そこから1カ月あるわけですから十分に合うのではないのかなというふうに思うのです。

利用する人はもう2月中に使ってしまうわけだから、だからそれはあとは業者との関係でありますから、それは私は2月いっぱいそういう制度を活用できるような仕組みをつくっていくべきではないのかなというふうに思うんですけれども、再度お伺いをいたします。

それから、そうすると災害見舞金もこれどういうことなのか。春のやつが今、出てくるというのは、どこかで流用していたということなのですか、そういうことになって、ちょっとわからないから、余計なことと言ってあれなんでちょっと教えてください。

●委員長（中川委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） まずは今の見舞金の関係ですけれども、当初予算で実は5万円の予算の配当をいただいております、この分で今回、これは支給をできておりま

す。ですから、この4万円を今回、増額補正させていただくことで、新たに発生しても5万円、いつでも支給できるように、その体制を整えるということでございます。

それから、せいぜい2月いっぱいまでというご意見をいただきました。今後、検討させていただくようにいたしますけれども、現在の福祉灯油のタンクは、これを12月1日という基準日を設けている。これが、ことしの12月の25、6日になると、その単価がはっきりしてくるんですけれども、要はその単価を1月になると下がったり、上がったりする。下がった場合は、それはたくさんリッターが60リッターよりもちょっと入る、あくまでも12月1日の基準相当額を支給させていただいていますので、そこら辺、やはり利用者がまた困るなというようなこと、実は私ども考えました。上がってしまうなら先に買ったほうがいいだとか、安くなるのなら、じゃあもうちょっと待とうとかというふうなことになりますので、そこら辺って制度的にどうなんだろうなというふうなことにちょっと考えた部分ありますけれども、2月ということをご提言いただきましたので、さらにちょっと検討させていただきたいと思います。

●委員長（中川委員） この目、ほかにありませんか。

（な し）

●委員長（中川委員） なければ、進めてまいります。

2目心身障がい者福祉費。

4目老人福祉費。

12番、室崎委員。

●室崎委員 ここでお聞きするのですが、今、介護保険制度そのものが相当大きく変わっていくのでないかということがいろいろなところで報道されています。ホームページを見てみましたら、厚労省は介護保険改革案の概要というようなことで、相当な量のページ数にわたるものを出しております。そのほかにも要約したものが幾つも出ておりまして、そこで大きく言うと3点ぐらいあるのかなというふうに思います。

それで、今、お手元のほうに入っている、つかんでいる改革という言葉は国は使っていますが、早く言えば見直しですね。それについての内容、ポイント。それと、それが我が厚岸町にどういう影響をもたらすのかという予測、わかる範囲で結構ですのでかいつまんだ説明をお願いしたい。

●委員長（中川委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） その私の金曜日にその情報を担当係長のほうから聞きまして、12月中に総合振興局でテレビ会議があるんだということを聞いておりました。

現在、その内容について詳しくはちょっと手元に資料を持ってきていないものですが、2025年というポイントを持った見直しというふうに聞いてございます。内容についてはちょっと時間をいただいて、資料を持ってきてご説明をさせていただきたいと思い

ます。

●委員長（中川委員） 休憩します。

午前11時37分休憩

午前11時40分再開

●委員長（中川委員） 再開いたします。

保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 大変申しわけございませんでした。

7点ほどの項目がありまして、法案は26年の通常国会への提出を目指しているということでございます。

1番目として、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の見直し、それから2番目として地域支援事業の見直しに併せた地域の実情に応じた要支援者への支援の見直し、それから3番目は一定以上の所得を有する者の利用者負担の見直し、4番目にいわゆる給付の部分なんですけれども、支給の要件に資産を勘案する等の見直し、それから特別養護老人ホームにかかる施設介護サービス費の支給対象の見直し、それから低所得者の第1号被保険者の介護保険料の負担軽減、7番目に介護報酬にかかる適切な対応のあり方と、その先に「等」とついておりますので、そのような大きな項目が内容となっております。

●委員長（中川委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 見直しと言われても、何がどう変わるのか全くわかりませんよね、聞いているほうでは。

そうでなくて、ここの部分をこういうふうに変えようとするようだという話を教えてほしいんですよ。何か出してきたその書類の目次を読み上げてくれって私は言っているのではない。

それで、私のほうで今、いろいろな人たちの書いているものを見ますと、まず要支援者、1、2というのですか、ありましたね要支援1、2。それから要介護1、2、3、4、5となっていますね、現在。この要支援1、2、要支援者を保険サービスから切り離してしまう、それから二つ目が本当の大きなところだと言われているところですよ、中重度の要介護者に特養への入所を限定してしまう、ちょっと3以上と言われているんですよ。

それから、3番目としてはこの介護保険の利用者の負担の引き上げ、全員ではないんだけど、一定程度の所得のある人は今、全員1割負担ですよ、特別な者を除いて。それをある程度以上の所得がある人は2割にしようと、このあたりが大変、賛否両論いろいろあるところではないかというふうには聞いているのです。

それで一つ一つお聞きしますが、この要支援者を保険サービスから切り離してしまう、そうするとその要支援者どこに行くのかというと、これは町村のほうで自由にやってくださいと、地域密着型何たらかんたらというのが、まさにありますけれども、そっちへ回してしまうと。当然、批判するほうは市町村への介護予防の丸投げだというようなことを言っている。

それで、そこではいわゆる改革を推進するという人たちの言い方は、地域の特質に非常に根差した全国一律のやり方よりは小回りが利いていい予防サービスができるんだというようなことを言っているんだけれども。それから財源も介護保険からみましょうというようなことも言っているんだけれども、そこからお聞きしたいのです。

本当に現場で、「はいそうです」、「結構ですね」という言葉が言えるようなものなのだろうかというのが一番疑問なんですよね。財源手当しますよというけど、必要なだけ介護保険のほうからそういうものについて回ってくるんだらうか、それからおっかないことを言っているんですよね、市町村によってNPOやボランティアの努力を得てこの予防事業を行うべきであるというようなことを言っているのですよ。

そのNPOやボランティアがたくさんあって、誰に頼むか困るぐらいの町ならいいでしょうけれども、我が厚岸町でこういうことを言われてどうなるんだらうかと、そのあたりで非常に私自身は不安と不明確なものを感じるのですが、こういうようなものはもう既にニュース、あるいは通知、いろいろな形でもってお手元に情報が入っていると思うのです。それを受けてまず要支援者の切り離し、ここの部分で厚岸町はどんな影響が出てくるんだらうかということでの予測。

それから今、私がこうじゃないかと言ったのは本当に大ざっぱな話ですから、いやいやもうちょっとポイント外れているというところがあるならば、そういうことをまずこの点についてお聞かせいただきたい。

●委員長（中川委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 前段ちょっと、これまでもたびたび他の議員からの一般質問等で出てきたのは、今の重なる部分は、要は一番初めに大きいのは、今の要支援1、要支援2という、いわゆる介護度の一步ちょっと近づいている方々ですね、これを今、訪問、ホームヘルパーとか、あるいはリハビリ運動というのでしょうか、そういうようなことで予防に努めていただいているという部分です。

ここを今、見直しで市町村事業にしようということでございます。この市町村事業については、現在も地域支援事業としてやっている部分があるんですけれども、この中に含めてしまおうという考え方なのです。実はそのメニューがまだ国から指定するものではないんですけれども、厚岸町がやりたいものをやればいいのですけれども、今のところは訪問介護と通所介護ができるんだらうなと言われております。

つまり、今、要支援1、2で訪問介護、いわゆるホームヘルパーですね、それからデイサービスを使っている方は、あと報酬単価はまだ示されませんので、これも報酬も市町村で決めることなんです。そうすると、市町村で決める単価で事業者が応じてくれるかどうかという問題点が懸念されます。

そこで、現状の地域交付金の枠を国はふやしてくると言っているのですが、ふやした中で今のキャパを全部拾えるような形になれば、現在の利用者へのサービスの低下はないというふうに言い切れるんですけれども、その地域支援事業交付金のこれは介護保険を突入する部分でありますけれども、これをもうちょっと広げ、予算をもっとくれないと事業者とちゃんとした契約が難しいんでないのかなというふうに思っております。

ですから、今の要支援者のホームヘルプサービスの質を守れるかどうかというのは、正直言って国が予算を示さない限り私も単価設定もできませんので、今のところ十分に対応できるかどうかというのは懸念しております。

もう一つは、当初、国は要支援 1、2 の部分、全部持っていこうとしたのですけれども、どうも医療の部分、リハビリとか、そういった部分については、今言ったようにボランティアとか NPO では無理だろうなという判断したと思うのです。ですから、当初からちょっと一歩下がっております、厚生労働省。こういう言い方していいのか、確か新聞にはそういう書き方をしていたのです。それが現実なんだと思います。

要支援の方を NPO、ボランティアでは無理だというふうに踏んだことだと思うのです。そうすると、そこはどういう形で残るかわからないですけれども、介護保険に残ると思っております。ですから、今、懸念されるのはホームヘルプとデイサービスですね。ここの部分の質を保てるかということがちょっと懸念しております。

それから、先ほどの特別養護老人ホーム、現在、要介護度があれば申し込み要件があるんですけれども、という中でも現実的に要介護 4、5 という方を優先的に利用してもらいましょうねというふうに制度上なっているんですね。ただ、現状 1、2、3 という方、現在いらっしゃいます。その方たちに退所しなさいということではないんですけれども、新たに来る場合については今までは優先で 4、5 としていたものを最初から 3 未満は申し込み要件も取ってしまうということなのです。

それはちょっと国に対して物は言えませんが、今まで、現在の待機者の状況からすると、ちょっと町民に少なからず不安を与えるものだろうと思います。ただ、現状的には要介護 4、5 の人が入っているんですけれども、例えばやはり 1、2、3 で待機している人もいらっしゃいますので、そういった方たちの不安をどうぬぐい去るのかというのはちょっと難しいんだろうなというふうに思っております。

かいつまんだふうに今、お聞きいただいたのでそのようにちょっとお答えしたいと思います。

●委員長（中川委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 まず、非常に問題だと言われていた部分については、やはり国のほうでもある程度は耳を傾けているということなんだなと思いました。その要支援者のいわゆる医療的な部分ですね、医療そのものかどうかちょっとわからないけれども、医療的な部分、リハビリとか何とか専門家がついて、医療保険のほうからいうとはるかに質は落ちるということはよく言われるんですよ。リハビリなんか、介護保険に回させてしまうと本当のおざなりのものにしかなくなってしまうということは利用者からこれは言われていますけれども、それでもあったのですよね。その中の要支援の部分で、この要介

護に落ちていかないために非常に必要な部分の一つに、医療的処置というのがあったわけでしょう。

これが今、担当課長おっしゃるようにそれぞれの市町村でやりなさいと、そういう機関も何もないんだったらボランティアかNPO募ってやればいいでしょうということでは無責任に過ぎるということは随分言われていましたが、その点については、ほぼ安心してよろしいですね。

それから財源なんですけれども、いつも国のいろいろな事案ではこうなんですよね。財源について見るからというんだけれども、見るからという言葉の前にはある程度、ないしは一部は見ないわけではないからという意味の、ある程度が入っているわけですね。

そうすると、100かかるもののうちの10ぐらいが来て見ましたよという話で、あとはそっちでやりなさいになる可能性が非常に強いと、この点は不安要因であるというふうに認識しておいたほうがいい、そういうことです。

それで、もう一つなんです、その医療関係をちょっと別にして、この、国の言い方はそれぞれの地域にボランティアだとか、NPOだとか、そういうきれいな言葉でいうと民間活力なるものをつくって、それでやればいいでしょうという言い方なんです、はいわかりましたというわけで、我が厚岸町でぱっとそういうものを肩がわりして、それでその民間なるものでやるようなものが考えられますか。

●委員長（中川委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） まずは安心できる材料は、地域支援事業で今の訪問介護とデイサービスを認めてくれそうということだけであります。

したがって、財源がやはり私どもの注目すべきところでありますし、この財源が確保できれば、何とか町内の事業者と話ができるのかなというふうに思っておりますけれども、一方でちらほらしているのがやはりNPO、ボランティアなんです。

ただ、幾ら財源がなくてもNPO、ボランティアでできるかとなると、これは私は無理だと思うのです。要は今いる介護技術者が無料で働くということでない無理だと思います。

ですから、そういうことからするとまだまだサービスとしては認めてくれそうだけれども、その財源が伴わない限り、この厚岸町ではできないんだろうなという、私も担当者の中ではそういう話をさせていただいております。

●委員長（中川委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 それから、この特養への入所が中重度に限られてしまうと、現在は待機で番号札だけは持っている、自分飛び越えているかもわからないけれども。だから、何かあったときには自分も特養に入所できる可能性はあるのではないかとということが一つの日々の暮らしの安心の護符になっている人っていうのは結構いるわけです。

そういう人を合わせて待機者というのは物すごく数があるわけです。だけど現実に入

所の判定のときには申し込み順ではなくて、今すぐ入所を必要とする、必要度というか、緊急度によって優先順位が決まっているわけですから、現実問題としては中重度の人たちのほうがどんどん入ってくるというのはわかります。

今、いみじくも担当者おっしゃったのですが、その申し込みの資格すら剥奪されてしまうという状態になったときに、町民に対する不安、これはやはりぬぐいきれないものがあるだろうというふうにおっしゃったのですが、それに対応して何か町のほうではせめて和らげるためにこういうことをしようと思っていると、そうなった暁には、あるいはそうなる前からというようなものは何かありますか。

- 委員長（中川委員） 室崎委員、協力願いたいんですけども。昼食のために答弁は午後からにさせていただきたいのですが。

以上、昼食のため、休憩いたします。

再開は、13時といたします。

午前11時57分休憩

午後 1 時00分再開

- 委員長（中川委員） 午前に引き続き、平成25年度厚岸町一般会計補正予算を議題し、審査を続会いたします。

保健福祉課長。

- 保健福祉課長（松見課長） 特別養護老人ホームの入所について、要介護3未満への対応ということでございます。

これにつきましてお答えする前に、私、先ほど答弁でちょっと古い情報で要介護未満の方は追い出すような言い方といたしますか、要介護3未満の場合は申請すらできないというふうにご答弁したんですけれども、ちょっと訂正させていただきたいと思います。

11月21日に厚生労働省のほうから、現在、今考えている考え方を改めて私どものほうに通知が来ております。その中を見ると、最終的には現在、要介護3以上に限定するべきではないかということはあるんですけれども、要支援1、2についても、要介護1及び要介護2についてもやむを得ない事情等により、これは認知症で徘徊があるとか、こういうひとり暮らしの方とか、こういった人たちについては認めるべきではないかというご意見もあります。

したがって、厚労省にはまだここら辺のほうははっきりとした方針が出てないということではありますが、いずれにしても要介護1、2については現在、全ての人が入れる状況ではないというふうな状況でありますので、ここら辺は私ども武器としては相談体制の充実なんです。認定しっぱなしでないケアマネージャーによる定期的な認定といたしますか、そのようなことに加えて町内にはない施設、有料老人ホームだとか、そんなこともできるだけ幅広い選択ができるように、この待機している間、利用者にお考えいただき、そういったまずきめ細かな相談に応じるということで対応を図っていきたく

いうふうに思います。

●委員長（中川委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 本当に大変だと思います。

国のやり方は強くたたいておいて、温情を持って一步引くというのが常にやり方ですね。だから、ばんと強く出てくるんでも、ここまでだめだと思っていたら少し認めてくれた、やれありがたやというふうに思わせるという心理作戦ですね。これはいつもですね。そのあたりに余り幻惑されないで、やはり実態を見ていかなければならないだろうと。

それから、今のお話にちょっと絡むようで悪いんですが、結局、いろいろな修飾語はあるけれども、実質的には介護度3、4の人でなければ入れなくなるだろうということですね。

そうすると、ではその人たち、それでも入らなければならない状況に陥った人たちはどうするのっていう話になると、有料老人ホームへ、今、いみじくも出てきたのです。それで、結局、一番の問題は家族もお金もない高齢者の行き場所がなくなってしまうと、放置されるのかということなんで、これに関してはやはり訪問介護とか今ある制度をうまく使って、少しでも生活の質を確保するということをやるとよりほかに方法はないということだろうと思いますので、その点はよろしくお願ひしたい。

それから、今度、介護保険を利用している高所得者の負担を引き上げると、こういう言い方をしているのですよね。だから、これだけを読みますと大金持ちの人はもう1割に足してもいいじゃないのというふうに素直に見ると読めるのですが、何が高所得者ということが何も書いていないわけですよ。

それで、これもなかなか難しいかとは思いますが、大ざっぱに言って厚岸町では2割負担ということは、2号保険者ですか、利用している人ですね、利用料、介護保険の負担が倍になるということです、今1割ですから。その該当する人は全体の利用者の中で何割ぐらい出そうだというふうに踏んでいますか。

●委員長（中川委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 一定以上所得者の利用者負担の見直しということで、現在、国が検討されておりますのは二つの案が出ているようでございます。

一つは、これは国全体で見ますと20%ぐらいに相当する全第1号保険者の20%に相当するらしいんですけども、年金収入で280万円以上の人であると、国のレベルでは38%の方々が該当になってくるということでありまして。

それで、もう1点が年金収入280万円に対しまして、もう一つは290万円以上、10万円上げると全体の38%が50%になるということでございます。いわゆる、全体を100にしましたら、前者が約38%、2割になると、そして後者のほうは290万円以上でいくと5割になると、そういうふうな……ちょっと待ってください。

厚岸の率でちょっと計算します。ちょっとお持ちください、資料、裏にありますので、

ちょっと休憩お願いします。

●委員長（中川委員） 休憩します。

午後 1 時 07 分休憩

午後 1 時 10 分再開

●委員長（中川委員） 再開します。
保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 済みません、厚岸町の階層で申し上げますと第 5 段階、第 5 段階というのは本人が住民税課税で合計所得金額が 190 万円未満の人、その下が第 4 段階なんですけれども、第 4 段階というのはちょっと合計所得プラス課税年金収入が 80 万円を超える人なものですから、この 80 万円と 190 万円の間にどれだけいるかちょっと細かい資料はないんですけれども、第 5 段階で考えますと、第 5 段階から上が 917 人おられます。第 1 号保険者が約 3,100 人でございますので、これをパーセンテージで見ますと 29.3 %、この方たちが 2 割相当負担と、このような一定所得以上というふうに捉えてよろしいのかなというふうに思います。

●委員長（中川委員） 12 番、室崎委員。

●室崎委員 そうすると、大ざっぱに言って、現在、介護保険を利用している方の中の 3 割は、もしこの改革と称するものがこのとおり進んでいくと、介護保険料が倍になるということだということですね。

こういうことはやはり確定したものがこうなりましたよということを皆さんに周知するのはもちろんそのときには必要ですけども、今こういう動きがありますというニュースもやはり伝えていかなければならないものではなかろうかというふうに思います。

それから、というようなわけで私と担当課長さんが国はけしからんと、何を考えているのかと、金ない金ないと言って福祉切るのかというようなことで意気投合しておだを上げてみても、実際に制度の狭間で苦しむ人たちにとっては何の足しにもならないんですよね。

それから、この小さな町の一ペーペー議員と立派な課長さんと 2 人でもっておだを上げて国が動くわけではありません。厚岸町として今、何をやるかといいますと、現在も進んでいる地域密着型何とかかんとかといっているいろいろな施策やっていますよね、あるいは介護保険に入る前のまたいろいろなものもありますよね。国保の議論と結局同じところに行ってしまうのですけれども、1 日でも高齢者の方が健康で日常生活の質の高い生活ができるようにするにはどうしたらいいかという施策を地道に着実に進めていくより方法はないんですよね。

NHK のかつての番組で長崎県の佐々町というのですか、そこの取り組みが取り上げ

られたことがありました。そういうのを見ていきますと、今この介護保険改革でこうなるからやっているのでは決してなくて、現在の介護保険の中でやっているわけですから、それをもって今度の改革のときに厚労省が、それがNPOやボランティアの例ですとって挙げるのは厚かましい話なんですけれども、それでもって見ていくと結局は住民がお互い日常生活で助け合う活動をどう充実させていくかということ、町の担当者が各地に出掛けて、出前講座とかいろいろな名前でやっているようですが、そういうことを進めて、そしてそういう体制を町につくっていったらいいわけです。

そういう取り組みが今度、こういう形で、早くいうと国が手を引いていく状況になってくればくるほど必要であろうと、その必要性は高まっていくであろうと、そういうふうに思います。当然、担当者もそういうことを考えて、これから手を打っていかうと思っているのですが、どんなことを考えているのか、その一旦でもご説明をいただけるとありがたいわけです。

●委員長（中川委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） この介護保険事業計画というものにおいて、厚岸は3年ごとに、これは法律で決まっていますのだけれども見直して、同時に高齢者保健福祉計画も一緒に一つの計画として3年ごとに計画作成を進めております。

現在、第5期計画は来年度、平成26年度までとなっております。したがって、26年度において第6期目の介護保険事業計画を作成する予定となっております、いわゆるその計画の内容の柱が、今、議員がおっしゃっていただいたこの介護保険見直しにどう対応していくのかということであります。

これらについては、今まで町民への周知等については、その策定過程お知らせしていませんでしたが、現在ではいろいろな町を見ますとホームページでその検討状況を周知したり、そのようなことをしておりますので、こちら辺をちょっと取り入れたいなというふうに思っております。

それで町民への周知は十分かということ、そうではないと思いますので、他の方法も考えながら早目にお知らせしていく方法を検討させていただきます。

それから、ご質問者、今、過去のこういう議会等においても厚岸町が目指すべき方向を導いていただいて地域包括ケアシステムということを進めるべきであるというようなこともいただいております。それ以来、私どもも内部での検討、あるいは関係者にご相談しながら作業を進めておりましたが、大変申しわけありません、現在のところその地域包括ケアシステムの体制について、まだ構築されていない状況であります。

これは、26年度終期を迎えるこの第5期計画期間中にやるべきものと考えておりますので、このどういった方が体制づくりに必要なのかという部分まではほぼ考えたのですが、それをどう引き寄せるかといいますか、どう私たちとも一緒に考えて行動していただけるのかというのが実は、まだ私どもの中では、レベルでは具体的な方向が出ていないという状況にあります。

こちら辺を整理して、できるだけ多くそういう介護だとか見守りも含めて、そういう中で厚岸町としての独自の他町村にも参考事例がたくさんあります。そういったことも

厚岸町でできるものを選んで、考えて、何とかこの5期計画終わるまでにはめどをつけたいなというふうに考えております。

●委員長（中川委員） ほかにこの目でありませんか。

10番、谷口委員。

●谷口委員 初めにお願いしたいのですが、介護サービス事業特別会計まででもよろしいのですが、現在の厚岸町、この特老に入所希望されている、申し込みある待機者、これについてどうなっているのか。介護度別、もしわかれば年度別にお願いしたいと思います。

それから、去年は何人いた、去年は何人いたと、待機者が。できませんか、今、平成25年ですよ、24年は待機者何人いたとか、そういうのはわかりませんか。5年ぐらいで結構ですから。

それから、この後、この特別委員会等で審議されますけれども、特老のユニットとそれから多床室の50、18ですよ、その年度ごとの稼働率なんですけれども、これを全体の稼働率はこの間の10月10日に示されておりますから、それはわかるんですけども、それを出していただきたいというふうにお願いしたいのですが、それは22年度からですか、ユニットが始まったのは、21年からか、22年からか、それを示していただきたいというふうにお願いをしたいというふうに考えています。

それで、ここでお伺いしたいのは、特別養護老人ホーム心和園の整備事業で改修工事56万7,000円の減額になったことについて教えていただきたい。それから今後もこの施設、もう大分老朽化もしてきているのではないのかなというふうに思いますけれども、今後、この後、来年度に向かって何か改修等が必要なものがあるのかどうなのかお伺いをいたします。

●委員長（中川委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 今の特別養護老人ホーム心和園の過去5年間の待機者の状況、介護度別、年度別ということですが、これについては特別会計の審議の中までにご用意をさせていただきたいと思います。

●委員長（中川委員） 特老ホーム施設長。

●特老施設長（高橋施設長） お答え申し上げます。

まず稼働率でございますけれども、……特別会計に入るまでに資料をご用意させていただきたいと思います。

まず、特別養護老人ホームの改修工事の関係でございますけれども、心和園整備事業でございますけれども、今回、56万7,000円の減額となっております。これにつきましては、7月22日に入札執行を行っております、これは屋上の防水工事であります。これにつきましては、工事確定による減でございます。

それと、この後の改修工事の関係でございますけれども、今までに屋内とかいろいろ

やっておりますけれども、今後、想定されるのが外壁工事、これらを施工されると大体はぼ今後、何年間は問題なく運営できると考えています。

●委員長（中川委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 その外壁工事は新年度、あるいはもう計画に載っているのでしょうか、そのあたりはどうなのでしょう。

●委員長（中川委員） 特老ホーム施設長。

●特老施設長（高橋施設長） 外壁工事につきましては3カ年の部分で今、要求をしております。要求をして今、財政、……新年度予算のほうに計上するように今、予定をしているところでございます。

●委員長（中川委員） 特老ホーム施設長。

●特老施設長（高橋施設長） 申しわけございません。来年度、26年度の予算に今、計上するように調整中で検討中でございます。

●委員長（中川委員） よろしいですか。
ほかにこの目ありませんか。

（な し）

●委員長（中川委員） なければ、進んでまいります。
5目後期高齢者医療費。
7目議事振興費。
8目社会福祉施設費。
10番、谷口委員。

●谷口委員 今回、この上尾幌のコミュニティセンターの改修補修工事、それから生活改善センターの修繕料、そのほかに集会場、これは何かわかりませんが載っているのですが、これらの内容についてちょっと説明ください。

●委員長（中川委員） 町民課長。

●町民課長（板屋課長） まず上尾幌コミュニティセンターの58万1,000円の増額の予算の内容ですけれども。当初、屋根と壁の外壁の塗装を当初予算で計上させていただいておりましたが、塗装前にもう一度点検したところ、去年ではちょっと見つからなかった外壁材に一部、劣化した部分がございます、そのまま塗料、塗装を塗ってももたないと

ということで、塗装に合わせまして外壁の一部を補修するということで、58万1,000円の増額を計上させていただいたところです。

それと、生活改善センターの33万3,000円でございますけれども、2階の研修室からの排水の関係なんですけれども、これがうまく流れないと、どうも外に行ってから排水が潰れて、調べた結果、一部潰れているところがありました。それで、その補修のための予算計上とさせていただいております。

それから、各集会場ですけれども、これにつきましては砂場衛生検査委託料の関係ですけれども、これは執行残による補正となっております。

それから、宮園鉄北地区の集会場指定管理者の委託料、これも精算による減、さらには遊具安全点検委託料につきましても執行による残、それから放送受信料ですけれども3万円、これも一部値下げがございまして、それによる精算による補正計上となっております。（「その一番上のは」の声あり）

一番上のコミュニティセンター、需要費10万2,000円ですけれども、これは上尾幌コミュニティセンターの研修室の蛍光灯の取りかえ代となっております。

●委員長（中川委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 この上尾幌のコミュニティセンターなんですが、屋根、外壁の塗装を予定された。それでこれは、結果的に何かが起きて例えば雨漏りだとか、それから管漏りだとか、そういうものが発見されて、その上でこういう事業をしようというふうに流れとしてなっているのか、そのあたりちょっと教えていただきたいのですけれども。

●委員長（中川委員） 町民課長。

●町民課長（板屋課長） 上尾幌コミュニティセンターの塗装に至った経過でございますけれども、雨漏りとかそういうのがあって補修に至ったほわけではなくて、各集会場、常に点検しておりまして、そういう雨漏りとかが起きる前に塗装なり補修をしなければということで、計画的に補修のサイクルを組んで今年度については上尾幌の屋根と壁の塗装という形で予算化させていただいたものでございます。

●委員長（中川委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 わかりました。

そうすると、これはある程度、外から見て今のうちにやらないと後で大変なことになるので、そういうことをしてきたのだということですね。

それで、これは各課にちょっとお伺いしたいのですが、この際ですから、これはこの間の11月11日の低気圧だとか、そのとき総務課から資料としていただいたのですけれども、住家の屋根が飛んだり、あるいは小屋が被害に遭ったり、商業施設で屋根が剥離したとか、そういう道路とか公共施設だとか、いろいろあるのですけれども。前の台風18号のときも、民家等については被害があったのは出てきているし、あのときは高知小中

学校かな、そのときにあの屋根が傷んでいるというようなことでありましたけれども。いろいろな施設がある中で毎年、雨は降るわけだし、雪も降るし風も吹くし、そういういろいろなものがあって、この公共施設にいろいろな傷みがあって、それが今のところ、まだ手もつけられないでいるような施設というのは各課であるのかなのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

●委員長（中川委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） 全体的なことを通してということになりますので、私のほうから答弁させていただきますと、3カ年実施計画のやる際に各所管している施設がどういう状況なのかということのをそれぞれの課において点検をして、そして次年度以降、整備が必要なものというものは3カ年要望という形で上がってきます。

結果として、その内容によっては3カ年計画に乗せないで、経常経費の中で検討するものもありますけれども、3カ年を上げる段階で各施設ごとに点検をして台帳をつくっていただいております。議会の中でも何度かこの部分について指摘を受けたところでありまして、ことしの3カ年の要望の取りまとめの段階から施設を持っている課については、それぞれその台帳の添付もお願いをして、3カ年要望のほうに要望を上げていただいているというものです。

中には雨漏りをしていて早急な対応が必要だというものもありますので、それは財政化含めて検討をさせて、すぐ対応することもありますけれども、危険性があるというものについては計画的に整備を進めていくということで進めているということでございます。

●委員長（中川委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 ちょっと話広げて悪いんですけども。例えば役場もこの議場の前の廊下、あそこもたまにバケツがありますよね。施設管理している総務課長は当然わかっているのではないかなというふうに思うのですけれども、そういうことがずっと、もう直っているのかもしれないけれども、ずっと長く続いている施設というのはないのでしょうか。

私、台風とかあればやはり住民のそういう生活にかかわり、あるいは経営にかかわる、そういうところが心配であちこち歩いて調べてきて、役場で聞いて、そしてその後、今度は公共施設ではないのかとずっと歩いても、さっき言った程度しかないというような説明をされているのですけれども、実際、もうつくって何年もたつんだけど、同じところが雨漏りしたり、風が吹き、風の向きによっては何かするだとか、そういうことで何とかしてほしい、あるいはこういう施設がこういう状況だけれども、建設課でちょっと調べてほしいというような依頼がきつとあると思うのです。

そうすれば、建設課のほうの担当者が調べてみてこれはどうしたらいい、あるいはこういう工事が必要だと、そういうことがきちんとやられていかなければならないと思うのですけれども、そういう宿題というか、今、本当はすぐやればいいんだろうけど、な

かなかきちんと原因等がつかめないとか、そういうことでずっと放置されている施設というのはないのかということを私は聞いているのです。あれば、それはどこなのか、何なのか教えていただきたい。

●委員長（中川委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） 雨漏りというのは大変難しくて、普通の風のない状況で雨漏りするということではまずないんですけども、風向きによって、その向き方によってどうしてもどこからか入っているという状況の施設はありました。

それで、そういったものについては建設課のほうにもお願いしながら、あるいは診断をしながら調べさせていただくのですが、どうしてもその原因がわからないという施設もありました。

例えば、白浜公営住宅というのがそういった部分で、大体、外壁全て直したんですが、これは防衛の調整交付金のほうを利用して直しているのですが、そういう部分もあったり、私どもでは味覚ターミナルの窓の部分、木サッシという部分もあったかもしれませんが、風向きによって入ってくる施設もありました。

そういった修繕の部分はどうしても財源的に厳しい部分がありますので、どうしても大きな施設になればなるほど早急に手だてができないという現状もあったものですから、そういった箇所を特定して、できるものは修繕をして、特定のできないものについては年次的に割りつけようということで、白浜も工事が終わったということで大きな施設というか、そういった部分では今現状では雨漏りがして大変だという施設はない。

ただ、先ほどの町民課長からの答弁もありましたが、どうしても5年、10年とたっていくとトタンの部分が劣化をして、色も変わってしまっていていつ雨漏りがしてもおかしくない状況だという施設は幾つか見えます。そういった部分については、3カ年計画の中で順次的に割りつけをして、雨漏りがしないうちにとということで手だてをしようというふうに進めているところでございます。

●委員長（中川委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 これで余り時間とりたくないんですけども、できましたら本当はないのか私はちょっと疑問なんですけれども、教育委員会関係はないですか。全然そちらからは何もないけれども。

例えば、今、課長がおっしゃったように、そのときでないと後から行ってもわからないというのが原因なわけでしょう。何でそういう雨漏りがするのか、そういう風というのは台風、この間の風でもぐるぐる回っているわけだから、そうすれば風の向きによって西風のときは絶対入らないけれども、南からだったら入るだとか、いろいろな状況によってそういう状況が起こる、それを後から行ってもなかなか原因は判断することは難しいのではないのかなというふうに思うんですけども、そのときにこういう気象状況が起こっているときに、あるいはもう実際になっているときに、それは技術屋がきちんと見なければ判断できないのではないのかなというふうに思いますけれども、そういう体

制はとれるのでしょうか。それとも、もうそんなこと言っても無理だと、あと原因を調べるとなったら、あっちもはがし、こっちもはがさない限りわからないのだというのであれば、何だかデザイン賞だとかもらったと喜んでいるような状況ではないのではないのかなというふうに私は思うのです。そのあたりではどうなのでしょう。

●委員長（中川委員） 建設課長。

●建設課長（高谷建設課長） 私のほうから、建物の雨漏りのことについてちょっとお話ししたいと思いますが、今、委員おっしゃるように現実的には先ほどまちづくり推進課長の答弁にあるように、実際に雨の大きさというか、方向だとか、いろいろな要因で雨が漏れたり、漏れなかったりという状況は当然あります。

私どもは現実には雨が降っているとき、または雨を降らせている状況、いわゆるホースで水をかけたりして、その原因はどこにあるんだろうかということをやったことも以前ありました。

そういう追求をしておりますけれども、それでもわからないことがあって、ここだろうなということでコーキングをしたり、いわゆる一部補修をしたりということもございます。私どもだけではいろいろな問題に解決しないということで関係各課、担当各課の施設に関しましても、実際にそれがどういう状況でどうなっているんだということで、雨が漏れていましたということでなくて、それが何回か続くようであれば、その時点でどういう状況で、どこから漏れているのだと、役場の中にいて漏れましたということでこっちに報告いただいても、うちもわかりませんということで、できるだけ現場に行ってその状況把握をしてほしいということ。それから私ども建設課も人数に限りがあるものですから、各町内業者さんをお願いして状況を把握していただくとか、原因を探っていただくということもやってございます。そういうことをやってきている現実でございます。

●委員長（中川委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 ことしになってから建設課長、そういう要請はあったのでしょうか。雨が降ったり、風が吹いたり、そういうときに以前もあったけど、そのとき原因究明ができていないと、だけどことしはまたこうなってきたというときに、ぜひ来て見ていただきたいというようなことがなかったのでしょうか、あったのでしょうか。そのあたりどうなのでしょう。

●委員長（中川委員） 建設課長。

●建設課長（高谷建設課長） 私ども建設課が抱えている施設、町営住宅ですけれども、それにつきましては私のスタッフ、それぞれのスタッフからこういう状況だということでいわゆる情報というか、報告、連絡を受けていますし、私どもの担当係、建築だけではなくて施設を管理している者が行ってございます。

ほかの施設につきましては私は直接、どこどこがあったからということでは私のところに

は報告は受けてございませんでした。

- 委員長（中川委員） ほかに、この目ではありません。
質問ありませんか。

（な し）

- 委員長（中川委員） なければ、進めてまいります。
 - 2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費。
 - 2 目児童措置費。
 - 3 目ひとり親福祉費。
 - 4 目児童福祉施設費。42ページです。
 - 4 款衛生費、1 項保健衛生費、1 目衛生予防費。
 - 2 目健康づくり費。
 - 4 目水道費。
 - 5 目病院費。
 - 2 項環境政策費、1 目環境対策費。
 - 3 目廃棄物対策費。
 - 5 款農林水産業費、1 項農業費、1 目農業委員会費。
 - 2 目農業振興費。
 - 3 目畜産業費。ありませんか。
 - 5 目農地費。
 - 6 目牧野管理費。
 - 7 目農業施設費。
 - 8 目農業水道費。
 - 9 目堆肥センター費。
 - 2 項林業費、2 目林業振興費。
 - 3 目造林事業費。
 - 3 項水産業費、1 目水産業総務費。
 - 3 目漁港管理費。
 - 5 目養殖事業費。
 - 6 目水産施設費。
 - 6 款1 項商工費、1 目商工総務費。
 - 3 目食文化振興費。
 - 4 目観光振興費。
 - 5 目観光施設費。ありませんか。
 - 7 款土木費、1 項土木管理費、2 目土木車両管理費。
 - 3 目土木用地費。
 - 4 目地籍調査費。

2 項道路橋梁費、1 目道路橋梁維持費。

60ページ。

2 目道路新設改良費。

道路新設改良費ですか。

10番、谷口委員。

- 谷口委員 住の江通りというのかな、私、正確にはもう工事終わっていますけれども、あの道路、住の江道路ですよ、あれ正確に私わからないんですけども、踏切から病院通ってずっと厚木まで行く通り、あれは今後はもうこういう何らかの形で改良工事をする考えはないのかどうなのか、それをちょっとお伺いしたいと思います。

- 委員長（中川委員） 建設課長。

- 建設課長（高谷建設課長） お答えいたします。

町立病院のところからずっと入っていく住の江町通りのことだと思うのですが、以前にもそういったご質問があったかと思うのですが、あそこは防衛の補助の中でやらせていただいていた工事でございます、こちらから起点側というのですか、そこが結局、買収できないということで今、ああいう形状でなっていますということで、その後もその地権者からいい返事だとかということで相談がないのかということでございましたけれども。最近、特にそこをということで防衛のほうからも一定程度、事業的にはもう終了したということで防衛のほうからは終わったとか、終わっていないとかということではないんですけども、事業的にはとりあえずはこれ以上の進展ができないということで中座している状況です。

地権者の方ともうちの担当も含めて、ことしになってからも3回ほど、別な件で役場のほうにお見えになったときに、うちのほうに寄っていただいているんですけども、どうもお話が二転三転、いろいろなお話をされて、その件に触れようとしても全く違うお話になってしましまして、なかなか進展がしないんですね。という状況なものですから、今のところはあれ以上というのですか、なかなかあれ以上、そのまた、すきっとした改良ができない状態だということは報告させていただきました。

- 委員長（中川委員） 10番、谷口委員。

- 谷口委員 ただ、結果的にその、前と後ろは改良されたんですよ。そして、あそこだけひょうたんのようになくなってしまっているというような状況ですよ。

結果的にやはり、この道路がよくなると、走る車もやはり結果的にはその道路の管理であそこに急に入るわけですけども、そういうことで車のほうもちょっと大変だし、あるいはそういう感覚で来る車によって歩行者も非常に危険感を感じるようなんですよ。あそこの人たちの話を聞くと、やはりひやっとする場面もあるということで、歩道の位置がいいのかどうなのかというのもあるんですけども、そういう点で言えばやはり早い段階であの道路の改良をきちんと行ってほしい、あるいは安全に車等が通れる、歩行者が安心して道路を横断できる、そういう道路にしていきたいというのが住民の願

いなんですよね。やはり、子供たちがいるお母さん方は非常に心配しているのです。そのあたりではどうなのでしょう。

●委員長（中川委員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） あそこの住の江町の町道につきましては、そういう地域の皆さんのお声に対して道路整備計画を持って一部、土地の買収に応じていただいたりという地域の皆さんのご協力によって、あそこまで整備ができたということであります。

その際というものは、地域の特に住の江の自治会の方々、当時は全面的に協力するからと、できる協力は全てやるから道路をよくしてほしいというお声があって、それで財源を確保する見通しが立って、何年間に分けて整備が進めてこられたと。ただし、最後の段階になって皆さんご案内のとおり用地の確保が町ではできなかったと、補助の財源であるところとも相談を申し上げたのですがやむを得ないなと、地権者の協力が得られないのであれば、それに今ある道路の本線で可能な安全対策を講じる以外にはないねということで、先ほど建設課長は中座という言葉を使いましたが、ちょっと意味合いが違うのかなと、私のほうでちょっと訂正をさせていただきたいのですが、事業完了という扱いに今はなっております。

したがって、これからどういう形になるかわかりませんが、あの財源を使って整備するということは非常に厳しくなっているということでもあります。ということをお案しますと、もしやるとすれば用地の買収から整備に至るまで一般財源で準備をしなければできないのかなというのが今の状況であります。

それらを勘案しますと、まず用地の取得は今の段階でまだまだ困難であるということと、仮に用地の購入ができたとしても一般財源で直ちに整備できる手法を捻出できるかどうかということの大きな課題が残っているというふうに認識をしております、直ちにどうする、こうするというのを今の段階では申し上げられないという状況であります。

●委員長（中川委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 ただ、やはりその住民の安全にはやはりどうしたらいいか検討していただきたいのです。このまま放置して、最悪の事態だけはどうしても避けるような方策をやはりとっていただきたいと、あの道路に限って言えば、だからそのあたりを少し検討していただきたいなというふうに思いますけれども、よろしくお願いいたします。

●委員長（中川委員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） 事故が起きる前にもう一度きちっと点検をして、できる方策何があるか検討させていただきたいと思います。

●委員長（中川委員） この目でほかにありませんか。

(な し)

- 委員長（中川委員） なければ、進めてまいります。

64ページ。

3 目除雪対策費。

3 番、石澤委員。

- 委員長（中川委員） 3 番、石澤委員。

- 石澤委員 これは除雪のするときの町と町との境の除雪のことなんですけれども。厚岸の場合は浜中町、間に挟んでトライベツありますよね。トライベツの地域の除雪なんですけれども、厚岸町も行っていますけれども、浜中町も当然、入っているのですが、そのときの除雪のやり方がもっと効率よくうまくできないのかなと、話を聞いていて思ったものですから。

ここまでは浜中だから来ますと、こちらからこっちは厚岸町だから少しおくれる場合があるということです。だから、そこまで浜中の除雪が行っているのだったら、戻ってくる道路の幅で戻っていけばすぐ浜中につながっちゃうから、その辺のことをうまく町同士で話し合っていてできないのかなと思うんですけれども、その辺はどうなのでしょう。

- 委員長（中川委員） 建設課長。

- 建設課長（高谷建設課長） お答えいたします。

そのことを浜中と厚岸町との関係だけでなく、道路を管理している者同士というのです。か、道道と町道の場合もあります。道道につきましては、道道と町道の関係、町道があつて脇に道道があつてというような状況、いろいろなところにもございますが、その場合はどうしても町が入っちゃって先に入りましたと、道道が来てせつかく町がかいているところを道道が横から来たために堆積になっているということが去年、おとしぐらいからありまして、そういうことがないように北海道に対しても、それから北海道を除雪している業者さんに対しても打ち合わせをいたしまして、後から入っても町道にそういう雪が残るような状況になったときには、それを排雪というか、横にずらしてしっかり空けてほしいということで調整をしております。

今、お話いただきましたトライベツの道路の関係で、浜中と厚岸町の除雪、道路の管理区分で、どうしても厚岸町以外の道路を浜中の道路を厚岸町の除雪隊がそこを通過してでもできない、管理上の問題がありますのでお互いにやらないんですけれども、今おっしゃるのはそういったお互いに交差する部分のお話かと思えますけれども、そういった実態をもう少しどこの部分で、どういう状態かをお聞かせいただきながら、私ども浜中町さんとその辺のスムーズな効率的なことの除雪ができるように協議させていただきたいと思いますので、もう少し、この場の後でもいいんですが、どの場所ということで具体的にお教えいただければ大変ありがたいんですけれども。

●委員長（中川委員） 9 番、南谷委員。

●南谷委員 3 目除雪対策費、9,542万9,000円の計上なんです。

上程のときの説明を伺ったのですけれども、昨年よりも1,000万円以上の増額というような説明を聞いたのですけれども、よく聞き取れなかったのですよ。当初、確か1,100万ほど当初予算に計上されていて、除雪対策として今回9,500万ですから、合わせまして1億642万9,000円の平成25年度の除雪対策費という計上になるのかなというふうに理解しているのです。

この1億の数字なんですけれども、去年よりも説明を聞いたとき僕が聞き違いしたのかどうかかわからないんですけれども、昨年度よりも増額になっているというふうに聞き取ったものですから、まずこの算出根拠、平成24年度の実態とこの計上されている9,500万、9,542万9,000円というものが昨年の実績に対してどうなのか、ちょっと確認をさせていただきたいなと思います。

●委員長（中川委員） 建設課長。

●建設課長（高谷建設課長） お答えいたします。

平成24年度の最終的な予算は12月、それから3月の補正も含めまして除雪対策費自体は1億3,262万4,000円でした。

実際に総指数、実績ですけれども、平成24年度の除雪対策費としましては1億1,541万4,846円ということで、残額が1,720万9,154円ということで、実績としましては1億1,540万円と、大ざっぱに言えばそういった数字でございます。

今回、総計で1億1,823万4,000円、64ページの補正額のところに計のところに書いていますけれども、歳出の1億1,823万4,000円となっております。去年の実績、先ほど言いましたけれども1億1,541万4,846円となっていますので、去年よりも実績よりも上回っています。ということは、去年の実績を踏まえまして、それから油代、それから賃金のアップ分も見込みまして去年実績を上回る額で今回、12月補正で計上させていただいたという内容でございます。

●委員長（中川委員） 9 番、南谷委員。

●南谷委員 そうしますと、実質、油代の高騰なり人件費のことを考えると平成24年度の実績に見合う仕事量として、その額が、差額が当初予算を合わせて9,500万円を計上しましたと、これで昨年度並みの事業を完了する計上ですと、こういう理解でよろしいでしょうか。

●委員長（中川委員） 建設課長。

●建設課長（高谷建設課長） お答えいたします。

委員おっしゃるとおり、去年の実績分を今回の12月分で相当額を計上させていただきました。

当然、雪の状況によってはこれ以上、除雪にかかる経費がかかることもございますし、この計上で済む場合も考えられます。当然、そういう状況を勘案しながら補正対応なりを考えていきたいと考えていきたいと考えております。

●委員長（中川委員） 9番、南谷委員。

●南谷委員 数字のことはわかりました。

これから、ことは幸いにして降雪しておらないのですけれども建設課の皆さん例年、休み、早朝から張り詰めておられて対応していただいているし、財源のこともあっておおよそ10センチというめどもあるんですけれども、特に12月、1月、2月ぐらいまでは本町は降雪量の割りにアイスパーンになるわけでございます。特に朝早くから町も動きますので、極力、余り10センチにこだわらないで適切な、どうせかくのであれば、早目にかいていただければ次の日にアイスパーンに、でこぼこにならない、次の雪のためにもむしろそういう取り組みのほうが後々経費がかからないのではないのかなと思います。

ぜひ、例年どおりしっかり対応していただきたいと思います。

●委員長（中川委員） 建設課長。

●建設課長（高谷建設課長） お答えいたします。

去年も昨年度もそうだったのですが、雪だけでなく雨交じりも含めまして凍結という状態もございました。それによって車の通行性から歩行者の歩行も含めてスムーズなことができないということがございます。

山村、山間部につきましても10センチということにこだわらず、この間の防雪柵のことはございませんけれども、そういった吹きだまりだとか、いろいろな状況で昨年の中全体の半分は山村だけの出勤もやっております。

そのときそのときの状況に応じて何センチということは目安でございますけれども、状況に応じて除雪体制を組んで除雪をしていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

●委員長（中川委員） 9番、南谷委員。

●南谷委員 厚岸町では余り聞かないんですけれども、中標津では暴風雪というのですか、そのときの体制についてつい最近もテレビやマスコミを騒がしております。除雪体制、山間部もありますし、これからの異常気象を迎えて建設課のほうで指示を出すんでしょうけれども安全対策、これらにつきましても今まで以上に注意をしながら町民の不便さをかけないような体制づくり、またそれに従事される皆さん、事故のないようにしっかりと頑張っていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

●委員長（中川委員） 建設課長。

●建設課長（高谷建設課長） 昨年のああいって痛ましい事故の教訓でもございますし、そういう安全対策に関しまして当町としましてそういった情報を的確に捉えながら、防災担当も含めて町民の方々にそういう情報を発信して、事故の起きない安全体制として実施してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

●委員長（中川委員） 6番、堀委員。

●堀委員 私も除雪対策でお伺いします。

さきの台風18号のときの溢水被害による請願というものが地域の方々から上がって、それをさきの臨時会で採択になったんですけれども、その後、私の所属する委員会のほうでも現地のほう、行かさせてもらったりもしているのです。

今回の議会の中でもそのときの委員会調査報告というものを今、上げさせていただいてるんですけれども、有明地区のところに雪捨て場を指定されているといった中で、私も委員会のほうでも見たりとかといった中でも今回の報告にもあるんですけれども、その雪捨て場のその周辺の配水関係をきちんとすべきだということを報告の中でも申し上げさせていただいております。

ここの場所については、その例年、今までも雪捨て場として利用はされているんですけれども、ただやはり、10月のときの台風18号のときの被害というのが余りにも大きかったものですから、どうしてもそこに重きを行ってしまうんですけれども、実は毎春、例えば春先に雨が降ったりとかといったときには、この上部の雪捨て場の水が当然、まだ河川とか側溝とかも凍っているような状態の中では、下の干場の中に水がつくというような状態というのが常に常態化しているようなところでもあったと思うのです。

今回、このような請願があった中で、やはりそこを雪捨て場として使うのであれば、やはりこの報告書にもあるとおり、しっかりとした排水をする必要があると思うのです。今回も雪捨て場として指定されておりますけれども、これから少ない期間の中で排水の整備などをするような予定はあるのでしょうか。

●委員長（中川委員） 建設課長。

●建設課長（高谷建設課長） お答えさせていただきます。

排水の整備ということでございせんけれども、この間の大雨以来、町のほうでもいろいろな状況を同じく見させていただきました。

その中でも排水が詰まっていたり、それから排水に、いわゆる雑草が生い茂ってそのままになっているという状況も確認しましたので、その件につきましては雑草の清掃等はやらせていただきました。

その排水を今、改良したとか、していないとかということでは現在のところまだしておりません。この後、排雪シーズン、除雪シーズンまでそんなに期間がございせんけれども、今のご指摘を受けて少しその辺を検討させていただきたいなというふうに考えています。

●委員長（中川委員） この目でほかございませんか。

（な し）

●委員長（中川委員） なければ、進めてまいります。

3 項河川費、1 目河川総務費。

10 番、谷口委員。

●谷口委員 ここの一番初めに河川管理、尾幌川樋門・樋管管理委託料 1 万 3,000 円、これはどんなことをやるのですか。この間の台風のときは何かこれ、きちんと調整したのでしょうか。

●委員長（中川委員） 建設課長。

●建設課長（高谷建設課長） この行政業務委託料でございますけれども、これにつきましては尾幌川、管理を委託しております上尾幌自治会に樋門、いわゆる川の樋門だとかのどういった状況かということで毎月、年間委託料払ってしまして、その委託料のこれは増額ということでございます。

この間の大雨に関しましては自治会からかなり満杯になっているようだとか、そういった情報も直接、私どものほうに連絡も来ていますし、そういった意味で行政業務委託料として、この 1 万 3,000 円がさらに発生しているということでございます。

●委員長（中川委員） 10 番、谷口委員。

●谷口委員 ちょっと、これは私どういう仕組みかちゃんとわかっていないで質問しているんですけども、上尾幌の尾幌川の道道より上流側のほうに何か仕掛けがありますよね、そして市街地のほうから出てきている排水というか、そういうものを調節するものが樋門というのかなというふうに理解しているんですけども、それでいいですね。

それで、結果的に上尾幌は冠水しましたよね、それはあれがどういう調整をした結果、したけれども冠水したのか、もうどうしようもない状況だったのか、その辺はどうなんですか。樋門は効果があったのか、なかったのか、それも含めて教えてください。

●委員長（中川委員） 休憩します。

午後 2 時 13 分休憩

午後 2 時 14 分再開

●委員長（中川委員） 再開いたします。

建設課長。

●建設課長（高谷建設課長） 大変申しわけないです。

この間の上尾幌の関係ですけれども、川が増水であふれて冠水したということではなくて、道路自体が水に浸かったということでございます。

それと、この樋門の取り扱いですけれども、いわゆる川があふれていて、民地に影響を及ぼす状態になったときに閉めていただくという契約になってございます。この間の雨では、その作業は行わなくても大丈夫だったという報告を受けております。

●委員長（中川委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 そうすると、営林署のほうの増水、冠水というのか、これはこれと尾幌から上尾幌に入っていく道路ありますよね、そして小学校の跡を通過して橋渡って、あのすぐあたりが結構、住宅の床下、床上浸水がありましたよね、あのあたり。あれは、増水ではないんですか、それは川とは関係のない、ただ道路の冠水だったのか、それとも尾幌川がどこかからあふれて、それを十分に飲み込む川のほうで処理することができなくてああいう状態になったと、どういうふうには見ているのですか。それと、その樋門の関係、ちょっと教えてください。

●委員長（中川委員） 建設課長。

●建設課長（高谷建設課長） 結果的にかなりの雨量で川も増水はしましたけれども、川からあふれてそういった状況になったのではなくて、いわゆる平地の中で道路も含めて、側溝も含めて増水しているということで冠水したということでございます。

ですから、逆に樋門を閉じたりするということは、川があふれてそういうおそれがある場合に樋門を閉じるということでございますので、その作業は行えなかったと、実際にはそこからあふれているわけではなくて、低地というのですか、敷地がちょっと道路と敷地の位置、学校も含めてそこが冠水してしまってそういう状況になったということでございます。

●委員長（中川委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 素人で全く申しわけありません。

水というのは高いところから低いところに流れますよね、それで上尾幌のあの一帯だって当然、川に水が全て飲み込んでいただくように設計して排水路をつくっているわけでしょう。道路だとか、いろいろなものを含めて、側溝でも。そういうふうになっているにもかかわらず、あそこで浸水してしまうというのは、その側溝だとか、そういうものが能力がなかったと、能力以上の雨がただ上から降ってきて間に合わなかったのだということなのですか、それともそのほかにも上からも来ているし、下のほうではとても飲み込んでくださいという余裕がある本流の尾幌川のほうで水を飲み込めますよという余

力のある状態でなかったということなのか、その辺は、川のほうは余力があったのかどうなのかをちょっと。

●委員長（中川委員） 建設課長。

●建設課長（高谷建設課長） 上尾幌に限ったことではございませんけれども、今回の異常気象で200数ミリの雨が短時間に降っていると、私ども道路の設計なり、排水の設計をするときに当然、確率だとか何年来の調査データをもとにして設計に入っているということでございます。

当然、今回のような200ミリを想定して設計はされていなかったというのが現実でございます。いろいろな箇所におきましてそういった冠水の状況になりました。ですから、今回の上尾幌につきましても、結果的にはいろいろな周りの高いところ、山も含めてそういったところに降った雨が当然、そういう道路だとか側溝まで流れ出て、それが処理できないで冠水に至ったということでございます。

今回の場合、幸いに川があふれて冠水とまではいかなかったというのが実態でございます。

●委員長（中川委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 そういうことを考えれば、あふればさらに大きい災害になったのではないのかということだと思います。

ですから、そのあたりを考えてやはり橋等にはやはり今後、そういうことを起こり得ることも予測しながらある程度、今後の改良だとか、そういうものも含めてやっていかなければならないというふうに考えますけれども、そういう方向で検討していただきたいということと、あと門静の農家ありますよねあの駅のそばの高いところに農家が、その下にも何かそういうものがあるような気がするんですけども、あれも今、機能しているのでしょうか。

●委員長（中川委員） 建設課長。

●建設課長（高谷建設課長） 前段のご質問でございますが、当然、今まで異常というふうに、想定外という言葉で捉えられたことが、近年、こうった平常も言えるようなかなりの大雨が異常気象が続いています。

当然、私ども一存で補助事業、交付金事業の場合は基準ということがございます。その基準をもらう、基準で交付金をもらうためには、その基準を順守しなければならないということでございます。

ただ、だからといって災害のときは査定においても今までどおりの回復しか見込めないというようなことで、また同じことがあったら、また同じ状態になるだろうということは、私ども常々強く思います。

一応、だから基準がそうだから、そこでそれ以上はできませんということには、私個人的にもそういう考え方ではこれからはだめだなと、そういういろいろな状況を勘案しながら、

基準は基準として、その中で町として単独で何がフォローできるかということを考えながら設計なり、施行なりをしていくべきだというふうに考えておりますので、その辺はそういうことで対応してまいりたいと考えてございます。

今、実際に経済的な問題もいろいろな要因もございますけれども、姿勢とするとそういう姿勢で臨みたいというふうに考えています。

それから、2点目の門静の樋門というのですか、太田門静間道路の途中にある樋門でございますけれども、あれについても確認させていただいております。あれは、昔、あそこに調整池、池があったのですね。それで、何かの際には川に流そうというふうにつけられた樋門だというふうになっておりまして、今回の場合も逆に川から越波してきているものですから、役には立っていなかったという状況でございます。

●委員長（中川委員） この目でほかにありませんか。

（な し）

●委員長（中川委員） なければ、進めてまいります。

4 項都市計画費、3 目下水道費。

5 項公園費、1 目公園管理費。

6 項住宅費、1 目建築総務費。

10番、谷口委員。

●谷口委員 ちょっとお伺いしたいのですが、この厚岸町で非常にことし住宅のリフォーム助成、これが非常に好評だったんですけれども、その住宅リフォームはこれは今後、継続して次年度以降も行っていく考えなのかどうなのか、まずちょっとお伺いしたいと思います。来年度も予定しているのか。

●委員長（中川委員） 建設課長。

●建設課長（高谷建設課長） お答えいたします。

この制度、ことしから創設させて実施しておりますが、今のところ3カ年、この状態をリフォーム助成を、支援をやっていききたいということで、来年度に向けて今、来年度も引き続きやっていききたいということで今、考えております。

●委員長（中川委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 それで、ちょうどああいうときいいころだからリフォームをしようという方はもちろんあれなんですけれども、結果的に今回、この災害の受けた人たちが結構の修理費用かかっているんですよ。前、十勝沖だとか向こうのほうで起きた地震だったと思ったけれども、そういう地震災害があったときには貸付金条例を設けて、今もなくなつたかな、そういうことをずっとやってきておりますけれども、そういう緊急にそういう

貸付金だとか、そういうものを立ち上げるのも大事です、ぜひやっていただきたいのですが、この屋根だとか壁だとか、こういう災害に遭うときに補修すると同時に雨なんか降れば当然、中まで傷んじゃうのですよね。

そうすると、結果的に一定のリフォームをしなければならないということになるので、そういう災害に遭われた方々もこれを利用できるようなふうにしていただきたいし、災害に遭ったときに、それをやはりきちんと知らせめるといとか、そういうことをしなければ結果的に制度があって、何か今回も聞いたら使えますよということだったんだけど、結果的にやはりそういう被害に遭われた方々は急いで直さなければ住めないわけですからやってしまう。

ところが、そういう制度があるのも知らないでいるものですから、普段から使っている町外の業者をお願いをしてしまったというような事例もあるんです。ですから、町内業者を利用すると、そういうことが制度等を利用することができますよという周知をやはり、そういう人たちにはしていく必要もあるのではないのかなというふうに考えるんですけれども、いかがでしょうか。

●委員長（中川委員） 建設課長。

●建設課長（高谷建設課長） お答えいたします。

今回の大雨なり、異常気象によってリフォームの手だてができないということでございまして、委員からもそういった前回の臨時会でしたか、そういった方々にもその制度を教えたらどうかと、早速、私どもその方々にその制度のご連絡をさせていただきました。個人個人にさせていただきました。

残念ながら、その方々は町外業者で施工していたために、今回のうちの制度は使えなかったということでございます。リフォーム支援制度自体は何度も申しているように町内業者の施工による活性化ということも一つのテーマでございまして、町外業者の施工ではその制度は使えないということで、大変申しわけなく思ったのですが、今後、そういうことしの4月からそういった広報もいろいろな手段を使って町内業者に限るよということで制度説明を町民の方々に申し上げてきたのですけれども、いざとなったときには、どうしてもすぐ、いつものつき合いのところに行ってしまったのが結果だったのかもわかりませんが、そういった事態になりましたので、今後さらにそういった場合も町内業者にまず相談をして施工してもらうような情報提供してまいりたいと思います。

●委員長（中川委員） ほかにこの目ありませんか。

（な し）

●委員長（中川委員） なければ、進めてまいります。

2目住宅管理費。

3目住宅建設費。

8 款 1 項消防費、1 目常備消防士。

2 目災害対策費。

12番、室崎委員。

- 室崎委員 ことしの避難訓練が、たしか10月20日に行われたのではないかと思います、どの程度の人が参加したのか。対象地域の人数のうち、何割ぐらいの人が参加しているのか、このあたり。

- 委員長（中川委員） 休憩します。

午後 2 時31分休憩

午後 2 時34分再開

- 委員長（中川委員） 再開いたします。
総務課長。

- 総務課長（會田総務課長） 申しわけありません、貴重なお時間をとらせていただきました。
正確な数字ということで、今回の参加人数、まず630人です。対象者でありますけれども約8,100人ですけれども、8,137人ということで私どもは考えております。パーセントでいけば7.74%ということです。

- 委員長（中川委員） 12番、室崎委員。

- 室崎委員 少し膨らませて多く言って8%ということですね。この数字をもってどのように評価していますか。

- 委員長（中川委員） 総務課長。

- 総務課長（會田総務課長） 町としては依然低いというふうに思っております。

- 委員長（中川委員） 12番、室崎委員。

- 室崎委員 昨年でしたか、町長も厚岸町の町民は防災意識が低いと、浜中町の参加率に比べるとぐっと低いというようなことをおっしゃって嘆いておりました。

これだけ町として力入れているのにという気持ちは私もわかりますし、そのお気持ちは通じます。ただ、嘆いてだけいても参加率は上がらないと思うのです。

今の防災避難訓練ですね、午前中、サイレンが鳴って、サイレンというかスピーカーが鳴って、防災無線も鳴って、さあ逃げましょうと、私もご近所に声かけて山の上のあの味覚ターミナルの海に見える部屋まで行きました。

私ところの自治会は、それともう一つ山の手自治会のやまびこという、あっちは外が見えないものですから、余り人気がないんですけれども、そちらのほうにゆっくり座れるということもあって、そちらにいらっしゃる方もいるので、私は両方のぞいて皆さんご苦労さまです、よく生きてらっしゃいましたというようなことを言ってやりました。

町長も味覚ターミナルまでわざわざお出でになって、皆さんに声をかけてくださっていました。昼からは自衛隊や消防や、いろいろなそういう専門家の方たちの訓練といいいますか、そういうのがあって、みんなそれぞれ、時間がある方はそれを見学しています。毎年、それをやっているわけです。

大変、失礼な言い方だが、避難訓練祭りになっているのではないかという気がしてしようがありませんし、そういう声が町民からも出ています。昼からは避難訓練ショーだという言う人もいます。それ自身、悪いことではありません。それも効果のあることです。

でも毎年、そういうことで参加者がぐんとふえるわけでもない、ぐんと減るわけでもないと思いますが、特に関心のある方だけが行動をとっているという状況から動いていない。こういう状態のまま、毎年、同じことを続けていこうということなんでしょうか。

●委員長（中川委員） 総務課長。

●総務課長（會田総務課長） 厚岸町がこれまで行っている訓練、これから行う訓練についても、まずは基本となるものは避難訓練ということで考えております。

ただ、その言ってしまうと一向に上がらない避難率ということ、参加率ということを考えますと、何らかの手だてをしなければならぬということも考えておりますけれども、今のところ部内でも協議をしておりますけれども、一気に参加率を上げるような手だてが講じられていないというのが実情でございます。

●委員長（中川委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 大変、歯がゆい思いをしているし、もっと参加してほしいし、何らかの手だても必要であろうとは思いますが、手の打ちようがないんだというのが本音であると、そういうことですね。

いずれにしても、この点については十分に問題点を熟知している方たちが立案しているわけですから、私のほうからとやかく言うことでもないのかなと思いますので、この程度にとどめます。

それで、もう一つ申し上げるのですが、こういう席でわざわざ聞かなくても数字が出ているだろうと思ってホームページを見ましたら、避難訓練については平成24年の話しか載っていないのです。平成25年のはいつごろホームページに登載する予定でしょうか、あと半年ぐらいたってからでしょうか、もし予定があるなら教えていただきたい。

●委員長（中川委員） 総務課長。

●総務課長（會田総務課長） 直ちに行わなければならないというふうに感じております。

●委員長（中川委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 担当課長の感想を聞いているのではないんですよ。ホームページの記載というものがどういうものなのか、そしていつまでに載せなければならないというめどというものをどのように考えているのか、そしてそれに従って行われているのか、いないのか、そういうことをお聞きしているのです。

●委員長（中川委員） 総務課長。

●総務課長（會田総務課長） 訓練終了後については、速やかにその訓練の内容について報告を上げます。本来であれば、それに基づいた形で直ちにホームページでお知らせをしなければならないと思いますが、今回につきましては今のところ行っていないということでありまして、直ちに行いたいと思っております。

●委員長（中川委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 この補正予算は言ってみれば災害対策本部というか、そういうときに立ち上がったときにいろいろなものが必要なもので、そういう機器類の整備だとか、避難場所の資材を購入するという予算になっておりますけれども、今、室崎委員も質問しておりましたけれども、このなかなか避難訓練というのは私は大変だなというふうに思います。できれば行かないで済むものだったら今回はとかと、やはり内心想うんですけれども、やはり実際にことしやってみてどうなんだろうということを感じて、周りの人もどういう動きをするのか、近くの人たちがと違ってずっといくわけですよ、もし声かければ声をかけて、そして行ってみたら普通は避難をしてくださいと言ってから避難をするのが本当なのに、私は対外、避難をしてくださいという最後通告があってから避難をするようにしているんですけれども、行ってみたらもう皆さんがずらっというて、私は階段を息を凝らして上っていくのをみんなが笑いながら見ているというような状況なんです。

ですけれど、やはりその仕組みをやはり徹底しないではだめだと思うのです。あそこに行けばきょうは、あしたはあるんだから、朝から準備をして、何時になったら出掛けようという訓練は私はだめだと思うのです。

だから、初めにこういうことが起こりました。次はこういう準備をしてください、さあ逃げまじょうだと思えるのですよ。ところが、もう、初め、うっとなっただけでみんな行っちゃっているんです、それは、それもいいかもしれないけれども、やはりそれがどのくらいの被害が地域でありそうなのか十分把握してから行動する、そういうこともしないとやはり間違いを起こすこともあるのではないのかなというふうに思うのです。そのあたりはやはりきちんと徹底してほしいと。

それから、町長が盛んに自主防災をきちんとやってほしいということをおっしゃってきいておりますよね。私なんかもう胸に迫られるものがありまして、大変な思いをするんです

けれども、それでことし、そういうことを町長も盛んにおっしゃっていますし、いろいろなところでどんなことをやっているのかなということで調べてみましたら、広尾町では自主防災育成のための事業をやっている、そしてそのための必要な整備、備品等をその自主防災組織に補助をして、必要な機材等を揃えようと、まだ順調にいつているようではなかったけれども、そういう取り組みを始めているんですね。

ですから、そういうものも含めてその自主防災組織はきちんと動いていくようなことをやっていかなければ、この災害の訓練も本当に儀式化して、年中行事の一行事ということになりかねないと思うのです。やはり、そしてあの津波もだんだん年をとるに、もう2年、3年たってしまうわけですから、そうするとどんどん風化してしまう、そういうことをやはり私たちがあの東北のああいう被害、厚岸もあったけれども、それ以上のことがあって、あれだけの人が亡くなったり、産業から何から壊滅的な打撃を受けるわけですから、そうは言っても、何と言っても命を守ることが大事なんだということをやはりきちんと植えつけていかなければならないと思うのです。そのあたりについて、どう考えているかお伺いをいたします。

●委員長（中川委員） 町民課長。

●町民課長（板屋課長） まず、自主防災の組織の関係でございますけれども、各自治体さんのほうにはいろいろ頑張っていたので自主防災設設立して活動をしていただいているところです。

それで、委員おっしゃいました整備に対しての補助等々につきましてですけれどもコミュニティの補助金制度があります。それが一遍に全ての団体への補助とはならないのもんですけれども、ここに辺はちょっと皆さんとちょっと調整をとりながら、そういうものも使って設備等を揃えたいと思っているところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

●委員長（中川委員） 総務課長。

●総務課長（會田総務課長） それとあわせて、ことしの議会でもDIG訓練の必要性ということもご質問いただきました。これにつきましては今、総合振興局のほう、担当者と今、調整中でございます。

今年度、できれば二つ、三つの自治会組織、自主防災組織を対象にしたDIG訓練を行いたいと、今、調整中でございます。恐らく2月の講師の先生の都合もあるものですから、2月をめどに今、調整を行っているので、できれば今年度、その二、三の自治会を対象に行うと、また来年度もそれ以外の自治会を対象にした形で、毎年、これを行っていくことによって、それぞれの自治会の中での防災意識も高まっていくだろうということで、毎年、続けていきたいというふうに考えております。

これは、総合振興局のほうでも、できればその自治会組織の中でそのようなものを行ってほしいという要望もございましたので、それに合致したもので厚岸町としても行っていくということで今、考えています。

●委員長（中川委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 今、町民課長のほうからお話があったのは、これはコミュニティ活動の補助金の中にそういう防災用品等の整備にかかわるものもメニューの中にあるので、それを今後、活用していきたいというふうに理解していいですか。

●委員長（中川委員） 町民課長。

●町民課長（板屋課長） 今、委員おっしゃるとおりでございます。

●委員長（中川委員） この目でほかにありませんか。

（な し）

●委員長（中川委員） なければ、進めてまいります。

3目消防施設費。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費。

6番、堀委員。

●堀委員 ここでお伺いしたいんですけれども、さきの一般質問の中でもちょっと出ていたんですけれども、中央教育審議会での学テの公表の方針といった中で、一般質問の中では教育長が「私は」というような一人称で公表すべきでないというふうにお答えしたように私は感じたんですけれども、となれば当然、合議制が教育委員会でありますから、他の4人の方々とどのようにするのかというのは、これもお話があると思うのです。それは、いつの教育委員会議で行うのか、それを教えていただきたいと思います。

●委員長（中川委員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） まず、来年度の学テの問題ですけれども、まだ実施についての北海道教育委員会のほうから意向調査がまだ来ていません。というのは、まず道教委のほうで来年の部分について市町村の意向を確認して、その上で今、道議会のほうでも若干話が出てきているようですけれども、今年度の公表等について道教委のほうである程度の方針を打ち出してくるかなと思います。

ただ、その中で道教委のほうは文科省のほうもそうですけれども、文科省のほうはあくまでも市長村教委の意向を受けた上は公表にについては判断してくれということです、その段階の前の段階ということですので、一つ道教委のほうから来年度の学テについてそれぞれの市町村どう判断するのですかというふうな意向調査来た段階において、教育委員会にも諮っていきたいというふうに考えています。

●委員長（中川委員） 6番、堀委員。

●堀委員 当然、学テは4月ですよ。毎年実施しているのは。であれば、当然、その前にはどうするのかという判断というものがあると思うのです。

今の予定だと例えば3月の教育委員会議とか、そのようなことで理解していいのか、今のスケジュールを追っていったときに、最低でも遅くても3月のときにはどうするのか決めなければ、決めていなければならないのかなというふうに思うんですけども、といったときには3月でいいのか、それとも2月なのか、1月なのか、もう少し見込みのようなものというのがあれば助かるんですけども。

●委員長（中川委員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 今までのタイムスケジュールからいきますと、遅くても2月には判断するようなことになっていこうかというふうに思います。

●委員長（中川委員） ほかにこの目でありませんか。

（な し）

●委員長（中川委員） なければ、進めてまいります。

3目教育振興費。

5目奨学奨励費。

6目スクールバス管理費。

2項小学校費、1目学校運営費。

2目学校管理費。ありませんか。

6番、堀委員。

●堀委員 資料をいただいております、平成24年度のコンピューター活用時間調べという資料をいただいております。

これは今、小学校費なんですけれども、委員長申しわけありません。これは資料も中学校の分までもありますので、あわせて質問させていただきたいと思いますのでご了承願います。

この資料見て、まず思ったのが前回も私、同じような資料を出していただいているんですけども、余り変わっていないというのが一つ。ただ、小学校については大分ふえてきたのかなといった中では、少しずつコンピューターを、せっかくあるコンピューターを活用した授業といったものの中では進んできているのかなと思うのです。

ただ、やはり愕然としたのが中学校のほうなんです。国語、社会や算数、数学、理科といった4教科や英語といったようなものの中でも、恐らく基本教科と言われるのかもしれないですけども、このような中でコンピューターを使った授業が進められているのが一つだけだと、ほかのところはゼロというような状態なんですね。

学校の教育を平準というか、等しく教育をさせようとするのであれば、当然、これらももっと平準化するようなものになっていかなければならない。確かに特色のある授業というもののの中ではわかります。ただ、文部科学省にしてもコンピューターを使った授業というものを推進した中ではICTを使ったという授業推進といった中で進めているわけなわけですから、そういった中でこのような差があるというような、私にしてみればこの太田の中学校の30時間、20時間といった、これは1年間での話ですから、もう1週間のうちの1時間あるかないかというようなくらいなのかもしれないけれども、そういうような中で決して多いとは思えないといった中で、あの設備を、あれらの整備を十分に活用していないといった中ではどうなのかと。少なくともやはりコンピューターに触れるということ自体もやはり子供たちにとってはちょっと経験にはなると思うんですけれども、そういうものも含めた中では何とかやはり、ほかの学校、厚岸や真龍や高知といった中で、もっとコンピューターの授業というものを取り入れることができないのかというふうに私だと思うのです。

ベテランの先生方がたくさんいて、なかなかコンピューターについていけない先生方ばかりなんだというのなら、私もああそうかなとかと思うのですけれども、結構、厚岸の学校とかも若い先生方もいるといった中では、決してコンピューターに触れないという年代の先生方が多いわけではないというふうに私だと思うのです。

もう少しでもいいから、やはり教育としてもっと各学校ができるような体制というものをとるべきではないのかなと。また、必要なソフトとかがあるのであれば、やはり各学校きちんと用意するなりするべきじゃないのかなというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

●委員長（中川委員） 指導室長。

●指導室長（武山室長） それでは私のほうからお答えいたします。

前回の調査のときは、恐らく旧指導要領に基づいての活動状況だったと思います。今回の学習指導要領の改定に伴いまして、今まで中学校のほうで教えていたコンピューターで文字を入力するなどのことが全て小学校のほうにおりてきました。中学校のほうでは、小学校のほうで培ったそれらの技術を応用して各教科等においては資料の収集処理というような形で、かなり中学校のほうについては活用のシフトが変わって教科の中では重きが置かれたのは技術科の中で情報手段の構成仕組み、それらをもとにした情報モラル、情報技術の活用にかかる能力、態度、こちらのほうにシフトしていっているというのが今の現状です。

確かに中学校のほう、この数字を見るとかなり国・社・数・英語も含めましてかなり利用頻度は低いという数字ですけれども、今回、各教科等で時数等がかなり窮屈になりましてというか、かなり教えるものがふえまして、前回の指導要領の中では工夫次第ではコンピューターを使ったほうがかなり効果的であろうと、そういう分野、領域もあったかと思いますが、今回の中においてはコンピューター、当然、ソフトウェア及び無料でダウンロードできるそういうアプリ等もあるんですけれども、今、学校の、特に今回、中学校の先生方にいろいろお聞きした中ではコンピューターでなかなか思うよ

うに効果的なソフトウェア、そういうものがなかなかないと、当然、いいものはかなり単価も高いと、今、考えているのはタブレット型端末及び実物投影機、このような最新型のICT情報機器等の活用がより今後の中学校には必要なんではないかと、ただしそこら辺のまだ技術が教師のほうでまだ未熟であると、教育局のほうにもお伺いしたところ、まだそのようなタブレットを導入している学校は附属中学校以外にはまだ管内のほうでも実績がないと、こちらについてもかなり効果的であるということは実証されているんですけども、なかなかそれを指導する者も少ないということで、今ちょうど中学校においては過渡期というふうに捉える見方も出ております。

ただ、学校に十分このような機器がある以上、総合的な学習の時間等も含めまして、より子供たちに小学校で培ったものを資料収集、処理、観察、そのような形で十分活用できるように各教科等でも工夫して、このコンピューターが有効的に活用が図られる、そして子供たちに情報モラル等もつけられるように、活用できるように指導をしていきたいと考えております。

- 委員長（中川委員） 堀委員に協力願いたいんですけども、休憩時間に入りたいので、再開後にお願いしたいと思います。いかがですか。

（「はい」の声あり）

- 委員長（中川委員） それでは、休憩に入ります。
再開は、15時20分でご協力ください。15時20分、再開いたします。

午後 3 時01分休憩

午後 3 時20分再開

- 委員長（中川委員） 休憩前に引き続きまして、平成25年度厚岸町一般会計補正予算を議題とし、審査を続会いたします。
堀委員の質問から始めます。
6 番、堀委員。

- 堀委員 そうは言っても太田中学校は実際にこのようにやっているという実績があるのですよね。それを見ていくと、今度は習熟度がどうなんだと、これをやることによって学習の理解度がどうなんだというものをしっかりと検証してもらわなければならないと思うのです。やったほうがいいのか、やらないほうがいいのかというのを物というのはいろいろあると思うのですけれども、やはり今後は太田中学校さんがどんどん時間もふやしていったときの習熟度と、またやらないでいた場合の習熟度、やはりそれはしっかりと教育委員会でも検証して、問題があるのであればやはりその平準化なり、何らかの対策というものを考えてもらわなければいけないと思うのですけれども、いかがでしょ

うか。

●委員長（中川委員） 指導室長。

●指導室長（武山室長） 今、委員おっしゃるとおり、やはり最終的には子供にどれだけ学力、そういうのがついたか、それにこのコンピューターを使ってどれだけ効果があらわれたか、太田中学校確かに前回の調査のときにもかなりコンピューターを使っております。少人数で非常に使いやすいという、そういうのもさておきながら、コンピューター室を使って有効に活用して、それが身についている、力が身についている、そんなことも先行実践例を検証してほかの中学校でも、このことがこういう力に結びつく、そういった事例を検証してまいりたいと考えております。

●委員長（中川委員） この目でほかにご覧いませんか。

（な し）

●委員長（中川委員） なければ、進めてまいります。

3 目教育振興費。

3 項中学校費、1 目学校運営費。

2 目学校管理費。ありませんか。

10番、谷口委員。

●谷口委員 この厚岸中学校消防設備整備事業費の改修工事、これはこの20万減は何なのですか。

●委員長（中川委員） 教育委員会管理課長。

●管理課長（佐田課長） ただいまの厚岸中学校消防設備整備事業でございますが、これにつきましては6月の定例会の中で自動火災報知器の故障がわかったということでして、厚岸中学校の火災設備の事業費が当初545万円ということで見込んでおりましたが、これが525万円の事業となりまして、その事業執行に伴う減ということで20万円の減となっております。

●委員長（中川委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 補正予算でそれだけもんだにもかかわらず、さらにその20万円の減なるということはどんなことなんでしょうか。

●委員長（中川委員） 教育委員会管理課長。

●管理課長（佐田課長） これは入札の結果、20万円の減額になったと。入札の結果、50万円の減となったこととございます。

●委員長（中川委員） よろしいですか。
ほかにこの目で質問ありませんか。ほかにありませんか。

（な し）

●委員長（中川委員） なければ、進めてまいります。

3 目教育振興費。

5 項社会教育費、1 目社会教育総務費。

2 目生涯学習推進費。

3 目公民館運営費。

4 目文化財保護費。

12番、室崎委員。

●室崎委員 先般、国の文化財になっている正行寺展というのが釧路芸術館といいましたか、そこでありまして、こういうことに非常に堪能な道外の方ですが、道東のというよりは北海道の宝がいよいよ満を持して浮上したというような言い方をしていたというのを聞きまして、厚岸町に住む者として大変嬉しく思っております。

それで、この前、厚生文教常任委員会でも拝見させていただきました。単に素人が見るだけでなく、そのときには厚岸町の学芸員がついてくれまして、それで一つ一つ非常に丁寧にわかりやすく説明をしてくださいまして、私も単に見るだけではなくて、説明を受けるとこんなに違うかというふうに思いました。二、三の質問をいたしました、全て熟知なさっておりまして、的確にご回答くださいまして、大変に建物施設もさることながら、その学芸員の学識にも関心した次第でございます。

その上でお聞きするのですが、これは厚生文教常任委員会の今回出す報告書にも皆同じ考えですので記載されておりますが、建物は確かに一宗教法人の所有にはなりますけれども、これだけ大きな税金が投入されて修復されまして、しかもそれが江戸の中後期といいますか、後期に差し掛かるところの建造物であると、そしてその質は非常に高いと。江戸後期に当時、世の中でああいうものをつくるときにはやってきたという言い方がいいのかどうか分かりませんが、桃山様式を取り入れている非常に質の高い彫刻類が入っていますし、建物の外郭を見ましても非常に手の込んだ貴重な物であると、しかも中にあるふすまは、今、日本では現存するのはこれだけでないと言われるような手法をとっているといういろいろな話を聞いておりますが、これをやはり厚岸町としては学校教育や社会教育として、まず第一に町内に住む人たちに十分に観賞理解してもらう、そういうことが必要ではないだろうか、もちろん町外からそれを見に来る人たちに対してもきちんとした機会をつくるということも大事ですが、そういうことをやはり教育委員会が主導してその道をつけていく必要があるのではないかと、そのように思います。

それで、教育委員会としても当然そういうことは考えていらっしゃると思いますので、

学校教育、社会教育の面で今後どのように進めていくのか、概略で結構ですからお考えがありましたら、この場で教えていただきたいそのように思います。

●委員長（中川委員） 生涯学習課長。

●生涯学習課長（桂川課長） 実は先般、ご住職さんとお会いしまして、その点についていろいろお話ししたんですけれども、基本的に学校教育の社会教育で観賞してもらうということについては住職さんがいらっしゃらなければ学芸員が案内するという形でやっていこうとは考えていますが、ただ一般につきましてはやはりなかなか時間がとれない場合もありますので、そして自分が中まで、本堂まで入ってもらうということ自体がなかなか観賞もできないということがありましたので、今後につきましてはこの教育的な立場から見ていただくというよりは、各学校とかいろいろなところにお話させていただきますけれども、一般については少し時間をかけて相談しないとならない部分があるのかなと思っています。

●委員長（中川委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 具体的にどうするかという話に入る前に、やはり教育委員会の基本方針というのはつくっておかなければならないと思うのです。

その基本方針に従ってどのように進めていくか、それでももちろん拝観と同時に保存ということが大事ですから、誰もいないところで勝手に上がって見て行きなさいというようなことができる種類のものではないというのは、これは当然だと思うのです。

ですから、教育委員会としてはその学校教育ならいいけれども、一般の人が教育に当たらないからだめですというようなふうになら、聞こえたんですけども、これ生涯学習教育というものだってあるわけですから、そうするとその学校教育のときには例えば真龍小学校だとか、厚岸小学校だとか、そういうところの何年性がこういう時間に見に行くということになるんでしょう、恐らく。それと同じように一般の人だって年に何回かこういう機会をつくって、そのときにこういう人たちが団体となって、そして学芸員なり、あるいは詳しい方がついて、そして拝観させてもらうといういろいろなやり方があると思うのです。そういうことをどういう方向でいくかということを知っているのであって、先様がこう言ったからこっちはだめですというような式の話は今、知っているわけではないので、もう一度整理して答弁してください。

●委員長（中川委員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 今回の部分で、まず一つは今回の正行寺展に当たっても、ぜひ町民に多く見ていただきたいということで芸術館のほうからも招待券などをいただきまして、その部分でできるだけ多くの方に見ていただこうというふうにはいたしました。

今後のことなんですが、実はいろいろな形で団体の場合はお寺さんのほうの都合を聞いて、都合のいいときについては今までも見学させていただいています。これは町内、

町外問わないで行っておりますので、特に町内の部分、なかなか今まで確かに機会を設けていないというふうには思っていますので、逆に言いますと生涯学習の講座等というふうな見学会やりますのでというふうな形では十分、開催可能だと思います。

先ほど申したとおり、学校教育についてはあわせて学校のほうとカリキュラム協議しながら住民にぜひ貴重なものですから周知していけるように図りたいというふうに思います。

●委員長（中川委員） この目でほかにございませんか。

（な し）

●委員長（中川委員） なければ、進めてまいります。

5 目博物館運営費。

6 目情報館運営費。

10番、谷口委員。

●谷口委員 この情報館運営費48万円の修繕料、これを教えていただきたいというふうに思います。まず、これを教えてください。

●委員長（中川委員） 生涯学習課長。

●生涯学習課長（桂川課長） 厚岸情報館の修繕利用であります。小便器のセンサーが故障しましたこの修繕と、小便器のセンサーが故障しまして水がとまらなかったものですからその修繕と自動火災報知器の設備の装置の修繕、それと照明機器の修繕が、あわせてこの金額になります。

●委員長（中川委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 情報館のこの修繕料がここに出されておりますけれども、情報館建設されて相当経ちましたけれども、今後、この情報館の維持補修、修繕等は予定があるのかないのか、施設自体は非常に外見的には立派に見えますけれども、今後はどうなっていますか。

●委員長（中川委員） 生涯学習課長。

●生涯学習課長（桂川課長） 今後の予定としましてはコンピューター関係、A V機器関係の更新といいますか、そういうものを予定しています。

それと、建物については私、先ほどちょっと手を挙げられなかったのですが、雨漏りが若干ありますので、それも以前からあって、いろいろとコーキングとかして修繕は重ねてきているんですけれども、なかなかとまらない、そして原因がはっきりしないという

のがありまして、実は先月も業者さんがうち来ていただいて見てもらっているのですが、なかなか原因がはっきりしないというのがありますので、その辺が今後の大きな課題になってこようかなと思っております。

それで、これについてはある程度、原因がはっきりしましたら建設課のほうにも相談しながら、大きな事故になればその3カ年計画に乗せたりというようなことは検討していかなければならないなとは考えております。

●委員長（中川委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 さっき聞いたときに知らんぷりしていて、今になってから言うというのは変じゃないですか。それから、担当課のほうではそういう建設課のほうでは、そういう事実は全く知らなかったのですか。今まで相談も受けたことはなかったのですか。いつごろからこれはあるんですか。

●委員長（中川委員） 建設課長。

●建設課長（高谷建設課長） ただいまのご質問にお答えいたします。

たまたま、あの施設につきましては、私が係の時代に担当した物件でございまして木サッシを使ってああいう形、クジラというイメージ、捕鯨のイメージでああいう情報館を建設させていただきました。

建設して翌年度ですけれども、南側のいわゆる防水の立ち上がりから防水層が切れて、そこから雨水が入り込んで雨漏りを起こしたということで何度か私も含めて対応してきております。それから、奥の物品庫につきましても一定程度、雨漏りの修繕ということで対応してきております。

最近ですけれども、そのことに関しまして、先ほど委員おっしゃったようにことしそういう相談はなかったかということでございましたけれども、ことしはそういう相談というか、報告、連絡はなかったです。

●委員長（中川委員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 今、建設課長がおっしゃったとおり、私が館長時代から雨漏りがありました。

ただ、コーキングについてはかなり施工業者、あるいは建設課等含めて水をかけるなどの作業をしてコーキングを施しております。ですから、かなり強い横風、それも向きにもよるんですけれども、それによっては1階の情報プラザと言われる入って入り口左のところに雨漏りが特に横風が強いときは見られるというふうな状況なんですけど、なかなか原因特定までは難しい状況なのかなというふうなことでは考えております。

●委員長（中川委員） 10番、谷口委員。

- 谷口委員 何か諦めてしまっているみたいなんですけれども、あれは公共施設ですよ、それで町民の利用する施設でもあり、その施設を利用するいろいろな資料財産、そういうものが備えられている施設ですよ。そうすれば、施設が常に良好な状態で管理されていなければならない施設ですよ。そういうことに対して今までどういう対応しているのかということなんです。

それで私が再三、教育委員会に行ってそういうことがないのかと聞いても「ありません」若松の学校の屋根がどうのこうのと、高知の学校が、そういう話はされたけれども、だから社会教育施設、公民会等はないのかと何回も聞いているんですよ。それでも「ない」、そういうシステムができていないのではないですか教育委員会には。

あるいは、それぞれの施設の管理の担当者がそういうことに対する報告する、あるいは施設の状況をどうしなければならないかということをしちゃんと伝える仕組みができているのか、できていないのかということなんです。

さらにひどくなって貴重な資料を保管している、そういう施設までがそういう被害を受けるようになったらどうするんですか。あるいはこちらにも言いたいけれども、相談を受けて、それをずっとことしまで、ことしも相談なかったと、だから何もないんだなと、だけど大丈夫かというくらいのことはこっちからも今まで行って原因を特定できなかったわけでしょう。そういうことができないのですか。全く連携が役場の中はないのではないのかなというふうに思うんですけれども、どうなんでしょうか。

- 委員長（中川委員） 教育長。

- 教育長（富澤教育長） もちろん大切な資料入っている部署もございます。幸いに書庫関係には雨漏り等はございませんので、現在、雨漏りの起こるところはその入り口付近のところなんですけれども、今回についてもこれについては業者さんにも見てもらう中で原因特定したいということで担当のほうについては対応をしておりますし、正直言ってかなり治まってきていることは事実なんです。もちろん、何回も調査して先ほど言ったようにコーキングも何度もかけていますので、雨漏りする部分というのはよほど強い風のあるときに入ってくる部分があるのかなというふうには思っているところなんですけれども、ただこれにしても先ほどおっしゃったとおり多くの町民が使う場所ですので、今後、注意する中で維持補修に努めてまいりたいというふうに思います。

- 委員長（中川委員） 建設課長。

- 建設課長（高谷建設課長） お答えさせていただきます。

私どもも過去に抜本的な対策をして一定程度、対応済みということで雨漏りがかなりの治まりをもう一度全部やり直したりして、対応して雨漏りを防止して、対応が済んでいるという認識でございました。

特にことしに限ってもそういったご相談も受けていないものですから、雨漏りはないものだという認識でおりましたので、先ほどからそういうご回答を申し上げた次第でございます。

うちどもも建設課として、そういった公共建築物、公共施設、設計、建設に携わっていま

すので、全く知らないぞという認識ではございませんので、その辺ご留意願いたいと思います。

●委員長（中川委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 教育長、申しわけないんですけども治まってないんですよ、はっきり言って。教育長、見たわけじゃないでしょう。行って調べたわけではないでしょう。全館くまなく歩いたわけではないでしょう、課長はどうなのかということなんですよ。

本当に何かもう雨がしみてくる程度のような答弁なんですけれども、そういう状況にはないですよ。やはり、厚岸町の施設が、あの情報館が非常に他町村からも運営の上でも非常に評価されて、高い評価をされて運営されている施設だと、ところが雨降りの日に行ったらひどい状況だったと、その状況を何も把握しないで今の今まで散々聞いても「ないです」と、何を把握するようになっているのですか教育委員会は。そういう情報、きちんとつかむ災害時に体制ができていますか。管理監督をする、そういう体制ができていますのか甚だ疑問だと思います。

ですから、私はこの際、きちんと町内の各施設どういう状況にあるのかきちんと調べ直して3月議会に報告していただきたいというふうに思うのですけれども、どうなんでしょうか。

●委員長（中川委員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 今回の部分について、直接、私自身は見に行ってはおりません。

ただ、もちろん何年間か教育長になってからも雨の状況というのは何度かは見に行っておりますし、当初は正直バケツに半分ぐらいたまるような状況がありましたから、かなりひどい状況の中からの状況を見ている中で、今の状況は想像つきますし、ただ今回については見に行っておりません。

ただ、今回に限りませんけれども情報館、あるいは公民館、施設、台風等あった折りには必ずその全ての施設を回って、その中で特に今回、建てかえになりますけれども、太田の公民館等は雨漏りがひどいということで、いつもどんな状況かというのは逐一報告をもらっておりますし、学校施設においても今回も全ての学校の中で管理職のほうから報告をいただいているというふうな状況です。

3月議会、改めて報告させていただきたいというふうに思います。

●委員長（中川委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 やはりその、特に常駐している施設でしょう。どこかの自治会や学校の校長先生や教頭先生に管理を委託している、そういう施設ではないんですよ。ですから、きつと役場の職員だってみんなそうだと思うんですけども、こういう地方公務員として仕事をするのは町民のためいろいろありますけれども、やはりその施設管理にしても大事にしていかなければならない、そして必要なときにはきちんと補修をしなければならない

いということをみんな考えていると思うのです。

ですから、そういうことがきちんと連絡できるような、あるいはこちらからもきちんとどうなんだということも聞けるような状況にしておかなければ、せっかくの立派な施設がめちゃくちゃに何年かたったらなってしまうというような管理の仕方というのを私は本当に残念でならないです。

このままいくと、きっとすっかりかびだらけになってしまってから、ああこうだったのかということになってしまう、そのあたりを含めて体制も含めてどうするか教えてください。

●委員長（中川委員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 建物の管理について、もちろん常駐しているところは、その職員が常時見回る中で毎年、亀裂等についてもチェックはさせていただいております、十分。

ただ、今回の雨漏りの部分ですけれども放置しているわけではありません。業者も呼んで調査もしておりますし、ただなかなか直らないというのがありますし、そのときの僕も何度も立ち合ったのですけれども、そのときの風の状況、風の向きによっても入ってくる場所が違うということもあって、非常に難しいこともあります。

ただ、このまま放置するということにもいきませんから、ぜひもう一度詳しく調べて調査をして雨漏りしないような形にできるように努力したいというふうに思います。

●委員長（中川委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 教育長、そういう言い方は変だと、放置してきたんだ今まで。何の連絡もしていないのだ、ちょっともう1回見てくれないかと、きちんと管理していると言えないんですよ。雨漏りがあってもそのままにしているんですよ。こっちで聞いていないんだもの。そうしたら、来年予算化しようと今、考えていますか。こういうところがだめだから来年何とか湊谷課長にお願いして、3カ年の実施計画に乗せていただきたいというようなことまで調べ上げていますか、そうではないでしょう。

やっぱりきちんと実態をつかまえるということが大事だと思うのです。だからやはり、役場の中、まだまだ風通しの悪い部分も連携の仕方も悪いところがあるのではないのかなというふうに思うのです。町長、どうですか。

●委員長（中川委員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） この部分について建設課のほうには今回、連絡は行っておりませんが、施工業者のほうにももちろん何回も過去見てもらっているというような経緯もございますので、施工業者のほうに今回の雨漏りについての部分については中含めて見てもらっているということです。今後についてはその部分含めて改善できるように努力してまいりたいというふうに思います。

●委員長（中川委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 そうすると改善できるようにということは、次年度以降、そんなのんびりしている話ではないと思うのです。次年度に向けて対策をとるということにこっちは理解していいですか、それとも、いやそう言われても3カ年実施計画にも乗せていないし、そうすると頭出すのは4年後ぐらいかなというような話をこれからずっと私は承っていかなければならないのですか。

●委員長（中川委員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） いずれにしても1回調査してみないとどの程度の補修が必要かというのはわからないと思いますので、まず調査をさせていただきたいというふうに思います。

●委員長（中川委員） この目でほかにありませんか。

（な し）

●委員長（中川委員） なければ、進めてまいります。

86ページ。

6 項保健体育費、2 目社会体育費。

3 目温水プール運営費。

4 目学校給食費。

6 番、堀委員。

●堀委員 資料を出していただきました。食材納入業者及び購入品目調べということで出していただいたんですけれども、まずお聞きしたかったのは昨今、食材に対する信頼、安心・安全というものが非常に不安が世情となっております。今までおいしい、おいしいと食べていたものが実は調整肉だったとか、そういうような話というものをテレビや何かでもいっぱい聞くに及んで、まず学校給食といった中での食材の安全・安心といったものの中ではしっかりと考えられているのか、産地の偽装やまたアレルギー品目の加工品への購入等がないようなものというのがしっかりとされているのかどうかをお聞きしたいと思います。

●委員長（中川委員） 教育委員会管理課長。

●管理課長（佐田課長） ただいまの関係でございますけれども、昨今、新聞紙上等でホテル等での偽装表示の問題が取りざたされているということがございます。給食センターといたしましては、業者を毎年選定するに当たりまして、各業者から成分の表とか、最

近の検査表等、行っているところでございます。

野菜、それから豚肉、鶏肉とそれぞれ食材の種類がございますけれども、野菜につきましては国産、それから道産を指定しておりますし、外国産のものは使っていないということでもあります。

それから、豚肉、それから鶏肉等につきましても、これにつきましても北海道産を使用しております。牛肉については年に1回、または2回程度しか使うことがないんですけれども、それにつきましても管内産を1回使っていますし、2回、3回使うことはないんですが、その他ニュージーランド、オーストラリア産ということでの表示を聞いております。

それから、魚につきましては地元産、道内産というものを主に使っておりますが、国外産の中においてはロシア産等を使っている場合もありますけれども、それら食材購入に当たりましては各業者さんのほうにきちとした形の中で納入していただきたいということで、年度当初、あるいは毎月の購入の中でお話をさせていただいているところでございます。

●委員長（中川委員） 6番、堀委員。

●堀委員 わかりました。今後もしっかりとその産地や成分等のものの中ではちゃんと見ていっていただきたいなというふうに思います。

あともう1点なんですけれども、私はびっくりしたのは思いのほか町外からの購入の業者の数というのも多いのに私はびっくりしたのですよ。恐らくこの資料の中では学校給食会から上が厚岸町内で学校給食会から下は全て町外の業者だと思うんですけれども。先ほど言われていましたけれども業者の選定といった中で町外の業者がこのようにたくさんいると、品目だけを見ると町内からも当然、調達可能な品目というのがいっぱいありますよね。そういった中ではどうなのかと、いろいろと町内振興、商業振興とか、産業振興といったものの中では、また食育、地産地消といった教育をしていく中では、やはりそういう購入業者においても買えるものはできるだけ町内の業者からやはり買うべきできないのかと。特に生鮮品や何かというものの中では、町内での生産者がいるのであれば、そこからの積極的な購入というのを考えていくべきだし、また加工品においても町内にはいろいろな加工屋さんがいらっしゃいますから、そういった中ではそこからの購入というものをもっともっと考えていくべきだと、食材を考える上でも町外からの購入に頼らなければならないメニューを考えるよりは、町内での調達可能なメニューをやはり優先的に考えていくようなことというのが必要だと思うのです。

今回のこの資料であくまでも品目と業者名だけで、その量というものまではわからないので、実際には地元が多くてというものがあるのかもしれませんが、先ほど言われたとおり業者の選定というものを最初にされているのであれば、その段階でもっと町内の業者というものがいろいろな業者が入ってきててもいいのかなと、もっと町外の業者というのは、例えば学校給食会のパンやスキムミルクといった中では、ごくごく限られたものだけで済むと私だと思うのです。その辺についてはどのようにお考えなのでしょうか。

●委員長（中川委員） 教育委員会管理課長。

●管理課長（佐田課長） ただいまのご質問でございますけれども。食材の発注につきましては年度当初に行っているわけですし、例えば時価でないもの、味噌であるとか、それから麺であるとかというものについては年度当初に見積もりをしております。

それから時価のそのときそのときによって金額が変わってくるようなものについては、毎月見積もりをとっているところでございます。

ただいまの委員おっしゃいましたように、町内業者をもっと使うべきでないのかという話でございますけれども、給食センターといたしましても基本的にはやはり町内の業者さんを選定した中でやっていくというのが一番ウエート置いて行っているわけですが、選定できない理由としては品目が揃えられないとか、町内の中では。それから急な数量が変わったりすることも結構あるものですから、小学校、中学校の給食となりますとほぼ1,000食近い量数を必要とするわけございまして、実際に町内の業者さんの中でも見積もり合わせを依頼しても、この数量であればできないというような回答をいただいた中で町内業者さんを選定しているということでございますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

●委員長（中川委員） 6番、堀委員。

●堀委員 そうすると、ここにある品目というものは、大体、その町内の業者にも声はかけたけれども、町内の業者が断ったりなりと、そういうようなものばかりだというふうに理解してよろしいのでしょうか。

●委員長（中川委員） 教育委員会管理課長。

●管理課長（佐田課長） ただいま委員おっしゃいました全ての業者さん、ここに書かれております品目について全て賄えないところがあるのかという話なんですけれども、例えば牛乳の場合ですと表紙の関係ですが一つのルールがございまして、北海道のほうで取りまとめた中で、年度当初にどこどこの牛乳のものをを使うというようなことで、北海道全体で決まってくるようなものもあります。

それから、牛乳、地元業者もありますけれども200ccのパックで調達できないということもあります。町内の牛乳につきましては年に何度か入れてはおりますけれども、全てを賄い切れないというのが現状でございます。

●委員長（中川委員） 6番、堀委員。

●堀委員 牛乳のような特殊な取り扱いの必要なものも、さも全体のような取り扱いに關して必要なもののように言われたら困ると思うのです。牛乳については私も何度か地元生産の牛乳といったものを使うとかといったものの中でどうなんだということも多少聞

いたりもしているので、その状況というのはわかるんですけども、それじゃないほかのものです。

例えば、冷凍食品だとだってあると思いますし、味噌や醤油にしても当然、町内の業者で用意ができないというふうにならないと思うのです。そういった中ではもっと考えるべきではないのかなというふうに思います。

ただ、そこで私方が心配するのは、そういう地元業者の率を高めていったがために、結果的に単価的なものが折り合いがつかなくなるというのは一つの大きな恐れかなというふうには私も思います。ただ、それについてはいろいろ考えもいろいろとあるところだとは思いますが、食育とか、地場産品を使うとかというもののの中では別な財源というものをやはり とかというものを考えるというのも一つなのかなと、こうやって子供もどんどん少なくなってきた中では総体の予算といったものを考えたときには、そういうものを考える時期に来ているんじゃないのかなというふうに私自体は思うんですけども、それ自体の質問はまた次にやるんですけども、ただ、やはりそういったものを考えていってもやはり地元産で、地元からできるだけ買うんだというものをやはり考えていただきたい。こうやって見たときに、これだったらあそこの商店にいつも売っているようなものだよねとかというようなものであれば、やはれぜひとも地元からの食材の調達というものをできるだけ考えていただきたいと。

そこで、給食費がといったときには、また別な段階でお話というものをしていかなければならないのかなというふうに思いますが、どうでしょうか。

●委員長（中川委員） 給食センター長。

●給食センター所長（田中所長） 地元の物を優先というのは、それは一番頭に置いていることです、私たちも。

一番、なぜ地元の物が二の次になってしまうのかというと、グラム数というカロリーもあります、グラム数というのがあるのです。小学校であれば3段階に分かれたカロリー数、中学校は別、大体、小学校、中学校というふうに給食の部分についてはグラム数で分けているのですよね、小学校であれば切り身の魚は50グラムだと、中学校であれば70グラムだとか、そういうものを小学校だと大体560から600近い感じです。あと、中学校だと400に近いような数字で、大体両方合わせると1,000個ぐらい必要なんですけども、そういうものを地元の業者さんに毎月、見積もり合わせをするので数字を上げて、金額を上げてもらっているんですけども、残念ながらどうしても地元の業者さんの取り扱いの物だとまず品数が少ないことと、残念ながら金額が高いという部分が出てきます。

多少の金額の差であればと思うんですけども、やはり1切れについて20円ぐらいの差が出てくると、小学校の207円の給食費の中で30円の副食と50円の副食ではちょっと厳しいものがあるもので、どうしても量が揃えられて、グラム数が同一なもの、そして値段も安いもの、安全なものというふうに考えていくと、今のところは残念ながら町外の物を使うことが多いというふうになってしまいます。

地元の物で魚がとれる町ですので、魚という部分ではとてもいい食材があるんですけども、それを加工してもらうのにやはりグラム数の統一というのをお願いすると、業

者さんのほうではちょっとそれは厳しいので、数量が少ないのだったらわかるけれども、ちょっと量が多すぎてというのでお断りいただきました。

それとあとは、品数の部分ではやはり町外の業者さんのほうがたくさん種類を持っているのです。給食ですので、毎日同じものというわけにもいきませんので、やはりいろいろな献立ということを考えたときには、同じ魚でもいろいろなものということになってくるので、厚岸町でとれるシャケだとか、それからサンマだとか、そういう部分については使わせてもらうこともあるんですけども、やはりそれ以外のスズキだとか、多いのはサバの味噌煮だとか、塩焼きにしたりだとか、やはり安価で同じグラム数、同じ量のものを揃えるという部分です。

学校給食の場合は数の変更というのがあるので、そのときに減らすのはいいんですけども、ふやすのは厳しいのです。10個、20個というふうにふやしていくとなると、その数であれば1パックで50個入りだとか、そういうふうになってくるのでなかなか変な話融通が利かない言ったほうがいいでしょうか、その地元の業者さんにはすごい迷惑をかけてしまうようなことがあるのです。ですので、今のところは地元の業者さんを使ってお願いできるものはお願いしているんですけども、委員言われたようにやはり町外の業者さんが多いということには今はなっております。

●委員長（中川委員） 6番、堀委員。

●堀委員 詳しく説明していただきましてありがとうございます。なるほど。

そこでちょっと思ったんですけども、そうすると例えば町内の業者対応できないようなロットや企画といったもの、例えばそれをもっと指導していくことによって、逆に町内の業者も町内の学校給食だけじゃなくて、ほかの近隣の町村の学校給食とかにも同じような基準としてどんどん売りに行くということだって当然、考えられるようになるんじゃないのかなというふうに思うのです。

そういった中で、学校給食で扱うに必要なやはりそういったものの情報というものを地元の業者さんのほうにも流していただいた中で、これは今度、こちらの中小振興というとかという話、企業振興の話にもなると思うのですけれども、そういったほうにもやはり結びつけながら、業者の育成というものを図りながら地元の食材をできるだけ使う、地元の業者をできるだけ使うというような方向性を出していただきたいなというふうには要望したいなとは思います。

先ほど言われたとおり、今現在の実質の中では確かに単価的に大分違うのでといった中では理解できますけれども、そういった中でもできるだけ安価でおいしいもの、何せ新鮮な物が地元ではたくさん取れるわけなんですから、それをやはり地元の子供方にはできるだけ食べさせてあげたいなといったものの思いの中では、できるだけ意を配っていただければありがたいなというふうに思いますけれども、よろしく願いいたします。

●委員長（中川委員） 学校給食センター所長。

●給食センター所長（田中所長） 大変わかりました。参考にさせていただきます。

あと地元の業者さんが地元産の食材を使って全道的に流しているというか、全道的にPRして使ってもらっているものも厚岸町はありますので、それはその町の給食センターも1カ月に1回、2カ月に1回ということで使わせてもらっていますので、これからも地元産の物を業者さんと話をしながら使わせていただきたいと思います。

●委員長（中川委員） この目でほかにありませんか。

（な し）

●委員長（中川委員） なければ、進めてまいります。

10款災害復旧費、2項農林水産業施設災害復旧費、2目農業用施設災害復旧費。

11款1項公債費、1目元金。

2目利子。ありませんか。

12款1項1目給与費。ありませんか。

次に、1ページにお戻り願います。

債務負担行為の補正。

それから1ページの第3条地方債の補正。ありませんか。

総体的にございせんか。

（な し）

●委員長（中川委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（中川委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

●委員長（中川委員） ここで、次に84号に入るんですけども、保健福祉課長より議案87号の説明資料の……議案83号で要求があった説明資料なんですね。それを差しかえてほしいのです、という要望でございます。言っている意味わかりますね。

休憩します。

午後4時16分休憩

午後4時17分再開

●委員長（中川委員） それでは、再開いたします。

議案第84号 平成25年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。

第1条の歳入歳出予算の補正、4ページ、事項別明細書をお開き願います。

6ページの歳入から進めてまいります。

お諮りいたします。

款項目により審査を進めてまいります。

失礼をいたしました、款項目で進めてまいりましたが、これからは款項で進めてまいりたいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

●委員長（中川委員） 異議なしと認めます。

それでは、審査を続けてまいります。

4款国庫支出金、2項国庫補助金。

6番、堀委員。

●堀委員 ここでお聞きしたいのは、去る10月10日に国民健康保険の療養給付費負担金及び財政調整交付金の算定にかかる減額調整についてということで、会計検査員のほうから厚生労働大臣あてに報告書が上がっておりました。

何気なく私、見ていましたら、これは北海道内ほとんどの町村が名前を連ねておりまして、ここには厚岸町も当然あって、新聞の報道では返還金のようなものが生じるような報道がありました。この経過について、まず説明していただきたいと思います。

●委員長（中川委員） 町民課長。

●町民課長（板屋課長） ただいまの過大交付金の関係について説明させて説明させていただきます。

この関係、経過でございますけれども、平成16年ですけれども北海道医療給付事業について所得制限の導入制の改正がありまして、市町村の事務処理が円滑に進められるようにということで、北海道が市町村宛に簡便に行えるように一覧表を資料として配付しております。

それ以降、この資料に基づきまして請求等を行ってきたわけでございますけれども、それが会計検査院の調査によりまして間違いがあったということでございます。

それでうちの町としまして平成20年なんですけれども、北海道のほうにちょっと疑義があるということで照会をかけた経緯があります。ですけれども、そのときの北海道、道庁の回答なんですけれども、全道一律のこの表を使ってくれという指導を受けて今回の結果に至ったということになってございます。（「負担金とか、そこら辺の……」と発言する者あり）

返還金でございますけれども、財政調整交付金でございますけれども、これが平成19年度から21年度までの3年分で121万5,000円、それから療養給付費負担金でございますけれども、これが平成18年度から21年度までの4年分で276万円という金額となつてござ

います。

●委員長（中川委員） 6 番、堀委員。

●堀委員 そうすると21年度を最後に、直近においてはこのような指摘というものはなかったということで理解していいのかなと思うんですけども、そうするとこれの過大にもらっていたという中では、報道では返すというような中なんですけれども、この予算措置やその返還のスケジュールというのは今後どのようになっていくのでしょうか。

●委員長（中川委員） 町民課長。

●町民課長（板屋課長） この予算措置でございますけれども、実はこれは9月の定例会において補正予算計上しておりまして、そこで議決いただいて予算化はなっております。

それと支払う時期でございますけれども、今年度中、恐らく2月か3月に請求が来て支払うスケジュールになると思われております。

●委員長（中川委員） 6 番、堀委員。

●堀委員 では、例えば議会とかにもこのように会計検査で指摘され、しかも是正措置還付というものが出た中でお金を返す、議会にも何も報告のないまま知らない間に予算を計上して、もしかしたら知らない間に国のほうに返還されたかもしれないということなののでしょうか。

●委員長（中川委員） 町民課長。

●町民課長（板屋課長） そう言われますと、確かに9月の補正を提案した段階で、提案理由の説明の中では説明しているんですけども、確かに言われるとおりの説明が足りなかったと言われればそのとおりだと思います。

●委員長（中川委員） 6 番、堀委員。

●堀委員 9月の議会で提案理由の説明の中にあったのですか。

●委員長（中川委員） 町民課長。

●町民課長（板屋課長） 申しわけございません、そのとき償還金これだけでございまして、ほかにも4項目ぐらい一緒に予算計上しておりまして、確かにこの部分についての説明はなかったと思います。大変、申しわけなく思っております。

●委員長（中川委員） 6 番、堀委員。

- 堀委員 全然説明がなくて、それでいいんでしょうか。私たちが知り得るのはきちっと提案理由のときに、これこれこういうのであれですよということで説明がなければ、私たち知りようがないんです。

この還付金と言ったらいいのか、返還金というのは毎年発生していますよね。去年の9月の予算を見ると約3,600万円ほど上がっていたのかなと思うんですけども、ことは1,900万円だったと思うんですけども、そのくらい1,600万円だったかな、何かそのくらいの金額が補正予算で上がったので、去年に比べて減ったんだなといったぐらいの認識でしか私たちはないんです。

そんな会計検査で指摘されて、国のほうで今までもらっていたやつを返還しなければならない、はっきり言って重大な問題なんですけれども、これを何も説明がないまま予算執行しようとする、一体どういうことなんでしょうか。

- 委員長（中川委員） 町民課長。

- 町民課長（板屋課長） 確かに委員言われるとおりでございます。本来であれば、もっと詳しく質問がなくてもそういう説明がなされなければならなかったというのは大変、反省しているところでございます。

今後、このようなことがないようにいたしますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

- 委員長（中川委員） 6番、堀委員。

- 堀委員 今後このようなことがないと言われても、本当に困るんですよ。説明のないものを上げられて、いつの間にか知らない間に、どれだけ議会が軽んじられているのかと私だと思わざるを得ないんです。

財政課長はこれは予算要求というものが当然あったと思うんですけども、この問題に、会計検査のほうから指摘があって返還金が生じるということは承知していたのでしょうか。税財政課長ですね、申しわけありません。

- 委員長（中川委員） 税財政課長。

- 税財政課長（小島課長） ご答弁申し上げます。

9月補正の段階で精算の返還金というのが1,692万3,000円という補正予算を組ませていただきました。これは例年9月補正の段階で、過去のさまざまな負担金、補助金等の交付金等の精算をさせていただいているわけですが、その段階では今、質疑を受けているような状況の中での返還金であるという認識が、認識というか、それほどの重大なことであるということがなかったものですから、通常の前年度精算返還金の中で提案説明させていただいたということでございます。

私もこの件について10月になってから新聞報道されまして、この部分は12月以降の補

正予算で出るのかなというふうに思っておりましたが、実は9月の段階で大変申しわけないんですけども含まれていたということは私としてもその段階で認識したということとでございまして、内部的にきちんとした情報の共有がなくなってなかったなというところは反省しているところでございます。

●委員長（中川委員） 6番、堀委員。

●堀委員 原課のほうが、私は原課のほうがやはりきちんと財政に例年あるやつの中では、なかなか原課のほうが重きかなというふうには思うのです。

当然、最終的には予算計上の中で税財政課長のほうが権限を持って当然、上げるわけなんですけれども、ただこのように会計検査員から指摘されて、返還金が生じるようなこと、これって一体、重大なことではないのでしょうか。ほかにもいろいろ会計監査ってありますよね、指摘されますよね、いろいろと。

そういった中で、是正改善措置を求められる、これだけの措置があったこと、本来であれば私、きちんとした行政報告なんていうものがあるべきだというふう思うんですけども、それについてはどのようにお考えなのでしょうか。

●委員長（中川委員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からお答えさせていただきます。

返還金の関係で、こういう事実があったということについては、しかも指摘があったということについては会計執行上、まことに申しわけなく思います。

さらにはまた前もっての説明がなかったということについても、議会と行政は常に私、お話ししておりますが両輪である中で、そういう出来事があったということは、これまたまことに申しわけなく思うところであります。どこか議会論議の中でいろいろとその事実が判明いたしましたわけでありまして、町長といたしましても監督責任者として大変、申しわけなく思うわけでありまして。

その中で今後、そういうことのないように、「ハウレンソウ」という話がありますが、室崎議員からも指摘をされたところでありますが、しかしながら我々は行政執行上においては十分に連絡、そしてまた密な連携をとりながら、いろいろと行政執行をいたしているつもりであります。こういうことが事実としてわかったということについては今後ないように監督者として責任を感じながら行政を執行させていただきたいと、そのように思いますのでご理解を賜りたくお願いを申し上げます。

●委員長（中川委員） 6番、堀委員。

●堀委員 会計としては甚だおかしい会計をされているというふうに言わざるを得ないというふうに私は思います。

このような指摘事項があったことについて報告もないというのであれば、ではほかのいろいろな会計検査ありますよね、防衛や農林水産や、いろいろな会計検査で、いつの

間にか知らない間に仮に見つかってお金を返すようなことがあっても、いつの間にか知らないようにして予算を上げて返してしまって、議会のほうにも何も報告がなければいいんだとなれば、例えば職員の人方は会計検査の何月に来るといった場合には超勤や何かもしながら、通常業務のほかにもその会計検査の対応といったものの中では多忙な業務を極めるわけなんです。

多少、指摘されたって全然関係ないようなものだったら、そんな業務はしなくてもいいんじゃないかというふうに私だと思うのです。やはりそうはいかないというふうに私も思います。

そういった中では、もっとしっかりとやってもらわなければいけない、それは会計上の問題ですから、先ほど今、町長も謝られたので、これ以上、余り言いたくはないとは思いますが。

ただ、先ほどの経過を聞いたときに平成20年に厚岸町のほうから疑義を申し立て、それが北海道のほうで取り合っていただけなくて、結果的に返還金を生じるような結果に陥ったと、やはりこれは本来、北海道が悪いのであると私は思うのですよね。これについてはどうでしょうか。

●委員長（中川委員） 町民課長。

●町民課長（板屋課長） 確かに私たちの気持ちとしては北海道の指導のもとやった結果がこのような返還金が生じるということになって、委員言われるとおりは、100%そう言いたいところですけども、それならば町は道の言うとおりに何でもやるのかという話にもなります。

確かに疑義は申しました。ただ、そこではねつけられて、そこでそのとおりにまた言うことを聞いてしまったということに対しては、これからもっと主体性を持って、もっと勉強をして、北海道がこう言っても対抗できるだけの知識を持って仕事を進めていきたいと思っています。

●委員長（中川委員） 6番、堀委員。

●堀委員 指導官庁である北海道がこう言ったらなかなか断れないのは、私も実際にそういう北海道との折衝の業務とかにも携わっていた中では思います。であれば、しっかりと厚岸町として北海道に謝罪を求めるべきだし、そのように思うのですけれどもどうでしょうか。

少なくとも担当する部長以上の方々に来ていただいて、このような事態を生じさせたことについて大変申しわけないと、そのような謝罪があるべきではないかと思うのですけれども、どうでしょうか。

●委員長（中川委員） 町長。

●町長（若狭町長） 今、厳しい指摘があったわけでありまして。町民課長としてもいろいろと

その経緯をお話をいただいて、私自体も道に対してこういう事実があったということにつきましては町長として道のほうにも、その経緯を踏まえてお話をさせていただきたいと、そのように考えるわけであります。

また、議会との関係であります。行政報告、これは法的な根拠はありませんけれども、必要に応じて町長が行政報告をするわけであります。または、昨日のように議員協議会、または議員会とか、また各委員会等に報告をするという方式は、形式はあるかと思いますが、本当に今回の場合は、こういう重大の課題があったにもかかわらず、そういう皆さん方に周知をする機会がなかったということは申しわけなく重ねておわびを申し上げたいと。今後、そういうことのないように、常に車の両輪という意味合いからいっても、行政と議会が町民の代表としてそれぞれ責任がありますので、今後そういうことのないように連携を密にしながら、こういう問題については処理をさせていただきたいと、かように考えますのでご理解賜りたいと存じます。

●委員長（中川委員） 6番、堀委員。

●堀委員 町長わかりました。ぜひお願いいたします。

そこで委員長にお願いがあります。

委員長のほうから、今件、審議に当たってこのような事態というものが判明した中で、今後、北海道のほうから厚岸町のほうに謝罪がある場合、ぜひとも議長も臨席をいただいた上に、その経過というものを、その後に開かれたときの議員協議会で報告をいただきたいというように伝えていただきたいと思うのですけれども、よろしいでしょうか。

●委員長（中川委員） はい、わかりました。

●委員長（中川委員） ほかにこの項ではありませんか。

（な し）

●委員長（中川委員） なければ進めてまいります。

5款1項療養給付費等交付金。

6款1項前期高齢者交付金。

10款繰入金、1項一般会計繰入金。

1款総務費、1項総務管理費。

2項町税費。

2款保険給付費、2項高額療養費。

3款1項後期高齢者支援金等。ありませんか。

4款1項前期高齢者納付金等。

5款1項老人保健拠出金。

6款1項介護納付金。

8款保健事業費、1項特定健康診査等事業費。

2 項保健事業費。

以上で、歳出を終わります。

総体的にございませんか。

(な し)

●委員長（中川委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

●委員長（中川委員） ここで、本会議開催のため、委員会を休憩いたします。

午後 4 時40分休憩

午後 4 時41分再開

●委員長（中川委員） 委員会を再開いたします。

次に、議案第85号 平成25年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算を議題とし、審査を進めてまいります。

第1条の歳入歳出予算の補正、4 ページをお開きください。

事項別明細書、5 ページの歳入から進めてまいります。

款項で進めてまいります。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料。

2 項手数料。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金。

5 款繰入金、1 項一般会計繰入金。

7 款1 項町債。

以上で歳入を終わります。

歳出に入ります。

1 款総務費、1 項総務管理費。

2 款水道費、1 項水道事業費。

3 款災害復旧費、1 項簡易水道施設災害復旧費。ありませんか。

1 ページにお戻りください、第2条の地方債の補正。そして3 ページの第2 表に地方債の補正が記録され、ありませんか。総体的にございませんか。

(な し)

- 委員長（中川委員） なければ、以上で、質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長（中川委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

- 委員長（中川委員） 次に、議案第86号 平成25年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

1 ページの歳入歳出予算の補正、3 ページ、事項別明細書をお開き願います。4 ページの歳入から進めてまいります。

款項より、進めてまいります。

5 款繰入金、1 項一般会計繰入金。

6 款諸収入、2 項雑入。

以上で歳入を終わり、歳出に入ります。

1 款下水道費、1 項下水道管理費。

10番、谷口委員。

- 谷口委員 ここでお伺いしたいのは、環境管理費ということになるのかちょっとわかりませんが、下水道も家庭だとか、こういう施設のし尿だとか、家庭の雑排水をいわゆる処理場で処理する事業と、その雨水を処理する下水道事業、二つを厚岸町はやっています。

それで、宮園の鉄北だとか、門静地域でその事業が行われていると思う、そのほかにもあるのかもしれませんが、台風の18号で門静がえらい水浸しになってしまいましたよね。それで、あの下水道がきちんと機能したのかどうなのか、その辺はどういうふうに検証しておられるのかお伺いしたいのですが。

- 委員長（中川委員） 水道課長。

- 水道課長（遠田課長） 今回の台風18号の大雨で、確かに門静地区道路が冠水したということですが、下水道事業なんかで雨水整備、雨水対策の整備もしていますけれども、一定の基準に基づいて行われておりますので、今回の台風18号のように町内の河川の基準の資料を見ますとほぼ200年に一度の大雨というふうな記載もありまして、それだけ大きなものについては、さすがに対応は難しいというふうに思っております。

ただ、通常考えられる雨水排水については十分対応できるものというふうに考えてお

りました。

●委員長（中川委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 18号は特にひどかったのですけれども、最近、門静のあの一带、たびたび浸水が続いていますよね。そうすると、ああいう下水道の排水施設が基準に合っているというふうに言われますけれども、普通の雨ではある程度はあれで飲み込んでいくことができるんだらうけれども、結果的にちょっと強い大雨等があると、門静は、この間みたいに通行どめになるほどではないけれども、結果的に民家はそれより下にあるわけですから、結果的に床上浸水までいってしまうというところが結構出ているというような状況なんです。

そういうことを考えると、今のもう両側をきちんと固められちゃっていますよね。ですから、あの間を通して水が排水できる量というのは決まっていると思うのです。それが今、課長おっしゃったようにいろいろなことを計算した上で、あれが相当なんだということなんだと思いますけれども、200年に一度と言わなくてもせめて100年に一度ぐらいの対応ができるような施設ではないと困るのではないのかなというふうに思うんですけれども、そういうことを考えた対策を今後どうするのか考えておられるのかどうかお伺いをいたします。

●委員長（中川委員） 水道課長。

●水道課長（遠田課長） 雨の降り方も最近強くなっているように、気象が大分激変してきているという現状がありますので、整備したときはその時点の基準に基づいて設計されたものですが、最近のこういう状況から今後はそのようなものに対応できるかどうか、いろいろ検討して対策をとっていきたいというふうに思います。

●委員長（中川委員） この項でほかにありませんか。

（な し）

●委員長（中川委員） なければ、進めてまいります。

2 項下水道事業費。ありませんか。なければ、進めてまいります。

3 款 1 項公債費。ありませんか。

ここで歳出を終わります。

総体的にございせんか。

（な し）

●委員長（中川委員） なければ、以上で、質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものに決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長（中川委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

- 委員長（中川委員） 次に、議案第87号 平成25年度厚岸町介護保険特別会計補正予算を議題とし、審査を進めてまいります。

第1条の歳入歳出予算の補正、3ページ、事項別明細書をお開きください。

4ページ、歳入から進めてまいります。これも、款項で進めてまいります。

7款繰入金、1項一般会計繰入金。

歳入終わります。

歳出に入ります。

1款総務費、1項総務管理費。

2項徴収費。

4款地域支援事業費、2項包括的支援事業・任意事業費。

以上で、歳出を終わります。

総体的にございませんか。

(な し)

- 委員長（中川委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長（中川委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

- 委員長（中川委員） 次に、議案第88号 平成25年度厚岸町介護サービス事業特別会計補正予算を議題とし、審査を進めてまいります。

第1条の歳入歳出予算の補正。3ページの事項別明細書をお開き願います。

4ページの歳入から進めてまいります。

1款サービス収入、1項介護給付費収入。

10番、谷口委員。

- 谷口委員 ここで、この施設介護サービス費収入でお伺いしたいのですが、お願いした資料をいただいているんですけれども、先ほどいただいた資料、入所率を教えてください

いたのですが、今年度の入所状況はどうなっているのか、ちょっと教えてください。

●委員長（中川委員） 特老ホーム施設長。

●特老施設長（高橋施設長） お答えいたします。

まず、心和園の短期入所であります。短期入所、ショートです。失礼しました、上から行きたいと思います。一番目の通所介護収入、これはデイサービスの部分でございます。

申しわけございません、施設の入所の関係をお答えいたします。

25年度の入所につきましては、前年度に比較しまして1日換算でほぼ変わらず0.7%の今現在、増でございます。稼働率につきましては、前年度より0.8%の増となっております。この要因ですけれども、25年度は現段階で94.8%になります。

失礼しました、現段階では前年度94.6%が今年度は95.4%でございます。

●委員長（中川委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 去年より1%まではいかないけれども、稼働状況はいいと。そして、このユニット多床でどういうふうになりますか。

●委員長（中川委員） 特老ホーム施設長。

●特老施設長（高橋施設長） 申しわけございません、今年度につきましてはユニットと多床室の区分は出しておりません。前年度までは出しておりますけれども、今年度、今現在では出しておりませんで、今、申し上げました95.4%は合計、施設設計の数字でございます。

●委員長（中川委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 それで、今は聞いていけばことしも4床弱かなと、今のところ空きというか、ベッドの稼働していないのが大体4ベッドぐらいが空いて、22年度が6床ぐらいで、23年度が5床、そして4年、5年と4床弱で推移しているのかなと、空きベッドが、それで、これ資料いただいてちょっとこの間、説明されたときとちょっと違うなというふうに私たちの聞き方が悪かったのは、この多床室の空きベッドが多いという、90%をちょっと超えた状態できていたと、ここ何年か。ことしはきっと94、5%のラインなのかなと、去年とことしと。

それで、この多床室の空きベッドなんですけれども、先ほど待機者が厚岸では常にここ最近100人を超える待機者がいるという状況ですよね。それで、町内の4、5を見ても40人ぐらい待機者がいるという状況で、以前100%にならない原因は何なんだというように聞いたら、入所されている方が入院をして、そのうち帰ってくるかもしれないので、そのベッドを使うことはできないんだというようなことを言われていたのです。

ところが、100人からの待機者がいて、町内で4、5でも、40人の待機者がいて、ベッドの稼働率が悪いというか、これ希望しているから申し込んでいるわけでしょう、片方では。ところが、片方では91%とか2%の稼働で、そのあたりは94%、それでも1床か2床は空いてるといような状況になっているということが、どうしてこういう状況になったのかは検証されているのでしょうか。

やはり今、せっかくショートステイのベッドをつくっているにもかかわらず、一時は100%を超えたショートだって稼働率だったのに、今はそこまでいっていないわけでしょう。両方そういう状況にあるというのは、私はこの入所希望者に対して非常に失礼ではないのかなと。

これは、それとやはり地域の産業に与える影響も大きいと思うのです。やはり、介護に若いお母さんたちが当たらなければならないと、そうすれば仕事のほうにも十分、手が回らないと、そういうのをきちんとしていくためにも、こういう入所希望者に対する手当をきちんと心がけてやるということも大事ではないのかなというふうに思うんですけども、それについてはどういうことなのでしょう。

●委員長（中川委員） 特老ホーム施設長。

●特老施設長（高橋施設長） まず、稼働率のご説明ですけれども、稼働率なんですけれども、これは空いているということではなくて、これは1日換算でなっております。たまたま、その入院している期間もこの稼働率に含まれておりますので、23年の方が仮に1カ月とか1週間とか入院したときには、その部分についてはこの稼働率に入っておりません。

ほとんど、年間通じて長期に68床のうち空いているということはございません。空くというのは、例えば入所されている方が亡くなられて、次の手続きの期間で空床、空きベッドになる期間はございますけれども、ただ空いているということは、そういう計算ではございません。たまたま、その入院者がたくさん出た年、例えば感染症がはやったたくさんの方が入院されたとか、あとは長期で入院される方がたくさんいたとかというときには、ベッドのこの稼働率というのが下がるのです。

その間でも、おっしゃったように入院されても帰ってくるまではベッドは空けておかなければなりませんので、その部分については新しい人、入所はさせられません。ただ、空いているベッドにつきましては、ショートの利用はかなりございますので、空いている限り、そのショートの利用につきましては、そちらのほうに振り向けるという形になってございます。

●委員長（中川委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） お配りをさせていただきました資料については、一番上の平成25年11月時点で、町内分72名というふうになっております。

今、この72名が待機しているわけでございますけれども、私ども正式に総合振興局等を通じて確認したのは10月1日の時点でちょっと申し上げますと、この時点では72名と

か76名というふうになっております。そのうち、今の老人保健施設、それから医療機関、それからケアハウス、認知症グループホーム、それから療養老人ホームという在宅でない方々が35名、75名中41名が実際には待機をされていた状態で、要介護3が20人、要介護4が8人、要介護5が2人と、こういう在宅者であったということでございます。

●委員長（中川委員）　ここの項ではかにございませんか。

（な　　し）

●委員長（中川委員）　なければ、進めてまいります。

3 項自己負担金収入。

5 項自立支援給付費収入。

6 款財産収入、1 項財産運用収入。

8 款繰入金、1 項一般会計繰入金。

9 番、南谷委員。

●南谷委員　8 款 1 項一般会計繰入金、マイナス1,034万3,000円、ここでお尋ねをさせていただきます。

この要因なんですけれども、以前にお伺いしたときには人件費が、雪害の人件費関係で減額になったということでその分、一般会計への繰り入れも下がりましたと、こういう説明を受けたんですけれども、まず人件費がどのように下がったのかも含めて広がるんですけれど、お尋ねをさせていただきたいと思います。

●委員長（中川委員）　特老ホーム施設長。

●特老施設長（高橋施設長）　繰入金の減った原因でございますけれども、まず施設のサービス費収入が上がっております。あと、通所介護、デイサービスのほうも収入が上がっております。

それと、今、お話ありましたとおり、人件費の部分で嘱託職員が2名在職しております。済みません、訂正いたします、年度末で職員が退職しておりますけれども、そのうち2名は自己都合退職ということで当初見込んでおりませんでした。その部分の減額がありますし、その補充といたしまして嘱託職員ではなくて、臨時職員を2名増員しております。臨時職員と嘱託職員の差額がありますので、その部分で繰入金が減少したということでございます。

●委員長（中川委員）　9 番、南谷委員。

●南谷委員　わかりました。

そこで、今回、指定管理の関係もあるので確認をさせていただきたいなと思うんですけれども、105号の説明資料の中でこのいただいた書類なんですけれども14ページ、ここ

にショートとデイサービス、心和園とデイサービスの平成24年度の収支だと思うのですが、収支の差額、合算しますと平成24年度が8,444万2,000円、平成23年度7,932万円、それから平成22年度は6,186万7,000円、ということで、それぞれこれは、一般会計からの繰り出しなんですか、その分、大体ということと、その辺の確認をさせていただきたいということで、その上で平成25年度、このいただいた2ページ、補正予算の繰入金の欄でございますが、当初予算8,846万8,000円、これに対しまして今回1,000万円の減額でございますから、最終的にはここで今のこのままでいくと7,812万5,000円の繰り入れになるだろうという当初予算からの推計で、このままでいくのかどうか、その辺をこの2点について確認をさせていただきます。

●委員長（中川委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 議案第105号説明資料の14ページに厚岸町在宅老人デイサービスセンターの収支差額、19年度から平成24年度、それから下段に厚岸町立特別養護老人ホーム心和園、同じく収支差額、平成19年度から平成24年度、この三角がついている部分が一般会計からの繰入金、決算額を1,000円単位で表示している内容でございます。

●委員長（中川委員） 特老ホーム施設長。

●特老施設長（高橋施設長） 私からは繰入金の関係を答弁申し上げます。

このままでいくのかというご質問でございますけれども、見込みとしてはそうなります。ただ、先ほど申しましたようにベッドの稼働率、これから病気で入院される方がたくさん出たとか、あるいは感染症のはやりぐあい、あるいはデイサービスの利用の関係とかが変動がやはりございますので、その部分が大きなマイナス要因がなければこのままいくものと考えております。

●委員長（中川委員） 9番、南谷委員。

●南谷委員 数字の上は理解させていただきました。

もう1点確認をさせていただきたいのですが、人の臨時対応もされたのでしょうかけれども、スタッフが実質少なくなっていますよね、心和園施設内で働く皆さんにとっては、当初予定しているよりも今年度、人員が、スタッフが減っているわけですから、その辺、入所している人にサービス含めてどうなっているのか、それから今後も年内、今の現有スタッフで大丈夫なのかと、その辺、お尋ねをさせていただきます。

●委員長（中川委員） 特老ホーム施設長。

●特老施設長（高橋施設長） お答えいたします。

確かに嘱託職員2名減っております。その補充としては臨時職員を2名補充しておりますけれども、職員を介護職員としてプロでございます。少ない人数で多少、職員の頭

数はそのまま嘱託職員が減りまして、いろいろスタッフの業務分担とか見直しをしまして、今まではないような発想で新しい介護の部屋の区割りとか、そういう部分を工夫をして、今まで以上に目の行き届くようなサービスをできるように今、職員頑張っております。

ですから、今年度におきましてはそういうサービスの低下とか、そういうご心配をおかけするようなことはないかと思っております。

●委員長（中川委員） 9番、南谷委員。

●南谷委員 大変心強い答弁をいただいたのですけれども、何せ大事な町民の皆さんの生命、身体を預かるというのですか、サービスを提供する身ですから健常者がどう思うかということと、またサービスを受ける側というか、しっかりとした体制、少ない人数で頑張るのはいいけれども、くれぐれも事故のないように、またスタッフの皆さんも連携取り合って、しっかりやっていただければなと思いますし、来年度に向けては体制というのはいかがなのでしょう。この、今の現有減った人数で推移するのかなどうか、この辺については試算をどう捉えているのかなということについてお尋ねさせていただきます。

●委員長（中川委員） 特老ホーム施設長。

●特老施設長（高橋施設長） 人員的には現在の介護員数が、ほぼ必要かなというふうに考えておりますし、そのスタッフで十分、賄えるものと考えております。

また、先ほど申し上げましたとおり、いろいろ創意工夫をして安全に、そして快適な介護サービスができるよう、職員一丸となって頑張っておりますので、これからもそういうご心配はいただいておりますけれども、施設の運営につきましては問題はないかなと思っております。

●委員長（中川委員） この項でほかに。

3番、石澤委員。

●石澤委員 この今、嘱託職員が3名減って、臨時職員が2名、体制は大丈夫と言っていましたけれども、臨時職員が夜勤に入ることはできないですね。今、いろいろな方法でやっていくと言いました……。

●委員長（中川委員） 休憩します。

午後5時15分休憩

午後5時16分再開

●委員長（中川委員） 再開します。

石澤委員。

●石澤委員 臨時職員のほうがふえたことよっての夜勤の体制に無理かかっていないのか、それからいろいろな方法でやっていると申しましたけれども、この中で。それは、具体的にどのような方法でやっていくのですか。

●委員長（中川委員） 特老ホーム施設長。

●特老施設長（高橋施設長） 今現在、おっしゃるよに臨時職員は夜勤はしていません。

嘱託職員が2名減りましたので、若干、嘱託職員の夜勤の回数はふえております。ですけれども、今まで例えばユニットのほうであればリーダーという者が夜勤の回数はほとんどなかったのですけれども、今、それらも含めて全体の中で勤務割りをして、できるだけ全体の夜勤をふやさないで、1人当たりの夜勤をふやさないで介護ができるよに今、工夫をしております。

●委員長（中川委員） 3番、石澤委員。

●石澤委員 そのユニットにしても、多床室にしても、多床室3名でしたか、夜勤のときはユニット1名ですか、2名ですか。1名ですか。

そういう場合でやっていたのに、どうしても回数ふえていくときに体の負担とかって出てくると思うのですけれども、そういうような、大変なんだというよな介護者からの話とか、そういうものは施設のところには伝わってはいないのでしょうか。

●委員長（中川委員） 特老ホーム施設長。

●特老施設長（高橋施設長） 夜勤の問題でございますけれども、確かにその夜勤、おっしゃるよに多床室3名、ユニット1名、合計4名の体制で夜勤をしております。ユニットは1名ですので、仮にユニットのほうで何か手が足りなくなった場合には多床室からの応援、当然行くよな体制をとっております。

そして、その夜勤のときに何かあれば確かに対応が足りないときもあります。今言ったよに、多床室からの応援、多床室は3名いますので、その中でやり繰りはある程度できるんですけれども、それでも対応が困難というときには待機者っておりますので、そちらのほうに連絡をして、施設のほうに出て対応するよな体制もとっております。ですので、実質的にそれで業務が困難になるとかという部分については余りないというふうに思っておりますし、職員のほうからは夜勤だけでなく、日勤の大変さも聞いてはおります。その辺もどういふ形で対応していけばいいかなということは、職員とも日々話して、こういうふうにしたらそれがちょっと改善できるかなというよな方向性も見出して行っておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

●委員長（中川委員） よろしいですか。

ほかにこの項ではありませんか。

（な し）

●委員長（中川委員） なければ、進めてまいります。

9 款諸収入、1 項雑入。

8 番、竹田委員。

●竹田委員 雑入のところの参議院議員選挙不在者投票特別経費と町長選挙不在者投票特別経費、ここで外部の立会人ということでちょっと聞きたいと思います。

厚岸町はどのような形で進めていっているのかちょっとわからないのでお聞きいたします。

外部の立会人ということで、不在者投票の管理者となる病院や特別養護老人ホーム等の施設、町の依頼を受けて市の選挙管理委員が選定、任命するというふうに普通は法律上なっているんですけども、厚岸町はどのような不在者投票、この外部の立会人についてどのような方策でやっていますか。

●委員長（中川委員） 特老ホーム施設長。

●特老施設長（高橋施設長） 選挙の立会人の関係でございますけれども、施設のほうで何名か投票される方がいらっしゃいます。その際には、選挙管理委員会のほうに依頼をして、選挙管理委員会のほうから立会人をこちらのほうに来ていただくような形をとっております。

●委員長（中川委員） 8 番、竹田委員。

●竹田委員 外部の立会人という言葉に値する外部の立会人を設けているということですか。

●委員長（中川委員） 総務課長。

●総務課長（會田総務課長） 厚岸町選挙管理委員会としましては、そのような施設から要請があった場合、基本的には私が外部立会人としてそこに立ち合っております。

●委員長（中川委員） 8 番、竹田委員。

●竹田委員 外部の立会人ということの意味で、公平中立性という確保はその場で必ずしも100%と言えるぐらいの確保制というのは保たれているのかどうか。

●委員長（中川委員） 総務課長。

●総務課長（會田総務課長） 十分、100%確保できているというふうに思っております。

●委員長（中川委員） この項で、ほかに質問ありませんか。

（な し）

●委員長（中川委員） なければ、進めてまいります。

これで、歳入を終わりました、歳出に入ります。

1 款サービス事業費、1 項居宅サービス事業費。

次、10ページをお開き願います。

2 項施設サービス事業費。ありませんか。

（な し）

●委員長（中川委員） なければ、以上で、歳出を終わります。

総体的にございませんか。

（な し）

●委員長（中川委員） なければ、以上で、質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（中川委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

●委員長（中川委員） 続きまして、次に、議案第89号 平成25年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題といたします。

第1条の歳入歳出予算の補正。3 ページ、事項別明細書をお開き願います。

4 ページ、歳入から進めてまいります。

3 款繰入金、1 項一般会計繰入金。

以上で歳入を終わります。

歳出に入ります。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 項後期高齢者医療広域連合納付金。

ありませんか。

(な し)

- 委員長（中川委員） 以上で歳出を終わります。

総体的にございませんか。

(な し)

- 委員長（中川委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長（中川委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

- 委員長（中川委員） 次に、議案第90号 平成25年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計補正予算を議題といたします。

第1条の歳入歳出予算の補正。3ページ、事項別明細書をお開き願います。

4ページの歳入から進めてまいります。

1款サービス収入、1項介護給付費収入。ございませんか。

(な し)

- 委員長（中川委員） 歳入を終わり、歳出に入ります。

1款サービス事業費、1項施設サービス事業費。

- 委員長（中川委員） 以上で歳出を終わります。

総体的にございませんか。

(な し)

- 委員長（中川委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長（中川委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

- 委員長（中川委員） 次に、議案第91号 平成25年度厚岸町水道事業会計補正予算を議題といたします。

1 ページの第2条、業務予定量の補正。
ありませんか。

（な し）

- 委員長（中川委員） 次に、第3条の収益的収入及び支出。10ページをお開き願います。

収益的収入。

1 款水道事業収益、1 項営業収益。

2 項営業外収益。

収益的支出に入ります。

1 款水道事業費、1 項営業費用。

2 項営業外費用。

収益的支出を終わります。

1 ページにお戻りください。

第4条の資本的収入及び支出です。

12ページをお開き願います。

款項で進めてまいります。

資本的収入。

1 款資本的収入、1 項企業債。

2 項国庫補助金。

4 項他会計補助金。

次に、資本的支出に入ります。

1 款資本的支出、1 項建設改良費。

10番、谷口委員。

- 谷口委員 この設備改修事業なんですけれども、これちょっと教えてほしいのと、総体のほうで聞くので、後で教えていただきたい。

これをまず、ちょっと教えてください。

- 委員長（中川委員） 水道課長。

- 水道課長（遠田課長） 設備改良費なんですけど、今回、この中に今回いたしました取水施設の災害対策工事が含まれております。

今回、動かなくなった取水ポンプを屋外の操作盤を持って、ふ化場の土手のところと
いいですか、現地見られてわかったかと思えますけれども、完全に取水施設が水没して、
現地に行けなくてもサケマスふ化場の高台のところから外部の操作盤で取水ポンプを操

作するための設備を新たに設備する費用、それからそこまでにたどり着くための取りつけ道路の整備がこの中に含まれております。それが主なものになります。

●委員長（中川委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 そうすると、今度はこれ以上、今度はさっきは200年間隔とおっしゃっていましたが、500年間隔ぐらいまでは大丈夫な災害対策工事が行われるというふうに考えていいのかな。

●委員長（中川委員） 水道課長。

●水道課長（遠田課長） 今回の雨の水位であれば、十分ポンプをとめないで最小限の運転ができる設備をつくれます。

ただ、それ以上となりますと、これは何とも言えませんが、しかも今回は完璧とまではさすがに費用の関係でいきませんで、暫定的と言ってはあれなんですけれども、完全に非常用発電機とか、遠隔制輸送置とか、全てをセットした設備ということには残念ながら費用の関係でなりません、少なくとも今回と同じぐらいの雨でポンプの操作ができなくなるということは避けられるという設備にしています。

●委員長（中川委員） ほかにありませんか。

（な し）

●委員長（中川委員） なければ、資本的支出を終わります。

2 ページにお戻りください。

5 条の企業債の補正。ありませんか。

（な し）

●委員長（中川委員） 6 条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正。ございませんか。

（な し）

●委員長（中川委員） 7 条他会計からの補助金の補正。ありませんか。

（な し）

●委員長（中川委員） なければ、総体的にございませんか。

(な し)

- 委員長（中川委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長（中川委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

- 委員長（中川委員） 次に、議案第92号 平成25年度厚岸町病院事業会計補正予算を議題といたします。

1 ページ、第2条、業務の予定量の補正。

12番、室崎委員。

- 室崎委員 毎年のことなんですけれども、当初予算は収支勘定があるように業務の予定量をつくらなければならないですね。そして、それを補正していくより仕方ないのですね、これは。それはわかっているのです。だから、それがいいの、悪いのという話ではございませんから。

それで、今回、数を減らすという形の補正が当然、出ておられます。これは例年とみてどういう推移なんでしょうか、そのあたり例年との比較した話を教えていただきたい。

- 委員長（中川委員） 病院事務長。

- 病院事務長（土肥事務長） お答えいたします。

予算上はこういった数字になっておりますけれども、昨年補正の予算時点では入院患者が1日当たり43人という見込みでございました。それに対して決算では42.9人と、一方、外来ではこの時点で3月までの見込みを204人、1日当たり、それに対して212人という実績でありました。

ですから、外来のほうはほぼ昨年並みの推移できておりますけれども、入院のほうは今回37名の予定でおりますので、大体6人から7人ぐらいが限度の見込みだろうなというふうに今思っておりますが、何せ提案理由の説明でも申し上げましたとおり、外科の部分は外来のほうは対応ある程度できていると、ところが入院になりますと大きな手術は最近はやっておりますけれども、簡単な手術ですね、これが今現在、入院管理ができないということで、どうしても釧路のほうに送らざるを得ないということで、しかも帰ってくる患者さん、終えられて、一定程度の手術等々終えられて、その後、自宅に戻るか町立厚岸病院が担う部分というのはこれまでもありましたけれども、そういった部分も含めると、常勤での外科の先生がいないということが大きく響いているかなというところであります。

今後の見込みも含めまして、若干そういうところでは厳しい状況にあるということは、今現在言えると考えてございます。

●委員長（中川委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 わかりました。

外科というのは経営には非常に大きな外科の手術というのはものであるということも聞いておりますので、次の条で、3条のほうでもって、また収入の話になりますから、またそこでちょっとそっちの数字はお聞きしますけれども、そういう苦しい状況の中で今、進めているということは事実であるということで、今おきます。

それから、委員長ちょっと済みません、数からちょっと離れますが、ちょっとついでですからお許しいただきたい、簡単に終わります。

この外来で現在、予約制というものはどの程度、ある科だけ予約制で科は違うとか、あるいは毎回、防災行政無線で流れてくるんですけれども、月に何回か脳外の先生がおいでになりますよね、これは完全なる予約制ですね、それだけはみんなの耳に入るんですが、そのあたり予約制の話をちょっと教えていただきたい。

●委員長（中川委員） 病院事務長。

●病院事務長（土肥事務長） 基本的には外来の待ち時間をできるだけ縮めたいという要望もありますし、我々もそういった対応をしたいということで、小児科については、ただし突発的な患者さんが結構おりますので、小児科は先生の予約なしと、ほかの科は希望される方は基本的に予約をしていただくと、あるいは定期的な服薬が必要な方、この方たちはやはり予約していただいて、できるだけ時間に来て、それで1時間から、ないし2時間の中でお帰りいただけるような対策をとりたいという要望と我々病院側の思いがありますので、そういった形で全部、基本的には予約と。ただし、来られた方は基本的に全員診るという形で進めております。

●委員長（中川委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 そういう予約を徹底して今やっていますよと、小児科というのは例外があったとしてもという話が案外知られていないのです。

それからまた、誰がどういうふうを受けてどうだったのか、私はその点を聞いているわけではないのではっきりしない話なのですが、病院に脳外は予約はそれ以外のところでどうですかということで整形を聞いたら、それはすぐ来てください予約ではありませんからと言われたのというような話をする人がいたり、聞き違いもありますから、そんな話で目くじら立てるわけではないんですけども、やはりどういう体制を今とっているか、一時予約がなくなりましたでしょう。そういう記憶が相当強いのです。

ですから、そのあたりまた、何らかの形で町民に知らせる点をよろしくお願いしたいと。それでないと、行ったら予約の人が後ろにつけられたというのは、やはりいろいろ

とぐあいのいいときじゃないですから、行くのは。ありまして、そのあたりはよろしく
お願いしたい。

●委員長（中川委員） 病院事務長。

●病院事務長（土肥事務長） 病院、年に1回必ず広報で周知を含めて、そういった形でお知らせをしているコーナーがありますけれども、何せ締め関係もありますので、できるだけいろいろな情報を出したいなと考えておりますが、なかなかそういう機会も多くないということでは、外来のほうに予約に関して各科の情報というのを紙で置いていますし、それから大きな紙で院内掲示もしております、またホームページでのその辺のことを知らせておりますが、やはり不安な方も結構いますので、適時、適切な機会を捉えて、なおかつさらに周知も含めて取り組んでいきたいと思っております。

●委員長（中川委員） 業務の予定量の補正でありませんか、ほかに。

（な し）

●委員長（中川委員） なければ、進めてまいります。

次に、2ページの第3条収益的収入及び支出。

11ページをお開き願います。収益的収入から進めてまいります。

1款病院事業収益、1項医業収益。

12番、室崎委員。

●室崎委員 先ほどさせていただいた質問とつながってくるわけですが、今回、補正して
いますよね。医業収益。

この補正した数値というのは現在、見られるというところだと思うのですが、大体、今の時期で年度末のある程度の予想はできると思うのです。その状況でやはり外科の手術がないというようなことで相当、厳しい状況に行かざるを得ないのではないかと、患者数のほうで厳しくて、収益のほうでそうじゃありませんということはないでしょうか。

一応、今、予測立っている例年と比べてどの程度になるか、その見込みを教えてください。

●委員長（中川委員） 病院事務長。

●病院事務長（土肥事務長） この収支を見た場合には、まだ収入の部分では5,000万弱不足しております。

今後、この5,000万の部分をごどこまで回復できるかということなんですが、大変、厳しいと。ただ、昨年と比較した場合に外科の先生がいない部分、費用も落ちておりますので、そういった部分では厳しいながらも、やや並みには進んでおりますが、補助金の部

分で昨年の不良債務解消に伴って内部留保資金、これを使いますので、そことうまく調整をして、何とか少しは減らしたいなとは思いますが、今のところ収支では5,000万不足しているという状況でございます。

●委員長（中川委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 いろいろな努力なさって5,000万円は圧縮していこうということでやっていかれると思うのです。

それで、突発的な大きな変動がない限り、そういういろいろなことをやって、ある程度の見通しは立ちますよ。それでどうなのですか、最終的には4,000万円程度まで持っていこうということなののでしょうか。それとも、それはちょっと無理だということなののでしょうか、どのぐらいの見込みで今いますか。

●委員長（中川委員） 病院事務長。

●病院事務長（土肥事務長） 大変厳しい状況にあるということです。

まずは37人の平均も、入院患者のほうですね、こちらのほうでは見ておりますけれども、果たしてこの5人、6人の昨年に比べての減で済むかといえば、実はこれ10月末の状況からの補正予算の組んでいる状況なんです。

それから、また今の状況では変化もしております。変な話ですけども、亡くなる方も何人か続いたりして、かといってすぐ入れるというような状況でもありません。その辺はうちの先生方も適切な医療の範囲で入院していただくということをやっておりますので、入院収入に関してはちょっと厳しい状況にあるのかなと。

ちょっと今の段階では数字を申し上げられるような状況にはないということです。

●委員長（中川委員） ほかにこの項ではありませんか。

（な し）

●委員長（中川委員） なければ、進めてまいります。

2 項医業外収益。

収益的収入を終わり、収益的支出に入ります。

1 款病院事業費用、1 項医業費用。ありませんか。

2 項医業外費用。

資本的収入に入ります。

1 款資本的収入、1 項補助金。

ありませんか。

（な し）

●委員長（中川委員） なければ、資本的収入を終わります。

資本的支出に入ります。

1 款資本的支出、1 項建設改良費。ありませんか。

次に、3 ページにお戻りください。

5 条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費です。ございませんか。

（な し）

●委員長（中川委員） なければ、他会計からの補助金、ございませんか。

（な し）

●委員長（中川委員） なければ、総体的にございませんか。

12 番、室崎委員。

●室崎委員 病院は常に経営は大変なんです。というのは、民間じゃないので不採算部門というものを持っていますよね。その明確に不採算部門とされるもの以外でも、やはり民間としては余りやりたくないようなものでも町民の命と健康を預かるためには町立病院はやっていかなければならないわけです。

そうすると、動けば動くほど収入が厳しくなるというような部分もわかっていてもやらなければならないという面がありますので、赤字大いに結構という意味では決してありませんけれども、赤黒の話ばかりしていたのでは、町立病院の機能というものはどこかに消えてしまうという部分があるかと思います。

今、先ほど 2 回、今、質問させていただきましたが、その中でも出てくるんですね。一つは外科の手術がないということで、収入のほうで厳しくなっていると、しかし医師が 1 人いないから、その部分の人件費がかからないという意味では赤黒だけの話をすると、それだけ楽になったと、こういうことになるのです。

でも、医師が 1 人いないから楽になりましたということは、ひっくり返して言うと町民に対する町立病院として予定している医療がそれだけできなくなっているということなんです。だから経費がかからないというだけなのです。

そうすると、ここの部分だけとってみますと、それがいわゆる赤字を圧迫しないという意味での黒字ですね、だったとしてもそれは決して褒められた黒字ではないですよ。そういうような部分も見ながら町立病院としてどれだけの機能をしているかということをお我々としても適正に評価していかなければならないと、しみじみ思いながら言っているのですが、一番いいのは優秀なみんなにいいお医者さんだと言われるその外科医が、町立病院に常駐してくれることが非常に大事なわけです。

そういう意味で、当然、医師の確保について努力はなさっているとは思いますが、昨今の状況は大変、厳しいということは何も町立病院に限ったことではないと思いますが、このあたりの状況、これについて簡単に結構ですから説明してください。

●委員長（中川委員） 病院事務長。

●病院事務長（土肥事務長） 第1回定例会のほうでもお話しあったと思いますが、大変、全国的に医師不足と、中でも小児科、産婦人科、昨今は外科、大変、医療行為に対する訴訟なんかもふえておりまして、特に外科はそういったことが多いということで、なり手がないということです。

ことしの春からさまざまな形で町長も院長と大学関係、それから今、支援をいただいている病院関係訪問していただきながら、訪問させてもらいながら対応をしておりますけれども、実は町長にも2人ばかり会っていただきました。会っていただく機会がありましたけれども、残念ながら固定医として迎え入れられる状況がまだ整っていないというところでは、大変厳しい状況でありますけれども、今の支援をいただいている医療機関は3件あります。これは外来のほうで、こちらのほうの院長先生なり、それから母体となる地域の振興協会と大きな団体が運営しております。そちらのほうとも何とか半年とか1年でなくても、1カ月交代ぐらいで常時、夜も入院患者さんを受け入れられるような状況、体制にならないかということで、つい先月もお願いに、院長と2人で私、お願いに行ってきたという経緯がありますが、何せ厳しい状況というところでは、この常勤の確保というのはちょっとまだ見込みが立っていないという段階です。

実はお話しのありました先生も、つい先日、ちょっと違うほうにということでお断りをいただいたという、大変厳しい現状にあるというところでございます。

●委員長（中川委員） 総体的にありませんか。

（な し）

●委員長（中川委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（中川委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

●委員長（中川委員） 以上で、平成25年度各会計補正予算審査特別委員会に付託されました補正予算10件の審査は終了いたしました。

よって、平成25年度各会計補正予算審査特別委員会を閉会いたします。

午後5時50分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成25年12月 9 日

平成25年度各会計補正予算審査特別委員会

委 員 長

副委員長